

市民科学通信

07 2025 No.62

【今日も畑へ通う】「草」雑感	中川在代	02
近況短信：ファンタジーにある老い	宮崎 昭	03
—団地タクシー奮闘記「選挙日運行の顛末」の巻（32）—		
まちづくりにおける自治体など行政の失敗	塩小路橋宅三	05
新型コロナウイルスによる人災（前編）	三宅正伸	08
—コロナ禍での感染において罹患した地域社会—		
篠原さんが考え残したこと（前編）	宮崎 昭	15
—柄谷行人との出会い—		
篠原さんが考え残したこと（後編）	宮崎 昭	23
—木田 元『反哲学入門』に挑む—		
銃のない世界 —銃器の使用価値という視点から—	宮崎 昭	30
【本の紹介】侍留置啓介『働かないおじさんは資本主義を 生き延びる術を知っている』（光文社新書・2025年）	三宅正伸	38
関西万博にてアドマン精神蘇る＝体験記	真島正臣	41
悩める赤シャツ —京都・人間座公演《赤シャツ》—	照井日出喜	44
ドイツ連邦議会選挙（3）	照井日出喜	49
—『われわれの社会は、危険に曝されている（グレゴール・ギジ ・インタビュー』（下）〔2025年3月25日〕）—		
【連載；企業と戦争⑥】企業経営と戦争責任、その6（終）	重本冬水	58
—「徴用工問題」にみる日本企業の経営責任—		
『自由からの逃走』における		
日高六郎氏の「個人の解放」という訳語について	竹内真澄	65
私的労働と社会的労働の関係について	竹内真澄	67
世界宗教の黄金律と主権国家的分断	竹内真澄	72
尾ひれは付くのか？ 未来社会構想の大切さ（6）	青野豊一	75
—どこに問題が鮮明に現れているか？		
未来の「縮小社会」は、夢の社会の到来ではない—		
【草稿】 市民の平和力とは何か	中村共一	87
—力としての「永遠平和」—（上）		

2025年7月28日 発行

発行：NGO 市民科学京都研究所

事務局 E-mail: sigemo.nao@gmail.com

【今日も畑へ通う】「草」雑感

中川在代

今年は梅雨が短く、早々と猛暑、雨が少なく、暑さに慣れない体で、連日、畑の作物への水やりに追われた。作物が昼間ぐったりする中、草だけは勢いを増し、瞬く間に草むらになる。

「アフリカ経済開発論」で、アフリカの現状を、砂漠化・耕地の劣化・人口増の中で、急速に進みつつある土地の希少化に重大な意味、農業労働者が最多で、小規模家族経営が大半、余剰な働き手は都市や海外へ移動、ケニアやエジプト等、花木や園芸作物の空輸で収入を得ている国もあるが、大部分は自家用の食料を栽培、降雨は不安定で天水頼み、病害虫・害鳥・害虫の被害が大きい。目には見えにくいのが、雑草が収量に大きく影響。雑草取りが農作業の7割をしめ、9割は女性が担っている。手鋤頼りで。

夏草が日毎に繁茂する空家の敷地、耕作しない田畑も同様、牛舎の糞を大量に搬入したまるで林のような田畑、視界を遮る道路脇の草、黒豆と高さを競うような一面の草、防獣ネットに絡んで手を焼かせもする。土はタネの貯蔵庫・地下茎や球根の住まいであり、地表は花畑にも野生動物のねぐらにもなる。

草は移動できないが、しぶとい生存戦略を備えている。風や動物にタネを運ばせ、農機具に付着して移住、雨不足、除草剤や草刈り機にも対応して、根を深く伸ばし、地表を這い（接地点で根を下ろす）、地下茎ではびこり、抜いただけでは枯れない、小さな切片からでも成長するし、小さくても花を付け結実、感服の至りである。

草取りはなかなかの重労働である。立ったり屈んだりしながらの移動は膝や腰にこたえ、道具を動かす腕も辛いし、草かぶれも痒い。地表近くは草いきれできつく、虫の襲撃も手強い。ノリ面での作業はよけいに負担が大きい。道具を見失うこともよくある。

草刈機は近年開発が進み、肩掛け・手押し・自走・トラクター等への装着と多様化、ノリ面・畝間に対応するものもある。私がなんとか使いこなせるのは充電式の刈払機のみ。それでも随分重いし、自転車で運ぶ必要があり、傷つける物・絡む物を避け、怪我にも気が抜けない。

農薬は使わず、プラスチックの使用も最低限にと努めてきたが、今年は苗代に敷いた大量の黒マルチシートが残り、草避け目的で空き畝に被せることにした。風対策を工夫しながら効果を期待している。枯れにくい草の干場にもなっている。

気候変動で、熱波・洪水・干ばつ・山林火災・海面上昇等が頻発、紛争も止まない、世界の表土や淡水が減り、建造物で覆われた地表、人口増の中で食料をどう確保していくのか、難しい課題を突きつけられているのではないか。

畑仕事は、草取りに留まらず、水やり・棚作り・鳥獣虫害と、課題がいっぱい、近年は夏場の熱中症がかまびすしい。年々きつくなるが「食べ物をつくる」ことは楽しい。「あと何年続けられるかなあ」と、次の草休みを楽しみに今日も畑へ通う。

(なかがわ すみよ)

近況短信：ファンタジーにある「老い」

—団地タクシー奮闘記「選挙日運行の顛末」の巻—（32）

宮崎 昭

この「団地タクシー」を運転しているのは、先日 77 歳になったキャリア 8 年になろうとする老人です。

タクシーを利用している人たちも老人です。いわば、ローロー（老老）相互扶助の泣き笑い報告です。

ここで「タクシー」と銘打っていますが、電動アシストのついた、重さ 100 キロ近くある三輪自転車です。ヒトとモノを乗せると自身の体重もあり、かなりの重量になって、ペダルが相当重くなります。坂道があるから余計大変です。「開業」して 12 年以上になりました。

6 月から真夏日が続き、やはり熱中症の対策に気を使います。基本中の基本ですが、朝昼晩の食事をしっかり摂り、睡眠時間を削って遊ばず、働かず、水分補給に気を配ることです。これはなにも熱中症対策に止まらず、日々の健康を維持していくための「養生訓」（貝原益軒）でもあります。

最近、老後をいかに生きるか、というテーマの本が乱発しているように思います。あわせて、「ひとり」で老後をいかに楽しく暮らすかという著書も目白押しです。「そうね」「そうなんだろうね」と頷くものの、高齢者は、皆がそうだといいたしません、自己流の生活スタイルを、そう簡単に変えることはできません。熱中症対策で「エアコンを使って」というメッセージが流れていますが、このところ急上昇している電気代のことを思って、我慢している人も多いと聞きます。

§

この団地タクシー、通常は日曜日運休なのですが、6 月 22 日の都議選、7 月 20 日の参院選には臨時運行で臨みました。国民の権利行使に少しでもお役に立てたらという思いからです。

投票所までは、途中公道があり段差もあるので、道路向かいのタクシーターミナルまで送り届けることになります。そこから歩いて 40 メーターほどの距離です。人によっては、自治会が用意した車いすに乗り換えて投票所に行く人も稀にあります。

午前 10 時から午後 2 時までの運行（通常は午前 11 時から午後 3 時まで）で、タクシー 2 台、運転手 3 名で対応しました。殺到するかもしれないと思い、事前の準備に万全を期したのです。

6 月 22 日、お天気はまーまーで、3 人が身構えたことは言うまでもありません。ちなみに、期日前投票も含めて都議選の投票率は 47.59%、八王子市は 49.03%でした。決して高い投票率とはいえません。

さて、私たちの居住区（選挙区）です。団地タクシーの利用者は意外にも 10 名足らずで、投票所に行くために利用したのは、推定 3 名でした。残りは、通常の買い物での利用です。

では 7 月 20 日参院選ではどうだったのでしょうか。全国の投票率は 58.51%、前回比

6. 46%増の上昇で、危惧された連休中日の投票率低下は免れたようです。ちなみに、東京は61.53%で全国第3位ということですから、相対的にまずまずというところでしょうか。団地タクシーの利用者は15名で、都議選よりも増えたのですが、投票所に向かったのはやはり3名程度で、投票率向上に寄与したかどうかは分かりません。

§

残念ながら、投票所への送迎は、どうも私たちの目論見とは違った結果となりました。これは推測なのですが、バスを利用する元気な人は期日前投票を利用します。今回の参院選では、会場となったショッピングセンターで投票者に飲食店などの割引券が配布されました。いわゆる「選挙割」です。20日投票の期日前投票の13日には、この割引券を求めて長蛇の列ができたのです。「選挙＝参政」という権利行使が、飲食という享楽と結びついた結果です。しかし、これは投票率を高める施策として、かなり効果を上げていたのではないかと思います。学生が発案して始まったわけですが、期日前だけでなく、投票日当日に証明書をもらい、それが有効利用できるというのですから、グッド・アイデアでしょう。オーストラリアでは、投票所がまるでパーティでもあるかのように、飲食が振る舞われるといえます。

ただ、そういう経緯があつて投票率が高まっても、その結果が「面白半分」と疑われても仕方のないものであったとしたらやり切りません。

問題なのは、団地タクシーを利用してまで投票に向かうことをしない人たちです。面倒くさいのでしょうか。実際、20日の参院選での臨時運行では、買い物目的の人が大半だったのです。選挙割の恩恵を無視してまで、「権利」の行使をしないのはなぜなのでしょう。

7月20日の投票日も炎天下でした。確かに、投票所に出かける労苦はある「決意」がなければ報われることはありません。自分の1票が社会を変えたいという希望が必要です。でも、高齢者にとっては、「働きもしない、ごくつぶし」でもあるかのようなインフルエンサーの言葉が飛び交い、肩身が狭くなります。女性の高齢者は子どもを産まないといって、まるで「棄民」扱いの言葉も流れています。

§

新聞の折り込みチラシのなかには、「家庭に眠っている宝石、貴金属はありませんか」といった類の“お誘い”が多く見られます。タンスに眠っているお宝を狙ってのことだと思えます。若き頃に手にした思い出の品々を、まるで「遺品」のごとく扱うのです。歳老いたのだから、もう不要でしょう、と。私の住む八王子だけではないでしょうが、「家族葬」や「樹木葬」のチラシが毎日のように届きます。

今回の参議院選挙で「躍進」した参政党が“日本人ファースト”を謳っていますが、その「日本人」のなかに高齢者は含まれているのでしょうか。積極的には投票しないという「棄権」の行為は、高齢者の無言の抵抗する意思があるように思われて仕方ありません。

* 「団地タクシー」は、八王子市内のUR大型団地内でボランティアによる運行を行っている三輪自転車です。

(みやざき あきら)

まちづくりにおける 自治体など行政の失敗

塩小路橋宅三

コロナ禍において顕著にみられたのは行政の失敗である。コロナ禍における直接的な対応もさることながら、まちづくりの基本であるハイタッチを「人流抑制」「ソーシャルディスタンス」「三密回避」などというお題目によって、「不要不急」のことには安易にハイテクで補おうとしたことが大失敗なのである。寄り添って支援という濃密な関係構築を「不要不急」とされたために孤立死した高齢者などは「死人に口なし」で無念な思いに違いないが、自治体など行政は国からの指示通りに任務を遂行したとの官僚主義では済まされるものではない。そもそも「緊急」と「例外」の定義の違いを考えずに、緊急で例外なのであるとして不本意ながらも殺人行為を犯した責任放棄の行政には反省の態度すら見られない。つまり、緊急であっても人が死んでも仕方がないという例外ではなかったのである。ましてや、「あなたの大事な人を守るために社会的距離を」などと呼びかけていた行政は、詭弁そのものであって「盗人に追い銭」である。社会的距離を物理的距離と読み替えをした行政当局の猛省は必要なところである。つまり、距離をとるべきは人間とウイルスの距離であって、人間と人間の距離ではないのである。この社会的の意味をもっとシビアに考えるべきであった。

まちづくりには「自助、共助、公助」が必要と言われるが、一般的に自助でできることは自分自身で、自分一人で難しいことは地域での共助で、共助で解決できないようなことは行政による公助でと、補完性の原則に従って説明されることが見受けられる。私はこの説明こそが行政の責任放棄と考えている。よく例として言われるのは、自分の家の前のごみは自身で始末してください。地域の環境保持はみんなで清掃活動をしてください。そこで重機などが必要なことは役所に連絡してくださいであるが、これも共生の地域社会が実現しているならばの話である。そのような社会実現のための公共人材を確保することは役所の仕事なのである。つまり、公助が先にあって共助が可能となり、互助・共助をならしめるのは自由に決定できる個人による自助なのである。自助は個人の責任において決定することが重要で、決して同調圧力ではないことからすると、正しくは「公助、互助・共助、自助」なのである。

アーレントは「労働、仕事、活動」の概念で述べているが、労働といわれる人間の行動にも二面性がある。マルクスは労働力の商品化を「賃労働」と説明したが、これは労働力であって労働ではない。学術や芸術での活動を賃労働と言えるのかである。逆に不払いである家事労働も賃労働にはなっていない。これらは良い意味でも悪い意味でも脱商品化している。たとえば鉄道関係者の使命は安全輸送である。それを賃労働としての時間貸し分を超過したとして、保線のボルト一本を締めなかったら大事故となる。外科医が就業時間厳守で手術中に退室してしまったら患者の命はどうなるのであろうか。これらは階級闘争以前の職業倫理の問題なのである。同様に福祉における公務労働では危険な状態にある行政の対象者を安全

な状態に導く使命がある。危険な状態を安全な状態にし、安全な状態が続く安心と、安心な状態が続く安定に導くこと公務労働の使命なのである。しかしながら、安心に浸っていて安全から危険な状態になることもあるので、寄り添っての伴走型支援が必要なのである。されど、寄り添っての支援などという精神論に浸っていても危険な状態は解消しない。対象者とのいわゆるラポールが重要なのである。それには対象者のことをいつでも真剣に考えていることを思わせるテクニックが必要なのである。それをオンラインで情報伝達しているだけではそのような信頼関係は生まれないのである。今回のコロナ禍は例外と言うならばまだしも、スマホやパソコンを恒常的に活用するなどということは、社会的弱者に寄り添う福祉の精神に反していると言える。社会的弱者にスマホを持たせればよいというものでもないのである。

公務員自身が危険な状態であれば、危険な状態の対象者を安全な状態に導けないとの論理は理解できるとしても、経済を回すためと称して金融や証券にまつわるブルシット・ジョブは閉鎖もされていなかった。コロナ禍においてはエッセンシャルワーカーである公務員こそが危険な状態だったのである。その中でも日常生活に欠かせないごみ収集などのエッセンシャルな仕事の担当者は賞賛されていたが、「不要不急」とされたパチンコ店が閉店していないと自粛警察なるものが登場した背景を考えてみる必要がある。それならばなぜ、銀行や証券会社への閉鎖に関しては自粛と言わなかったのであろうか。むしろ、医療や福祉関係者は一方では賞賛されながら、保育所などでは感染したくない者からの差別発言まで飛び出していた事実がある。重要な保健所の仕事である感染症対策に関して、結核などは恐れることはないという機構縮小と人員削減を繰り返してきた体制への批判が噴き出るようになった。それよりも注目されなければならなかったのは福祉部門である。たとえば、芸術の振興のために自治体がオーケストラを運営しているとしよう。そこでの構成員は専門職であることに疑いはない。それを個人の力量の向上のためにと称して非正規で賄うようなことならば、全体としてのオーケストラの芸術性向上は達成できない。さらに専門職としての自負心を維持するためには、力量向上のために研鑽できる自由度も必要なのである。結論として専門職の非正規雇用では専門職は育たないことを肝に銘じておく必要がある。議員は選挙によって失職することがあって当然なので、非正規雇用での給与でなく報酬という考えは正しいと考える。これはその仕事ぶりを住民が直接判断できるからである。しかしながら、保健所の医師の雇用が難しいと考えて、保健所という名称を変更するなどということは本末転倒なのである。専門職を行政が直接雇用することは住民の安全と安心のためには必要なのである。また、一般職をローテーションさせることも採用初期には必要なのかもしれないが、ベテランの域に達したならば専門的熟練を備えた職員を育成していくことも重要である。

介護保険制度による地域包括支援センターを、指定管理者制度活用の民間委託化などは納得できるものではない。義務として雇用しなければならない専門職としての社会福祉士は、名称独占のために立場が低く考えられてはいないか。今後の社会情勢では権利擁護事業などが重要になるために、社会福祉士の専門職としての社会的認知と生活給の保証が必要である。自治体が行政責任において直接的関与できる方策を考えるべきである。コロナ禍においてエッセンシャルワーカーとされた訪問介護ヘルパーの評価は現在でも低いと言わざるを得ない。現在に至って新聞紙上では民間の在宅支援事業所のヘルパーが人手不足などという記事が掲載されるようになってきているが、人手不足でなく「人材不足」なのである。行政はこのようなエッセンシャルワーカーを育てるために、自治体直営で生活できる給与を保証しなくてはならないと考える。福祉における拙速な民営化が福祉部門の「人材不足」になることは、コロナ禍の時に分かっていたはずである。コロナに感染して効くか効かないかは信じるしかない薬価一錠 7000 円のゾコーバを最初に三錠も飲まされた我が身からすると、訪問介護ヘルパ

一の給与はこれでよいのかと思える。また、登録ヘルパーなどという非正規雇用がまかり通る現在の状況を、安易に外国人労働者やロボットで代替するなどということは笑止千万である。

高齢者福祉について、高齢者は社会的弱者でもないとの認識から民間委託を以前より押し進めていた行政の責任は重い。請負契約においては行政には直接的な指揮監督権がなく、それを実行すれば「偽装請負」となるために間接的関与に止まざるを得ないのである。福祉部門における拙速な民営化は行政の経費節減のための責任放棄と考える。これこそ行政の失敗である。福祉も医療も公共性が強く、伴走型支援を必要としている。この伴走型支援とは地球上の生物の中で人間しかできない社会性である。この社会的活動が一番必要な時に、行政は停止する自粛を求めたのである。強制ではないとされたものの、このブランクの修復は未だなされていない。その間に亡くなられた方の無念はいかほどのものだろうか。このようなソフト面での復旧は数値的に判断ができるものではなく、「不要不急」とされた心の痛手は癒されることはない。以上のことから今後は医療部門における公立病院や保健所の削減には反対するとともに、福祉部門での介護保険制度による拙速な民営化には歯止めが必要である。特に専門職の非正規職員化は警戒していかななくてはならない。

(しこうじばし たくぞう)



新型コロナウイルスによる人災(前編)

—コロナ禍での感染において罹患した地域社会—

三宅正伸

I. はじめに

2020年2月のダイヤモンド・プリンセス号以来、2023年5月7日をもって感染症法上の「5類感染症」に移行したものの、現在も新型コロナウイルスの影響は小さいものではない。その影響を大きく受けているのが企業社会ではなく地域社会である。トランプ流に表現すれば、ワープスピードでCOVID-19のワクチン開発がなされたのであるが、そのことによって多数の人命が救えたことは否定できない。しかしながら、地域社会には大きな爪痕を残して、今なお復元を困難にしている。それは感染症対策と称したものの、実のところは「人災」とも言えるものも少なくなかったからである。ワクチン接種は当初には2回で十分と言われながら、変異種のウイルスのため今なお続いている。今後は毎年1回接種のフルボナ混合ワクチンや自己増殖のレプリコンワクチンが有力視されているが、製造会社社員からは新たな薬害となる可能性の警告すら発せられている¹⁾。そうすると、1世紀前のスペイン風邪パンデミックと同様の手洗いとマスク、それに三密回避の徹底となる²⁾わけで、「不要不急」のことへの自粛といった同調圧力が復活する可能性もなくはない。

医療関係者すらすでにワクチン接種を受けてない様子であるが、病院などではマスクなしでは施設内に入ることができない。強力な変異種が突然現れるかもしれないし、動物から人間に感染する新たなウイルスでパンデミックになることも想定内のことである。筆者も2024年8月にコロナに感染し、陰圧室に1週間の隔離入院を余儀なくされた。住まいする地域の夏祭りの時に救急車で搬送された経験があるため、今回の新型ウイルスに対しては正しく恐れなくてはならないことを身に染みて理解している。安全なワクチンや治療薬への原理技術研究に不断の努力を惜しまないことは当然としても、感染症対策の行政的部署を削減するようなことでは、パンデミックが生じてからでは間に合わないことが証明された今回のコロナ禍であった。そこでポスト・コロナを考えてみると、万全であったならば救えた人命が存在していたことも反省しなければならないことであるが、地域社会に対して発せられたパンデミック対策にて影響を受けた中に「人災」と考えられる要素もあったことを、当時の状況では仕方がないで済まされない問題点も多い。そのことを振り返ってみることで、今後と同様の轍を踏まないようにしなければならないと考える。長きにわたるコロナ禍が地域社会に与えた影響の中に、「人災」と呼べるものもなかったかを振り返ってみる。

II. 今回のコロナ禍とは

1. 地域社会とは

都市計画のような人為的なハード開発には、設計が必要と考えられている。経営学では「プラン・ドゥ・シー」と称するが、大きな建築物や大規模な開発も設計図どおりの工事が行われなくては進捗することができない。それを人間の英知と考えてきたが、地域社会には必ずしも設計図があるわけではない。自然発生的な集落もあるわけで、ハード面ですらこのような状態で、そこでのソフト面は多様性が支配する世界である。「まちづくり」とはハー

ドとソフトの秩序化としてジェントリフィケーションなどと呼ばれている。しかしながら、ジェントリフィケーションがなされなくとも地域社会は存在する。「モノ」としての都市工学が注目されているが、「ヒト」に焦点を当てた経営学がもっとクローズアップされてもよいと考える。そこでのソフト面ではふれあいと称する密集場所、密接場面、密閉空間を必要としているヒューマンサービスなのであるが、それを「不要不急」として強制ではないと称しながらの同調圧力が加わったのである。行政当局による「べからず」策の要請に対して、地域社会が自粛で応じる形となったのである。この「べからず」策に対する行政的効果の測定は困難で、少なくともマイナス面よりプラス面が大きいと考えて実施されたものと考えられる。具体的には地域社会での居場所カフェや子ども食堂などは休止に追い込まれたのである。

少子高齢化の地域社会では「老々介護」、「認々介護」と言われる現状³⁾を、行政関係者が軽く見ていた嫌いが有る。地域でのアウトリーチ、いわゆる「お節介」の復活を狙った地域包括ケアシステムなるものが策定されていたが、「いまだに高度成長期流の「人口増ありき」でつくられた制度に基づく「公助」「共助」を求める声が大きいものの少子高齢化、人口減少の中での財政状況を考えると、今後は「自助」「互助」の役割を考えていくことが必要⁴⁾」との指摘が現実味を増すこととなる。そもそも「自助、共助、公助」という順番での補完性の原則に問題が内在していると、筆者は考える。財政的余裕のない行政を頼りにせずに地域で問題解決せよと言われているみたいである。仮にそうであるとしても、地域社会における行政的課題は地域経営の担い手となる公共的人材を育成することある。決して行政職員が主役となつてはいけない「待ちの姿勢」を貫かなくてはならないのである。公共人材育成のための公助が先にある、共助、そして自助となるのである。つまり、行政職員は地域での公共人材に活用される役回りなのである⁵⁾から、順番的には「公助、共助、自助」である断言できる。さらに言うならば、地域人材は行政サービスを受ける客体のようにも考えられるが、そうではなくて行政こそが客体であって地域人材は地域での主体である⁶⁾面が強調されなくてはならない。地域社会が行政のための施策に動員させられるようなことでは、本来の意味での「地域参加」ではない。経過期から見直しまでを含めた「参画と参加」でなければならない。

2. 今回のコロナ禍に対する対応

行政的に公衆衛生部門である保健所が十分に機能できなかった原因は、小さな政府論による機構改革や人員削減であった。今後も生じる可能性の高いこのような禍に対しての備えが十分でなかったことで、医療までつなげられずに犠牲になった市民も数少なくない。これは行政の責任であるが、改革派を標榜している知事や市長ほど反省がない⁷⁾。火事がなければ消防署は不要というような乱暴な論理を発言する首長はいないと思うが、結核などの感染症が減少しているので保健所という機構は不要との論理がまかり通っていた事実を認めざるを得ない。応援の職員とともにフル回転をした感染症対策の行政職員はエッセンシャルワーカーとして市民の賞賛を得ても、首長は行政的失政の責任は負わなくてはならない。予防が万全であることこそが行政の使命なのである。

最初のウイルス感染者がどこからどのようにして感染したかは不明であるが、今回のコロナ禍の震源地は中国の武漢市であったことに間違いない。日本での最初の感染者は2020年1月14日に武漢市から帰国した男性で、翌日に新型コロナウイルス(武漢型ウイルス)感染者第1例目として確認されている。2月3日に横浜港に入港したダイヤモンド・プリンセス号では、乗客と乗員3700人を隔離する場所が見当たらずに船内に留めたことがウイルスのコロニーとなったと言われている。WHOのパンデミック宣言が3月11日にある、そのころには人と人との接触を8割削減することや、何も方策を講じなければ42万人が死亡す

る⁸⁾として人々に感染症の怖さを訴えていた。しかしながら、恐怖を実感したのはタレント志村けんの3月29日感染死であり、4月7日からの緊急事態宣言、さらに4月16日からの宣言の全国への拡大を多くの国民は素直に受け入れることとなった。また、当時の安倍首相による学校に対する一斉休校要請があつて、ほぼ全国の小中学校は2月8日から3か月に及ぶ閉鎖となった。このことによってマイナス面よりプラス面が大きかったかの検証はなされていないが、少なくとも飲食店の休業やデパートの営業時間短縮は日常生活に少なからずの影響を与えることになった。

以上のようにグローバルなパンデミックが、ローカルな地域コミュニティに及ぼした影響は大きい。地域コミュニティには結束型(ボンディング)の自治会や町内会といった地縁的団体と橋渡し型(ブリッジング)のNPOなどの市民活動であるテーマ別団体、住民によるいわゆるソーシャル・キャピタル⁹⁾が存在する。今回のコロナ禍においては、これらの団体の役割を「べからず」策に専念していた行政当局は見逃していたのではないかと考える。今回のパンデミックのみならず災害に備えた行政的対応も確立しておく必要がある。ところが、現在に至るまで「べからず」策を繰り返すばかりでその余裕がないのが現状である。まずは、コロナ禍において仕方がなく選択したことの中から、どのようなことを元に戻さなくてはならないかを考えておく必要がある。なぜならば、地縁的団体やNPOなど市民活動団体もコロナ禍においてはまともな活動ができずに、緊急避難的に行ったことで問題もなく、今後もそれでよいと考えることこそが禍なのである。たとえば、自治会・町内会活動に対しては以前より行政からのやらされ感がなくもなかった。コロナ禍において、行政からそこでの活動の自粛を勧められ、それでも何の不便も感じなかったために「お節介」はやめることにした団体も現れた。本当に地域社会でのアウトリーチと称せられる「お節介」はなくてもよいのだろうかを真剣に考える必要がある。

今回のコロナ禍のように地域社会を取り巻く環境の変化に対応するために、何らかの制度的変化が伴うことは認めざるを得ない。しかしながら、このような制度的変化は原理の変化を伴うものかを考えてみる必要がある¹⁰⁾。環境変化に対応した制度変化ならばあり得ることなのであるが、そこで原理まで変更してしまうことは「人災」の域であると考ええる。いずれにしてもこのウイルスという見えない敵とは、付き合っていかななくてはならないのである。また、このウイルスは弱毒化しても消滅することはない長い付き合いになることが予測されている。そこで地域社会におけるソフト面の原理、要するに地域コミュニティとは何かを真剣に考えなくてはならない。流行の抑止対策と経済の浮揚対策が、規制強化と緩和という形でジグザグに実施された。もちろん人命を守ることが最優先であるが、日本では諸外国で実施されたようなロックダウンという都市封鎖は受け入れられることはない。それがために自粛という同調圧力が支配した。外国で可能なことが日本でできないわけがないと主張することも道理であるが、諸外国で行っていたことが必ずしも正しい選択とも限らない。少なくともステイホームという「家に居ろ」策は、地域社会の弱者を犠牲にした施策であつたと考えられる。つまり、プラス面よりマイナス面が大きかったのである。日本では中国のような専制国家の行った国家権力による規制は、「欲しがりません。勝つまでは」の亡霊復活につながるもので、何としても避けなくてはならないことに間違いはない。独居高齢者はたとえ可処分資産があつても、社会的弱者であるため行政的施策による支援が必要なのである。これを行えなかったことが最大の「人災」を招くことになるのである。

3. 地域コミュニティへの影響

繰り返し発出された緊急事態宣言は飲食店やいわゆる「夜の街」をターゲットにしたものであるが、一般市民にとっても地域コミュニティに与えた影響は大きい。特に、地域社会での社会的弱者は「緊急」という名のもとに見捨てられたに等しい仕打ちであつた。そもそも

行政当局が「緊急」と「例外」¹¹⁾を同一視していたことに間違いの端緒が存在する。このことが戦時中のような緊張感を生んだ。しかしながら、緊張感が長期に及ぶならば何らかの収束段階で、解放感とともに空虚感が襲ってくることは道理である。そのことを多くの国民は経験したが、独居高齢者などはまさに例外であった。このような独居高齢者などの社会的弱者にとっては、今後も生活において精神的な戦いが続くのである。それは地域コミュニティにおける社会的弱者を支える取り組みが自粛により中断し、何らかの収束とともにすんなりと地域での人と人との信頼関係が復元されたとは思えないからなのである。もちろん、感染症にて犠牲になった者は戻ってくることもない。幸いにも感染から逃れられたものも社会的後遺症が続いている。コロナ禍の時にはある地域では物理的距離は保ちつつ社会的距離を縮める取り組みを継続したところもあった。たとえば、スマホを利用した非接触による距離を縮める取り組みである。しかしながら、高齢者を対象にしたスマホの利用には接触型の実習が必要と考えられ、それをクリアしてスマホが使えるようになっても利用に至るかは未知数であった。中高層の集合住宅で隣同士がスマホで安否確認するなどということは、例外を乗り越えてブラックユーモアと言えるだろう。

レイ・オルデンバーグは「くつろいだ充実の日常生活を送るには、以下にあげる三つの経験の領域のバランスがとれていなければならない。第一に家庭、第二に報酬をとまうか生産的な場、そして第三に広く社交的な、コミュニティの基盤を提供するとともにそのコミュニティを謳歌する場¹²⁾」と、サードプレイスと称されるコミュニティの場が重要であると指摘している。独居高齢者は住むことのできる物理的な家はあっても社会的な家庭はないため、「家に居ろ」策は孤独ではなく孤立を強いられることであった。また、定年退職により職縁も途絶えているので、残るは第三の場だけであった。もちろん孤独を楽しめる高齢者も存在するが、孤立させておく状態は行政に責任があると言える。現実には筆者が関与している地域の居場所カフェは休業を余儀なくされて、家への訪問も「不要不急」とみなされて自粛の対象であったために、常連であった独居高齢者と長い間も顔を合わすことがかなわなかった。行政当局は自粛については強制ではないと主張するかもしれないが、クラスターとなるかもしれないという同調圧力¹³⁾が社会的弱者には辛いものとなった事実を忘れてはならない。

まず、地域コミュニティが自粛という行為を選択した経緯を考えなくてはならない。繰り返すが、自粛とは強制ではないが、「自発的な強制」なのか、それとも「強制された自発性」なのかである。そのことを日本人は市民度が高いと言った政治家もいたが、同調圧力に屈したというのが本当のところである。いずれにしてもそのことが感染防止のためのプラスに働いていたかが重要なところである。これは自然科学的には認められるかもしれないが、社会科学的に受け入れられるようなことなのかが問題である。社会的弱者を対象とした地域福祉活動については、強制力のある規制がなされたことで補償が認められた飲食店などと相違して、純粋な「自発的な強制」が求められたのがNPOなど市民団体であった。この市民活動団体で活動拠点を賃借している場合ではその費用に対する補償も必要であったが、それは自粛であったためになされなかった。活動資金がなくなり、人も来なくなって活動休止に追い込まれる団体も存在した。ひとたび休止された市民活動の再開は、人が集まるところから始めなくてはならないため、その復元は飲食店などと比較して困難なことは容易に想定できる。つまり、活動資金が何とかなっても人が集まらなくては意味がないためである。一般的に経営資源を「ヒト、モノ、カネ」と称するが、市民団体の活動は「ヒト」が集まらなくては解散となることも想定内である。補償ができないならば、それに匹敵するような自治体からの支援が不可欠であったと考える。この点において、経営者や従業員の生活に直結する営利企業のみならず焦点があてられるようなことでは、それまでの市民団体の行っていた活動をコロナ収束後に自治体が肩代わりする覚悟が必要となる。その活動を「不要不急」とみなされたボ

ランティアの悔しさは想像するにも余りある。特に「家に居ろ」策の長期化によって、高齢者の「コロナフレイル」の顕在化については、感染拡大防止とともに考えておかなくてはならない喫緊の課題と思われていた。しかしながら、緊急時の例外とみなされて感染症の犠牲となった高齢者も数少なくない。今後、寿命が延びることによって高齢期が長くなる高齢社会においては、このフレイル期での支援や介護予防が必要なのである。さらに高齢者だけでなく外国人コミュニティが増加することが予想される現代においては、同じように社会的弱者と認識して支援できる市民団体の活動が必要となることは容易に想定できる。つまり、高齢者も外国人と同様な排外主義¹⁴⁾が蔓延る世の中とは、まさにディストピアである。政策的な補償と支援は各自治体が地域的な実情に応じて、国の基準に上乘せ・横出しの施策が不可欠なものと考えられる。

以上のように、地域コミュニティにおいても「善意」の自粛がコロナ禍では生じた。それはプラス面よりもマイナス面が大きかったと認識している。また、地域コミュニティに対する行政の「べからず」策の自粛要請が、実質的に強制になっていたのかも検証が必要である。現実には「自粛警察」といわれるような同調圧力による過剰反応がなかったとも言えない状況であった。それと同時に、感染者は被害者であって加害者ではないという認識が地域コミュニティでは重要なことで、初期のころは感染したことを隠していなければならない状況で疑心暗鬼に陥っていた。地域で支え合い助け合うような文化を育まなくてはならないのであるが、エッセンシャルワーカーである医療関係者に近づいて感染することを忌避する気持ちもなかったとは言えない。少なくとも感染者がばい菌扱いされるようなことを経験していた。これでは地域コミュニティは崩壊していたことに等しい。ウイルスが弱毒化して感染者も多数派になって、感染時での経験を率直に話し会える場も復活した。つまり、ウィズコロナで生じている地域コミュニティでの現象は何も新しいことではなく、それ以前に内在していたことが表面化しただけと考えることが妥当である。地域社会はいとも簡単に同調圧力に屈していたのである。それがため「家に居ろ」策だったのかもしれないが、今回のコロナ禍は社会的弱者である独居高齢者や子ども、さらに外国人などを直撃したのである。今後のアフターコロナを見据えた取り組みとしては、この経験を活かさなくてはならないと思う。行政と地縁的団体やNPOなど市民団体との協力関係構築が必要なことは言うまでもないことである。

「まちづくり」におけるハード面もソフト面も何かを成し遂げるための手段¹⁵⁾に過ぎない。この手段を目的化することに行政の失敗が付きまとう。少子高齢化の時代における地域社会での手段は何であるかよりも、「まちづくり」の目的を考えなくてはならない。時代とともに目的も変化していくことはあり得ることであるが、手段としてのハード面とソフト面はすぐには変わるものではない。そうすると、既存のハード面とソフト面を活用しての目的完遂に心がけなくてはならない。筆者は現在ところ「まちづくり」の目的は安全・安心・安定の追求と考えている。住民が危険な状態であるならば、それを脱して安全な状態にすることが行政課題であると考えている。安全な状態が続くことが安心で、その安心が続く安定まで施策を講じなければならない。そこで今回のコロナ禍は「不要不急」として失ったものが大きかったのではないかと反省しているのである。そうでないと、資本主義社会の行きつく先は商品となった安全・安心を金で買うゲーテッド・コミュニティ¹⁶⁾となりかねない。安全に対する強迫観念が恐怖と政治不信を招き¹⁷⁾、公助が逆回転して独居高齢者を措置として強制的に施設収容することにもなりかねない。

(後編に続く)

科大学地域総合研究所紀要』第 13 号、発行：大阪経済法科大学地域総合研究所を大幅に加筆し、再構成したものである)

注)

- 1) チーム K (2024)『私たちは売りたいくない!』方丈社、175~176 ページ
レプリコンワクチン(商品名コスタイベ)を国が認める根拠は、国民の 8 割が接種したファイザー社やモデルナ社のワクチンと安全性が同等とのことである。安全性が同等ということは危険性も同等で、新たな薬害となる可能性が否定できないとしている。
- 2) 速水融(2006)『日本を襲ったスペイン・インフルエンザ』藤原書店、60 ページ
もし、インフルエンザ・ウイルスの運び屋が渡り鳥であったならば、打つ手はないとしている。渡り鳥を全滅させることなどできないし、監視を強めてウイルスが人間に近づかないようにするほかないとしている。筆者はウイルスとの物理的距離が重要なのであるが、人間と人間との社会的距離に置き換えられたことが人災と呼んでもよい行為と考える。
- 3) 経済の高度成長期に開発されたニュータウンなどでは、高齢者の独居が増えていることを行政課題として行政は認知しているが、それよりも「老々介護」、「認々介護」の状態から、いずれ独居化する過度期としての現状に対する認識が甘いと思える。
- 4) 権頭喜美恵(2024)『多世代ごちゃまぜ地域共生社会』幻冬舎、39 ページ
- 5) 三宅正伸(2020)『「新書」から気づく公務員の職員力』晃洋書房、10~11 ページ
この点については湯浅誠の考えを援用して、脇役であるべき行政職員が主役である地域公共人材を食うようなことは慎まなくてはならないと述べた。
- 6) 森啓(2008)『新自治体学入門』時事通信社
市民と自治体の関係については、自治体は「自治主体の市民」と「制度主体の政府」との緊張関係にて運営されるとし、「国家統治」から「市民自治」への転換を主張している。
- 7) 2020 年 4 月、大阪府知事や大阪市長を務めた橋下徹は、大阪の公立病院や保健所の機構改革において、有事に際しての切り替えまでできてなかったとツイートした。現役の知事や市長からは同様な発言を耳にしたことはない。
- 8) 西浦博(2020)『新型コロナからいのちを守れ!』中央公論社、212~213 ページ
西浦は経済と流行の関係を指摘し、飲食店などの接客業に対する施策の必要性を説いた。
- 9) ロバート・パットナム、河田潤一訳(2001)『哲学する民主主義』NTT 出版、206 ページ
パットナムはイタリアにおける調査により、このような社会的諸関係をソーシャル・キャピタル(インフラストラクチャーを社会資本と呼ぶため、それと区別するために社会関係資本と訳している)として、地域でのあらゆる発展に不可欠とした。ソーシャル・キャピタルとは「調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会的組織」と定義している。
- 10) 伊丹敬之(2002)『人本主義企業』日本経済新聞社、78 ページ
伊丹は「日本的経営の制度=人本主義の原理×戦後の日本の環境」という方程式を主張している。そうであるならば、原理とは制度/環境となるはずである。環境が変化して制度が変化しても原理は変わらない場合もあり得ると 1987 年に説いている。
- 11) ジョルジョ・アガンベン、高桑和巳訳(2021)『私たちはどこにいるのか?』青土社、191~197 ページ
筆者は政府が緊急事態を例外状態として正当化していることに疑念を抱くのである。例外状態して首相の独裁を許したことを反省しなければならない。アガンベンは資本主義という経済的・社会的システムにおいては、法治国家という装置では自らの危機に立ち向かうことができないとし、過去のファシズムへの回帰を危惧する。

- 12) レイ・オルデンバーグ、忠平美幸訳(2013)『サードプレイス』みすず書房、57 ページ
13) 太田肇(2021)『同調圧力の正体』PHP 新書、34～54 ページ

太田は同調圧力の背景にある要因を「閉鎖性」「同質性」「未分化」としている。社会的にも自己と他者が明確に分化されていないために自粛が求められると、即「他粛」につながると説いている。

- 14) 石井孝明(2024)『埼玉クルド人問題』ハート出版

本筋から外れるかもしれないが、最近外国人に対する排外主義が横行している。気が付けば、高齢者も世の中から排斥されるかもしれないと感じるのは筆者ばかりであろうか。

- 15) 饗庭伸(2015)『都市をたたむ』花伝社、19 ページ

饗庭は都市計画のハード面から空間を創った目的が忘れられていき、元からあった自然なハードと誤解する人が多いが、手段の集合である都市空間に新たな目的と新たな手段を考えていかなくてはならないと主張する。

- 16) E. J. ブレークリー/M. G. スナイダー、竹井隆人訳(2004)『ゲーテッド・コミュニティ』集文社

アメリカの裕福な退職年齢層が安全と安心、そして清潔を手に入れるための要塞都市が本当のコミュニティだろうかと警鐘を発している。

- 17) ロバート・ペッカム、林久実訳(2025)『恐怖とパニックの人類史』集文社、186 ページ

(みやけまさのぶ)



篠原さんが考え残したこと（前編）

—柄谷行人との出会い—

宮崎 昭

秩父に眠る篠原三郎さんは、いまの日本と世界の状況をみて、どんな思いでいるのだろうか、つくづく、残された私たちに鋭く問いかけているように思います。

私がここで改めて語るのは、すでに発表している「篠原三郎と柄谷行人（１）（２）（３）」（「市民科学通信」第30（11月）号2022年、「市民科学通信」第31（12月）号2022年、「市民科学通信」第32（1月）号2023年）を大幅に書き直したものです。

晩年にお会いした時、力強く柄谷さんの『力と交換様式』を論じ、論評した際の圧倒的なまでの熱量に驚かされたのですが、その深奥に何があったのか、考え続けてきました。3年経って思い浮かぶことがあります。やはり管理の二重性論批判のなかにヒントがありました。つまり「二重性」論批判に止まらず、そこをいかにして乗り越えるか、という課題にあったのではないか、と思うのです。単なるマルクス解釈に終始したわけではありませんでした。

＜マルクスの「管理の二重性」論＞

大学の講義や学会の研究報告のなかで、次第にマルクスや『資本論』の名が消えつつあるとき、斎藤幸平さんの『人新世の「資本論」』が話題になったことを、殊のほか喜んでいたのが篠原さんでした。マルクス『資本論』は“絶滅危惧種”であるどころか、今こそその価値が益々高まっているとの念が強くなったからです。依然として管理社会の病理は深まり、管理そのものへの批判や懐疑は消えていません。SDGs（持続可能な開発目標）や戦争のない平和な社会の実現も、遠い彼方にあるかのようで、それだけに資本主義批判の取り組みは重要さを増していると思います。

篠原理論の出発点といってよい『資本論』解釈をめぐる管理の二重性論批判は、単に管理の解釈にとどまらず、世界認識や社会変革論にまで大きく広がる可能性を秘めていました。

念のため、「管理の二重性」とは何だったのか、その要旨を紹介することにします。篠原さん自身による解説です。議論のスタートなので、引用が長くなります。

いわゆる管理の二重性論は、普通、『資本論』におけるつぎの叙述に依拠している。資本主義的管理の本質を的確に捉えている箇所としてよく知られているところである。

「監督や指揮の労働は、直接的生産過程が社会的に結合された過程の姿をとっていて独立生産者の孤立した労働としては現れない場合には、どこでも必ず発生する。しかし、この労働は二重の性質のものである。

一面では、すべての多数の個人が協業する労働では、必然的に過程の関連と統一とは一つの指揮する意志に表わされ、また、ちょうどオーケストラの指揮者の場合のように、部分労働にではなく作業場の総活動に関する機能にも表わされる。これは、どんな結合的生産様式でも行われなければならない生産的労働である。

他面では——商業的部門はまったく別として——このような監督労働は、直接生産者としての労働者と生産手段の所有者との対立にもとづくすべての生産様式の

もとで、必然的に発生する。この対立が大きければ大きいほど、それだけこの監督労働が演ずる役割は大きい。…（中略－宮崎）…それは、ちょうど、専制国家では政府が行なう監督や全面干渉の労働が二つのものを、すなわちすべての共同体の性質から生ずる共同事務の実行と、民衆にたいする政府の対立から生ずる独自の機能との両方を包括しているようなものである」（篠原[1994]205－206 頁）。

マルクスのいう「監督労働」をここで管理と言い換えますが、「どんな結合的生産様式でも行われなければならない生産的労働」であるとともに、この監督労働は「直接生産者としての労働者」に対して「生産手段の所有者」として対立し、「この対立が大きければ大きいほど」監督労働の重要性が高まると言っています。ここから生まれる「管理の二重性」とは、専制国家の例が象徴的で、「すべての共同体の性質から生ずる共同事務の実行」という性質と、「民衆にたいする政府の対立から生じる独自の機能」という性質の、両面を兼ね備えていると言っているわけです。いわば、歴史的な刻印のない「超歴史的」もしくは「歴史貫通的」な性格と、働く民衆と政府の対立という歴史的な特徴を色濃くもつ、「独自」な性格とを併せもつということです。

この二つの性質をもつ管理（監督労働）であるがゆえに「管理の二重性」という表現が後に与えられることになります。後段で詳しく触れることになりますが、ここでマルクスが「結合的生産様式」および「共同体の性質から生じる共同事務の実行」との指摘に特に注目したいと思います。

<管理の二重性論の代表例>

マルクスの「管理の二重性」について、そういう表現は見られないのですが、「二重性論」として解釈した典型的な例を篠原さんに従って紹介します。この二重の性質を「一般」と「特殊（歴史）」のカテゴリーに包み直して、両者の「敵対的矛盾」を「対立的に統一」＝「闘争する」（角谷[1968]50－51 頁）という課題を設定したのは角谷登志雄さんでした。図式でも見るかのように“分かりやすく”、変革の展望を語るものとして広く支持されました。角谷さんによる一歩踏み込んだ解釈は次のとおりです。

みられるように、マルクスは、資本主義的生産様式における企業の「監督労働」ないし「指揮労働」いいかえれば管理機能が、二重性格を持つことを明確に示している。すなわち、その一つの面は、すべての生産様式に共通するところの、結合された社会的労働の本性から生ずる一般的機能であり、他の面は、生産手段の所有者と労働力の所有者との階級的対立から生ずる特殊的機能—資本主義的生産様式のもとにおいては、資本による労働力の搾取と労働者の抑圧の機能を表現する—という側面である」（角谷[1968]50 頁、篠原[1994]206 頁）。

ちなみに、このマルクス理解は、抽象的人間労働と具体的有用労働との“労働の二重性”、価値増殖過程と労働過程との“生産過程の二重性”、価値と使用価値との“商品の二要因”論にまで及ぶ性格をもっているのですが、その意味では『資本論』の解釈に止まらず、資本主義そのものを理解する方法—典型的には「史的唯物論」—につながる性格をもっていました。

<「一般的」と「歴史的」の腑分けは>

私たちもよく使うフレーズです。一般と特殊、あるいは一般的と歴史的です。どうかすると見過ごしてしまう使用法があります。

「管理の二重性」論は多くの賛同をえたのですが、どうしても理解できないところがあります。いち早く指摘したのは、もちろん篠原さんです。

まずは、素朴で初歩的な疑問です。角谷さんを相手に、「氏のように、管理の『一般的規定』と『歴史的規定』の『統一のうえに把握されなければならない』とのべられても、それは、具体的にいかなることを意味しているものなのか、よくつかめないでいるのである」と前置きし、「そもそも歴史的な規定を受けていない『労働過程的な側面』など現実に入りうるのだろうか。『価値増殖過程的側面』を他面にもちながら、社会関係にかかわらない一面の『労働過程的側面』など現実に入りうるのだろうか。あるのは、資本主義的（あるいは、価値増殖過程的）『労働過程的側面』でしかないのである。『労働過程的側面』のそのような歴史的な性格こそ指摘すべきことではなかろうか。一面の過程も、他面の過程も、管理における同一課程の二側面なのであるから」（篠原 207 頁）です。

当然の疑問であり、当然の指摘です。

個別の特殊な事例に当てはまるのではなく、広く妥当することを一般的というわけですが、歴史的という限定された状況を考慮すると、明らかに「一般的」と「歴史的」は対義語になりますし対立した関係です。一般的ではないからこそ歴史的であり、歴史的であるからこそ一般的ではないのです。ですから、どう頭をひねっても一般的と歴史的をひとつに統一することなどできるはずがありません。

だけど、統一すると言い切るのはなぜなのでしょう。か。「労働過程的側面」の歴史的な性格を見出すのではなく、あくまでも一般的な性格であることだわるのは、その「一般的」のなかに「統一」する謎のような性質、有力な根拠があると考えているからです。論理的な話を不問にするのも、希望的な運動論、あるいは未来構想の領域でのことはなしですから、論理を超えた別次元の主体的な展望を語る、未来に挑戦しうる拠り所、客観的な「法則」としての「一般的な性格」です。

労働力が商品化された状況で、資本による搾取や抑圧、収奪のない社会を目指して、この社会を変革し転換させるためには、あるいはこうした展望が実現可能であるのは、確固として一般的に「ある」と考えられる「労働過程的側面」が存在すると考えているのです。「一般的」なことを「歴史的」なことのなかに包摂することは明らかに論理矛盾なのですが、歴史の発展をうながす推進力として「労働過程的側面」を位置づけるならば、容易に「統一」できることになります。

篠原さんは、「一般的」という思考方法は否定していません。一般的という眼差しがあるからこそ「歴史的」な性質があきらかになるのだと言っています。ただ、こうした「一般的」と「歴史的」とを同時に抱え込む解釈が成り立つ理由を、篠原さんはマルクス自身のなかに理由というか責任があると言っています。これは大胆な指摘です。

<マルクスの揺らぎ>

篠原さんは、マルクス『資本論』の叙述方法に疑問を投げかけています。通常では、マルクスを解釈する私たちの当否が論じられるのですが、そうではなくマルクス自身の所説への異議申し立てです。いま、振り返って読むと、鳥肌がたってきます。

このようになってしまった…（略—宮崎）…原因の一つは、「一面」で、まず、「労働過程的側面」を規定したところにある。むしろ、逆に、そこでは、「他面」にあつかわれている「価値増殖過程的側面」を規定すべきではなかったかと思われるのである。そうすれば、「労働過程的側面」は、論理的にも「価値増殖過程的側面」に規定されざるをえないことに気づき、そのようなものとして展開されるようになったのではなかろうか（篠原[1994]210 頁）。

繰り返しになりますが、マルクスは「労働過程的側面」の規定（一般的）から始めて、次に「価値増殖過程的側面」の規定（特殊、歴史的）へ移りました。篠原さんはそれを逆に、「価値増殖過程的側面」の規定（特殊・歴史的）から始めて、その後で「労働過程的側面」の規定（特殊・歴史的）へと展開すべきであった、ということです。

この重大な指摘に大きく納得するのは、例の「商品の二要因」での叙述です。篠原さんが長年にわたって「使用価値の社会性」を取り上げ論じてきた“難所”もここにあったと思うのです。一般的な「使用価値」から始まって特殊・歴史的な「交換価値」へと展開する、例の叙述です。ここからも使用価値の歴史的な性格を否定し、一般的な「属性論」が流布しました。

一見して、叙述の順序の問題として指摘されているように見えるかもしれませんが、しかし、「一般的」と断定されている「労働過程的側面」が、論理の前提になっていることが、まず問題なのです。「一般的」であることが、あたかも“過去”から“現在”へ、そして“現在”から“未来”へと貫く、文字通りの「一般法則」であるかのような印象を与えてしまいます。後でも触れるように、「史的唯物論」の公式が頭をよぎるのです。

しかし、ここで、「一般的」と解釈されてきたマルクス「労働過程的側面」について、改めて検討したいと思います。

<マルクス「労働過程的側面」は、果たして「超歴史的」か>

いきなりですが、『資本論』「第五章第一節 労働過程」の冒頭は「労働力の使用は労働そのものである。労働力の買い手は、労働力の売り手に労働をさせることによって、労働力を消費する」（233 頁）、とあります。これは明らかに資本主義的な特徴を示しています。労働力が商品化されての、「労働力の消費」として労働過程があるという意味にほかなりません。

にもかかわらず、その数行あとに「労働過程はまず第一にどんな特定の社会的形態にもかかわりなく考察されなければならないのである」（同上 233）というのですから、これは検討の余地があると思うのです。「超歴史的」である理由、根拠が問われます。

そうだと考えられる指摘はこうです。「労働過程の単純な諸契機は、合目的な活動または労働そのものとその対象とその手段である」（235 頁）。労働それ自体に即した「三つの契機」です。この契機の一つである労働それ自体とは、あくまでも自然と向き合う関係（物質代謝）で考えられており、「われわれは、ただ人間だけにそなわるものとしての形態にある労働を想定する」（234 頁）のです。ですから、「むしろ人間生活のあらゆる社会形態に等しく共通なものである。それだから、われわれは労働者を他の労働者との関係のなかで示す必要がなかったのである」（241－242 頁）と言い切れるわけです。

であれば、ここでの労働者は単独の人間であり、極めて抽象度の高い存在であって、組織のなかで働く社会的な存在としての労働者が想定されていないことは明白です。よく考えてみれば、マルクスがここで「くも」や「蜜蜂」と比較して人間労働の優位性を語るのも、実は労働の社会性を度外視しているからであって、いわば先の「共同事務」や「結合労働」の役割は全く視野の外に置かれているわけです。

この限りではあるけれど、「結合労働」の内実は全くの無内容となります。分業と協業の話はもっぱら「価値形成過程」の領域での事項になり、いくら「超歴史的」とか「一般的」といっても、その中身が不明であり、ましてやここに未来への変革を展望する根拠など見当たりません。

なお、念のため、柄谷さんは「一般的」であることと、「普遍的」であることの混同について警告していました。カントを援用しています。カントからマルクスを読むという方法に

よるものですが、これは明らかに通俗的なマルクス主義理解の批判を意味しています。篠原さんは、この指摘に大きく影響されたのではないかと推測します。

＜一般的と普遍的の違い＞

身近な話ですが、現在の日本では働く女性の半数以上が非正規であったりパートというのが「一般的」です。男性の正規労働者から見れば「特殊」な形態です。

しかし、その「一般的」を根拠において「普遍的」と言い切ることはいけません。女性は未来にわたって「家計補助的」存在であっていいはずはありません。

一般的であることが将来を語る根拠にしてはならないという話です。「労働過程的側面」の一般性を語るのだとしても、語ることは可能ではありますが、それが未来を根拠づけるものではもちろんありません。私は何度も繰り返して読んだところなので、あえて引用させてもらいます。

カントは一般性と普遍性を鋭く区別していた。それはスピノザが概念と観念を区別していたのと同様である。一般性は経験から抽象されるのに対して、普遍性は或る飛躍なしには得られない。最初に述べたように、認識が普遍的であるためには、それがア・プリオリな規則にもとづいているということではなくて、われわれのそれとは違った規則体系の中にある他者の審判にさらされることを前提している。…（略—宮崎）…われわれが先取りすることができないような他者とは、未来の他者である。というより、未来は他者的であるかぎりにおいて未来である。現在から想定できるような未来は、未来ではない。このように見れば、普遍性を公共的合意によって基礎づけることはできない」（柄谷[2010]147－148頁）。

未来の他者、さらには過去の他者を含めて普遍性を語るのですから、自己の制限された経験から一般化することには限界があります。限界というのは範囲のことだけでなく、そもそもの認識方法の限界です。それを克服するためには「飛躍」が求められるといえます。あえていえば、労働過程的側面の「一般的」な言及は、経験上得られる知見であり、そこから「法則性」を認めて未来を語る一史的唯物論が典型—ことは誤った将来像を描くことになります。

であれば、生産様式（生産関係と生産力）に代わる普遍性を展望しうる社会構成体論が望まれます。篠原さんは労働過程の歴史性や使用価値の歴史性を鋭く問いかけたのですが、そこに拘泥しつつも、そこから局面を転換しようと考えていたのではないかと推測するのです。

＜未来を語る作法＞

篠原さんは「管理の二重性論」を批判するにあたって、「価値増殖過程」を歴史的、「労働過程」を一般的（歴史貫通的）と理解する見解を史的唯物論の難点としても取り上げていました。生産関係と生産力との「相克（矛盾）」を論じてそこに未来への展望を語るものですが、論理的にも実際のにも、それは篠原さんにとっては承服しがたい論理でした。そもそも、「現実の社会主義体制が崩壊しようが、理念としての社会主義が潰え去ってしまったわけではない」（篠原[1994]278頁）という立場ですから、社会主義を語る真摯な姿勢は強くあります。

「史的唯物論のような一般的な定式によって、資本主義とか社会主義とかいった具体的な次元のことを具体的に論じることはいけませんし、むしろ、それは誤りである」（同上 279頁）し、「結局のところ、資本主義をいかように認識していくかが、社会主義論のあり方を分け

ることになるのではないか」（同上）といわれるのです。だから、「社会の主人公」という言葉がひと際輝きと重みを増すのです。

なにを、どれだけ、いかように生産するかを、利潤追求目的のためにしかおこなえない社会と違って、人々がみずから生産とその管理の体系を直接社会的に決定しなければならない。そうせざるをえないのである。社会主義とはそういう社会である。したがって、生産力をただ高めることが、あるいは、高くなっていくのが社会主義であるとみるような史観、所説には、科学的にみて問題がある。ばあいによっては、低成長さえ選ぶるのである（同上 280－281 頁）。

ここには「社会の主人公」になることを、希望に満ちたものとしてとらえつつも、そこに一片の楽観も悲観もありません。なお念のため、篠原さん注目の斎藤[2020]もやはり、生産力主義へ批判の目を向け「これまで進歩史観の呪縛から逃れられなかったマルクスの『資本論』を、『脱成長コミュニズム』という立場から読み直すことが必要なのである」（298－299 頁）と明快です。

ところで、斎藤さんもそうなのですが、というよりも変革の道筋を具体的に示すことは、理論的にも実際的にも不可能なことです。 “そこはどうなんだ？” という突っ込みたい気持ちはやはり残ります。篠原さんも、そこに逡巡していたのではないかと、思われるのです。史的唯物論批判の返す刀で、何を提示しうるのか、という自身への課題です。斎藤[2020]は、「脱成長コミュニズム」の理念を掲げ、そしてバルセロナの「気候非常事態宣言」を取り上げて、「気候正義」を「梃子」にしてこの理念を実現しようとしています（333－352 頁）。

篠原さんは、この斎藤さんのアプローチを高く評価しながらも、やはり「生産様式」論の中で論じていることに疑念を持ったはず。特に、使用価値に関わる議論のなかに、史的唯物論の残滓をかき取ったように思います。

<柄谷さんの「交換様式」論に出会います>

おそらく、先に紹介したように、柄谷さんのいう「普遍性」に拘泥し考えあぐねていたはず。そこに柄谷「交換様式」論が登場します。篠原さんにとって衝撃の「出会い」であったに違いありません。長年付き合ってきた「史的唯物論」の足かせがようやく取れたと思ったのではないのでしょうか。柄谷さんは、まるで論すかのように史的唯物論の根底にある「生産様式」に疑問を呈します。

しかし、資本制以前の社会構成体においては、国家もいわば生産様式の一部です。つまり、そこでは経済的構造と政治的構造の区別がありません。にもかかわらず、「生産様式」という観点に立つと、まるでそのような区別があるかのように見えてしまいます。したがって、このような混乱を避け、資本制以前をふくめて社会構成体の歴史を普遍的に見るためには、「生産様式」という言い方をやめたほうがよいのです（柄谷[2006]10－11 頁）。

「社会構成体の歴史を普遍的に見るためには」、「労働過程」をふくむ「生産様式（過程）」ではなく、「交換様式」という“方法概念”が必要だということです。否、“分析概念”というべきでしょうか。生産様式が意味をもつのは、資本主義に限定された話だということです。それに代わって、普遍的なことがらである交換様式 A（互酬：贈与と返礼）、B（再分配：略取と再分配）、C（商品交換：貨幣と商品）、D（X：アソシエーション）が

提示されるのですが、ここではやはり交換様式Aに注目します。その理由は、新たなアソシエニズムを支え、呼び込む根拠になっているからです。どうしてなのか、その説明を聞いてみることにします。

では、互酬的交換（A）はどうか。資本主義的な社会構成体において、農業共同体は商品経済の浸透によって解体されますが、べつのかたちで回復されるといってよいのです。それがネーションです。ネーションは、互酬的な関係をベースにした「想像の共同体」です。それは、資本制がもたらす階級的な対立や諸矛盾をこえた想像的な共同体をもたらします。こうして、資本主義的な社会構成体は、資本＝ネーション＝国家という結合体（環）としてあるということができのです（柄谷[2006]38頁）。

ベネディクト・アンダーソンの「想像の共同体」を援用して、交換様式Aがしぶとく存続していることがいわれています。篠原さんは、“もう少し説明をしてほしい”と柄谷さんに注文をつけていました。おそらく、交換様式Dを理解するために、つまり未来の社会構成体へと導く理由あるいは根拠を明らかにしようという思いからだと推測します。

<交換様式AはなぜDを呼び込むのか>

そんな篠原さんの声が届いたのか、柄谷さんは最近こんな風なことをインタビューに答えて言ってます。長い引用になりますが、篠原さんが最後に思い残したところだと思うので、許してください。

近代以降は、交換様式Cが高度に発達した資本主義社会になりましたが、AとBも依然として健在です。Aはナショナリズム（ネーション）、Bは国家として、極めて大きな力を持ち続けている。近代社会は、A B Cが相互に補完・補強し合うような体制で成り立っています。僕は資本＝ネーション＝国家と呼んできました。…（中略—宮崎）…

しかし、資本主義（C）は必然的に恐慌を引き起こします。国家（B）も、常に他の国家との潜在的争いの中に置かれている。ナショナリズム（A）も、ファシズムに向かう危険をはらんでいる。どう転んでも、行き着くところは戦争です。戦争までをも調整の機能として生き残ってきたのが、資本＝ネーション＝国家なのです。こんなものは終わりにしないといけない。僕は、アソシエーションに活路を見出しました…（中略—宮崎）…

社会主義とか共産主義という言葉には手あかがついていて、偏見をもたれるでしょう。だから、アソシエーションという言葉を採用しました。Aのように相互扶助的だけれど、拘束性や排他性がないような交換関係、高次元なAと考えた（「朝日新聞」2025年3月19日「柄谷行人回想録 私の謎」）。

なるほど、交換様式Dは交換様式Aの高次元の復活なのだと思います。贈与と返礼の互酬交換がアソシエーションの交換に転換するという展望です。それが可能となるのは人々のなかにネーションとして深く息づいていたからです。死滅したのではなく、いわば歴史的な出番を待っていたかのように、です。共同体のなかでの「普遍性」といってよいでしょうか。

では、なぜ交換様式Aが高次元の復活を遂げて交換様式Dとなって登場するのか、その点はどうなのでしょう。おそらく、篠原さんが注目し額にしわをよせたところではないか、と思うのです。これが謎めいている柄谷発言です。

国家の揚棄は、交換様式Aを“高次元で回復する”ことのよってのみ可能である。A

を“低次元”で回復することは、想像の共同体としてのネーションを実現することには
かならない。つまり、そこでは“個人的所有”は回復されない。それに対して、Aの
“高次元で”の回復とは、Dの出現にほかならない。

また、ここで重要なのは、Dは人間の意志あるいは企画によって到来するものではな
い、ということである。それはいわば「向こうから来る」。その意味で、それは“共産
主義という幽霊”だといってよい。そして、その存在を明らかにすることが、「社会主
義の科学」にほかならない（柄谷[2022]353 頁）。

他方で、カントを引き合いに自然の「隠微な計画」と言うのですから、Dの謎はいよいよ
深まってくるのです。カントがいう「自然」とは「神」の言い換えではなく、「神が作った
ものではなく人間がつくったものだが、にもかかわらずそれが人間を越えた『力』として働
くことを、示唆したのである。…（中略—宮崎）…それを「自然」と呼んだとき、カントは、
私がいう「交換様式」（D）のようなものを感知していたと考えられる」（同上 289 頁）。

いわば、人間の意志と自然との関係です。ここで篠原さんが最後の筆をいれます。

（後編に続く）

（みやざき あきら）

【参考文献】

- 柄谷行人[2006]『世界共和国へ—資本＝ネーション＝国家を超えて』岩波新書
柄谷行人[2010]『トランスクリティーク』岩波現代文庫
柄谷行人[2015]『世界史の構造』岩波現代文庫
柄谷行人[2022]『力と交換様式』岩波書店
斎藤幸平[2020]『人新世の「資本論」』集英社新書
篠原三郎[1994]『現代管理社会論の展望 現代をみる眼—物象化を超えて』こうち書房
角谷登志雄[1968]『経営経済学の基礎—労働管理批判—』ミネルヴァ書房
マルクス[1968]『資本論』第一巻、大月書店

篠原さんが考え残したこと（後編）

—木田 元『反哲学入門』に挑む—

宮崎 昭

絶筆です。なんと表現したらよいのか、凄まじい筆と思考の運びで、2022年11月1日、「『反哲学入門』と交換様式論—Tさんへ—」（以下、篠原「反哲学」と略）を脱稿しました。

その3日後、11月4日に逝去されたのです。いつものように、読者の象徴的存在であるTさんに語りかける文体は健在で、その末席を占める私には、なぜ、“この期に及んで”木田さんの『反哲学入門』（以下、木田「反哲学」と略）だったのか、その思いはいまなお引きずっています。

＜木田「反哲学」は魅力的＞

篠原さんが木田さんに引き付けられたのは、次の文言のなかに見えています。冒頭です。

Tさん おかわりありませんか。今夜はこんな話をもち込みました。哲学研究者の木田元さん、かれの本はどの著書も専門家でもないわたしにも楽しいんですね。文章力というか表現というか、いやかれの生き方にいつもひかれるところがあるんです。小説を読んでいる気分になります。それがまた魅力的なんですね。氏の『わたしの哲学入門』（講談社学術文庫、2014年）などおすすめしたい一冊です（篠原[2022]2頁）。

哲学の書を「小説を読んでいる気分」にさせるのですから、木田さんの文章表現の腕は並々ならぬものがあるようです。篠原さんお薦めの『わたしの哲学入門』を早速買い求め、後追いをしました。しかし、いきなり荒野に投げ出されたような不安のただなかに身をおいたような気分になりました。実はこれが木田さんの文章力マジックなのだと、後になって気づくのです。

「哲学」というのは、まったく奇妙な学問である。いや、「学問」と言えるかどうかさえ検討を要する問題であろうから、当面は「奇妙なもの」と言っておく方がよいのかもしれない。なにを対象にし、なにを主題にしているのかもよく分からない。範囲もはっきりしない（木田[2014]15頁）

そういいながら、他方では、自身の経歴をおしげもなく披歴して、哲学への関心を深めた経緯も驚きです。「敗戦のとき、私は16歳、江田島の海軍兵学校にいた。3歳から満州（元・中国東北部）で育ち、敗戦の4カ月前、兵学校に入るためにはじめて日本に渡ってきたのである」（同上30頁）と、のっけから衝撃的な自己紹介です。家族の生計をたてるために、闇屋や代用教員（無資格）などグレー・ゾーンで生き延び、その後大学進学を志します。そのきっかけもドラマチックです。読書家であった木田青年はドストエフスキーと出会

います。

ドストエフスキーの作品の主要な登場人物は、その頃の私と同じか、もう少し上の歳頃の成年で、しかも一様に絶望している。それぞれにすぐれた能力をもっているのだが、なにをしたらよいのかなすべきことを探し当てられず、いわば力をもてあまし、自分自身との格闘に疲れ果てているのである」（同上 36 頁）。

そのころの、決して安穩とはいえなかった生活に身を置いていた木田青年は、ドストエフスキーの登場人物に自分の姿を投影したのです。私など、中学 1 年の時に担任の先生から強く薦められて『罪と罰』に挑戦したのですが、三分の一くらいがせいぜいで撃沈したことを思い出します。

その後、キルケゴールの「絶望」に触れ、ハイデgger に行き着き、『存在と時間』を読みたいばかりに大学の門をくぐるわけです。こうした学問との出会いに、篠原さんも驚きつつ感服したのだと思います。学問への真摯な態度、自身の内奥からほとぼしる向学の姿勢にです。

<木田さん「運慶」の発見>

篠原さんが木田さんの洞察力に驚き、気に留めていたのが夏目漱石『夢十夜』の話です。

T さん

木田さんのこの本のなかにこんな話がでてくるのです。

「夏目漱石は『夢十夜』の第六夜のなかで、運慶がどうやってあの彫刻を産み出したのか、その秘訣を、木の中に埋まっている眉や鼻を、鑿^{のみ}の力で土のなかから石を掘り出すように掘り出すという言い方で述べています。この考え方は、自然のままを尊び、人為を否定する日本人の芸術観の典型です。しかし、この話は、明治の木にはとうてい仁王は埋まっていないことを悟るという皮肉な結末を与えられています。

漱石は鋭敏な芸術家の感性で、西洋化された日本では、かつてもっていた美質である『自然』そのままという芸術が成り立たなくなっていたことを感じ取っていたのではないのでしょうか。先駆者として、西洋と東洋という問題に深刻に悩んだ漱石は、明治という時代の味わった変化の本質を、たった一夜の夢として表現したわけです」（木田 [2010] 66 頁）（篠原 [2022] 3 頁）。

*私自身の備忘録として抜き書きします。柄谷さんの漱石論です。

意識にとって自然とはなにか、漱石はこういう問いをもはやどんな抽象的な概念によっても問うてはいない。「自然」は自分に始まり自分に終る「意識」の外にひろがる非存在の闇だが、漱石はそれを神とも天ともよばない。あくまでそれは「自然」なのだ。なぜなら、漱石は超越性を、ものの感触いいかえれば生の感触を通してしか見出そうとしなかったからである（柄谷 [2017] 50－51 頁）。

（自身の「交換様式論」について）発明したのではなくて、もともとあったものを見つけただけ。確か、夏目漱石の『夢十夜』にある、運慶の仏像の話にもそんなことが書かれていたでしょう（「朝日新聞」2025 年 5 月 21 日付「柄谷行人回想録 私の謎 発明でなく『真理』掘り出ただけ」）。

柄谷による漱石によれば、「自然」は「意識」の外にひろがる「非存在の闇」なのだから、

そこに手を加えるということはありません、と考えているとしたら、人間にできることは限定されざるを得ません。この運慶の話は、あとで紹介するように、哲学が日本にはなかったという重要な根拠になっています。それだけに重みがあり、漱石がいうように「生の感触」のなかに「超越性」をみるという考え方ですが、木田さん、篠原さんはどう受け止めたでしょうか。

<日本人には哲学なんてなかった>

さて、ここから木田さんの「反哲学」の導入部分が終わり、本編に入ります。篠原さんがへばり付くように固執するところです。まずは、哲学とは何者なのか、ということから始まります。

「哲学を不幸な病気だと考えることが、わたしにとっては『哲学とはなにか』を考えてゆく上での出発点になっているのかもしれませんが。よく、日本には哲学がないからだめだ、といったふうなことを言う人がいますね。しかし、わたしは、日本の西欧流のいわゆる『哲学』がなかったことは、とてもいいことだと思っています。たしかに日本にも、人生観・道徳思想・宗教思想といったものはありました。そして、西洋でもこうしたものが哲学の材料にはなっていますが、これがそのまま哲学だというわけではありません」（木田[2010]22頁）（篠原[2022]5頁）。

「哲学」という言葉の由来や性格や意味についてはあとでゆっくり考えなければなりませんが、いま哲学とは、そうした人生観・道徳思想・宗教思想といった材料を組みこむ特定の考え方だということにしておきましょう。あるいは、哲学とは、「ありとあらゆるもの（あるとされるあらゆるもの、存在するもの全体）がなんであり、どういうあり方をしているのか」ということについての特定の考え方、切り縮めて言えば「ある」ということがどういうことかについての特定の考え方だと言ってもいいと思います」（木田[2010]22～23頁）（篠原[2022]5頁）。

難しくなってきました。でも、「日本の西欧流のいわゆる「哲学」がなかったことは、とてもいいことだと思っています」と言い切っていることに少なからず疑問を感じるのですが、一体、どういうことなのでしょう。つまり、木田さんが「西洋哲学」は日本にはない「特定の考え方」だという、その意味は何なのでしょう。篠原さんの引用を続けます。

どうしてこういう哲学が西洋文化圏で生まれたか、木田さんはこう説明されます。

「こうした考え方が、西洋という文化圏には生まれたが、日本には生まれなかった。いや、日本だけでなく、西洋以外の他の文化圏には生まれませんでした。というのも、そんな考え方をしうるためには、自分たちが存在するものの全体のうちにいながら、その全体を見渡すことのできる特別な位置に立つことができなければならないからです」（木田[2010]23頁）（篠原[2022]5頁）。

<特別な位置にいる西洋人だから>

なぜ西洋に生まれ、東洋、日本ではなかったのか。木田さんが言っていることを、篠原さんの引用をそのまま紹介したいと思います。

いま、「存在するものの全体」を「自然」と呼ぶとすると、自分がそうした自然を超えた「超自然的な存在」だと思うか、少なくともそうした「超自然的存在」と関わりを

もちうる特別な存在だと思わなければ、存在するものの全体がなんであるかなどという問いは立てられないでしょう。自分が自然のなかにすっぽり包まれて生きていると信じ切っていた日本人には、そんな問いは立てられないし、立てる必要もありませんでした。西洋という文化圏だけが超自然的な原理を立てて、それを参照にしながら自然を見るという特殊な見方、考え方をしたのであり、その思考法が哲学と呼ばれたのだと思います」

（木田[2010]23～24 頁）（篠原[2022]6 頁）。

木田さんは繰り返し繰り返し、「西洋という文化圏だけが」というのですが、それがなぜなのか、たとえば商品経済、柄谷さんのいう交換様式Cの発展によるものなのか、とくに言及はありません。篠原さんも懸念していることなのですが、その点については無視するかのよう、また「超自然的原理」の説明が続きます。いまいし付き合うことにします。

より具体的にはこんな状況が生まれてくるようです。

「そうした哲学の見方からすると、自然は超自然的原理——その呼び名は「イデア」「純粹形相」「神」「理性」「精神」とさまざまに変わりますが——によって形を与えられ制作される単なる材料になってしまいます。もはや、自然は生きたものではなく、制作のための無機的な材料・質料に過ぎない物、つまり物質になってしまうのです。超自然的原理の設定と物質的自然観の成立は連動しています（木田[2010]24 頁）（篠原[2022]7 頁）。

木田さんはマルクス『資本論』についての言及はないのですが、私はマルクス「労働過程論」の記述を思い起してしまうのです。マルクスは自然に向き合う“労働”を格別に重視していました。これを「自然と人間の物質代謝」として重視する斎藤（[2020]297 頁）からすれば、「自然はもはや生きたものではなく、制作のための無機的な材料・質料に過ぎない物」という指摘は、肯定・否定相半ばするのではないのでしょうか。環境問題が頭をよぎります。マルクスは確かにこう言っていました。

われわれは、ただ人間だけにそなわるものとしての形態にある労働を想定する。くもは、織匠の作業にも似た作業をするし、蜜蜂はその蠟房の構造によって多くの人間の建築士を赤面させる。しかし、もともと、最悪の建築師でさえ最良の蜜蜂にまさっているというのは、建築師は蜜房を蠟で築く前にすでに頭のなかで築いているからである（マルクス[1968]234 頁）

自然素材を前にして、これを労働対象とするのは自然の流れで生じたのではなく、一定の意志が働いてのことであり、それを「超自然的原理」と読み替えることは私の理解では難しいのです。マルクスも「超自然的原理」に乗っかっていたと理解すべきでしょうか。

<「超自然的原理」は自然の否定、自然破壊の根源か>

これまでのところ、日本に哲学がなく、それは否定的なことではなく、むしろ積極的な意味を持っているという木田さんの主張が何度も頭にこびり付いて離れません。

篠原さんは次のように述べています。木田さんの「自然」論が端的に説明されているところを引用しています。なにか、同じ趣旨の内容が繰り返されているようです。

先ほど、わたしは「哲学」を否定的なものとしてしか考えられないと言いました。い

ったい、哲学はなにを否定しているのでしょうか。やはり、自然に生きたり、考えたりすることを否定しているのだと思います。ですから、日本に哲学がなかったからといって恥じる必要はないのです。むしろ日本人のものの考え方がずっと自然だったということになりそうです」（木田[2010]24 頁）（篠原[2022]7 頁）。

ここまで日本人＝自然賛美が強調されると、篠原さんが指摘しているように、プラトン以前のギリシア哲学では、「万物は自然」であると認識されていたわけであり、またニーチェがこの哲学（超自然的原理）に疑問を抱いてハイデッガーやメルロ＝ポンティ、デリダへと引き継がれるとなれば、なぜこの時期に「哲学」がうまれたのか、その理由が明らかにされなければなりません。

だから、篠原さんは末尾に、柄谷「交換様式論」を引き合いに、苦言と希望を述べるのです。こう言ってます。

以上、文字通り、引用してきた木田さんの「反哲学」論、柄谷さんの交換様式論から読み解くと、Tさん どうなると思いますか。

じつは、『反哲学入門』を読み終えて、柄谷さんの例の『世界共和国へー資本＝ネーション＝国家を超えて』（岩波新書、2006 年）を読み直してみたんです。なにか木田さんに笑いだしたくなる点もあり、楽しくなってます。木田さんがもしも柄谷さんと接点があり、交換様式論を読んでいたら、ずいぶん違った理解を示せたのではないかと残念に思えてならない今夜です。ともあれ、木田さんには、なぜ、こういう事態が生じたのか、そのなぜの姿勢が十二分にはいっこうに見られませんでした。したがって、その展開になにかトートロジーが働いているようになりませんでした。ちなみに、柄谷さんは肩書に評論家とか、哲学者と名づけていますが、預言者にでも代えたらどうなんでしょうか。

木田「反哲学」を読んで、篠原さんは柄谷「交換様式論」との対比で、「笑いだしたくなる点もあり、楽しくなってます」とあるのですが、この辺りの理解に私はしばらく苦しみました。どこが「楽しくて」、どこに「笑い出したく」なったのでしょうか。

<理念を否定する「反哲学」の未来は>

私も、柄谷行人[2006]を読み直して。その「笑い」と「楽しく」を確認してみたくなりました。やはり、末尾で次のように、訴えるように述べているところに目が行きます。カント「世界共和国」への思いです。

彼の理念は窮極的に、各国が主権を放棄することによって形成される世界共和国にあります。それ以外に、国家間の自然状態（敵対状態）が解消されることはありませんし、したがって、それ以外に国家が揚棄されることはありません。一国の中だけで、国家を揚棄するということは不可能です。

この意味で、カントの平和論は、国際法や国際政治の問題に還元されるようなものではない。世界共和国はカントの歴史哲学の根幹に存するのです。というのも、彼は『世界公民的見地における一般史の構想』（1784 年）において、世界共和国の形成を人類史が到達すべき理念として論じているからです（柄谷[2006]222-223 頁）。

「理念」というものを「超自然的原理」として批判する木田「反哲学」に対して、篠原さんはこの一節をどうしても読んでほしかったのだと思うのです。あえていえば、木田「反哲

学」には“希望”という文字も概念も出てこないという重大な問題があることです。

カントがいう「自然の隠微な計画」はけっして美しいものではありません。それは人間の善意によってよりも、むしろ悪意や攻撃性を通して実現されるからです。その意味で、われわれはどんな悲惨な状態にあっても、絶望する必要はないということになります。しかし、たとえ窮極的に「自然の狡知」が働くとしても、われわれはカント自身がそうしたように、実現可能なところから始めるほかないのです（同上 224 頁）。

戦争という「国家間の自然状態」を傍観するのではなく、これに声をあげ、手を差しのべ、できる限りの対策を考え実行することが主張されています。こうした柄谷さんの主張に対して木田さんはどう反応するのでしょうか。篠原さんが切望した所以でしょう。

＜交換様式Dは何だったのか＞

この稿「篠原さんが考え残したこと」の「前編」最後に、次のように記しました。

では、なぜ交換様式Aが高次元の復活を遂げて交換様式Dとなって登場するのか、その点はどうなのでしょう。おそらく、篠原さんが注目し額にしわをよせたところではないか、と思うのです。次が謎めいている柄谷発言です。

国家の揚棄は、交換様式Aを“高次元で回復する”ことによつてのみ可能である。Aを“低次元”で回復することは、想像の共同体としてのネーションを実現することにしかない。つまり、そこでは“個人的所有”は回復されない。それに対して、Aの“高次元で”の回復とは、Dの出現にほかならない。

また、ここで重要なのは、Dは人間の意志あるいは企画によつて到来するものではない、ということである。それはいわば「向こうから来る」。その意味で、それは“共產主義という幽霊”だといってよい。そして、その存在を明らかにすることが、「社会主義の科学」にほかならない（柄谷[2022]353 頁）。

他方で、カントを引き合いに自然の「隠微な計画」と言うのですから、Dの謎はいよいよ深まってくるのです。カントがいう「自然」とは「神」の言い換えではなく、「神が作ったものではなく人間がつくったものだが、にもかかわらずそれが人間を越えた『力』として働くことを、示唆したのである。…（中略—宮崎）…それを「自然」と呼んだとき、カントは、私がいう「交換様式」（D）のようなものを感知していたと考えられる」（同上 289 頁）。

いわば、人間の意志と自然との関係です。ここに篠原さんが最後の筆をいれます。

と、（後編）に繋いだつもりですが、ここにある「人間を越えた『力』」をどのように理解したらよいのか、どうしてもすっきりしないのですが、思いがけない話が木田「反哲学」の中に登場します。丸山眞男の「つくる」「うむ」「なる」に関わる宇宙創成神話の件です。「すべての神話が『つくる』『うむ』『なる』という三つの基本動詞で整序できると主張しているのです（木田[2010]54 頁）。そこで、「なる」という動詞の例で、挙げられているのが次です。

「なる」という動詞は、「世界に内在する神秘的な靈力（たとえばメラネシア神話でいうmana）の作用で具現した」というパターンの神話です。人格をもたない、人間社会の外にあるなにかが起源だとすると、「主体への問いと目的意識性とは鮮烈に現れ」ま

せん（同上 55 頁）。

繰り返しますが、柄谷さんは『力と交換様式』のなかで、「霊」の力に注目していました。奇しくも木田「反哲学」では、「神話」の話として捨ておかれるのですが、「人間社会の外にあるなにか」によって「なる」ことが示唆されています。柄谷さんがDは「向こうから来る」という指摘と符合するのではないのでしょうか。

あえて言うなら、「共産主義という幽霊」の存在を明らかにする「社会主義の科学」という難題に、木田「反哲学」を横において篠原さんは亡くなる直前まで挑み続けたのだと思います。

（みやざき あきら）

【参考文献】

- 柄谷行人[2006]『世界共和国へー資本＝ネーション＝国家を超えて』岩波新書
柄谷行人[2015]『世界史の構造』岩波現代文庫
柄谷行人[2017]『新版 漱石論集成』岩波現代文庫
柄谷行人[2022]『力と交換様式』岩波書店
木田 元[2010]『反哲学入門』新潮文庫
木田 元[2014]『わたしの哲学入門』講談社学術文庫
篠原三郎[2022]「『反哲学入門』と交換様式論ーTさんへー」『市民科学通信』第30号
マルクス[1968]『資本論』第一巻、第一分冊、大月書店
宮崎 昭[2026]『篠原さんが考え残したこと（前編）』



銃のない世界

—銃器の使用価値という視点から—

宮崎 昭

銃は現代を語る象徴的な使用価値をもっています。

<アニーよ銃をとれ>

「アニーよ銃をとれ」(Annie get your gun)を覚えていますか？ブロードウェイ・ミュージカル作品(1946年初演)で、後に映画化され、またテレビドラマともなり一世を風靡した作品です。日本でもアニー役に江利チエミ、フランク役に宝田明を起用するなど、話題をさらった作品でした。

射撃の名手、アニーの存在はいかにもシンボリックでアメリカを偶像化しました。第二次世界大戦の戦勝国で、自国が戦場にならなかったということもあって、戦争景気に沸き立ち、そんな中で、女性でありながら射撃名人が登場するのですから、銃という危険きわまりない代物を、いとも簡単に家庭的で穏やかなイメージに塗り替えられたのです。しかも、アニーは相手の銃だけを狙って撃つので、命を奪うことはなかったのです。今でいう「専守防衛」の手本のような存在でした。

戦後、日本にもテレビが普及してアメリカの西部劇ドラマが人気となりました。1952年のサンフランシスコ条約の“アフター・サービス”でもあるかのように、1960年代になって、「ララミー牧場」「ボナンザ」「ライフルマン」「拳銃無宿」などが陸続と放映され、日本のお茶の間を賑わせたのでした。これらの西部劇は、当初の先住民族との紛争解決を中心とした西部“開拓”をメインとしたもの(劇場映画)から、父性を根幹に置いた家族ドラマ(テレビ番組)へとシフトしたところに特徴があります。

かつては「鬼畜米英」といって恐れ憎んだアメリカの銃社会が、いとも簡単に“あこがれ”の理想的社会として定着することになります。ジョセフ・ナイがいう「ソフトパワー」の力です。

なお、付言すると、「拳銃無宿」で注目を集めた「ランダル銃」はウインチェスターM1892の銃身を切り詰めた改造銃で、主人公ジョシュ・ランダル愛用で「準主人公」役の改造銃がヒーロー扱いされていたことに、いまさらながら驚きを禁じません。

<アメリカの銃社会>

生きていくために必要な生活資料やサービスのほとんどは、お金を支払うことによって得られます。商品としての使用価値が売買される社会です。といっても、すべてがそうあるわけではなく、贈与や返礼の互酬システムもまがりなりにも健在で、相互扶助のコミュニティも生き残っています。助け合うという関係は、すでに過去のものではなく、社会の骨格をなしている土台骨であり、民主主義を支える根本的な原則です。

しかし、銃という商品は、相互扶助とは真逆の「有用性」をもっています。野性動物であれ人間であれ、その命を問答無用で奪うという有用性です。その銃(ライフルも含めて)が市場経済のなかで自由に売買されているアメリカ社会を、多くの人たちが疑問に思うのは当然です。他面から見れば、銃器を有用な使用価値としているのが、アメリカ民主主義社会な

のです。

ネット情報ですが、アメリカ市民は3億9330万丁もの銃を保持しています。もちろん、銃を所有しない人たちもある程度いるのですが、単純に計算して一人当たり1.2丁の銃を持っていることになります。だから個人で、あるいは世帯でいくつも保持している人がいる計算になります。なぜなのか、「なぜ銃をもつのですか」と問い続けていた渡辺[2012]は、その余りにも「フツー」の答えに驚いています。2007年に写真家のカイル・カシディが出版した『武装するアメリカー銃所持者たちの家庭での肖像 Armed America: Portraits of Gun Owners in Their Homes』を参照しながら、銃所持者の声（アンケート回答）を紹介しています。

衝撃的なのは、厳選された約100家族の多くが、普通の親子だったりカップルだったりすることだ。言うまでもなく、銃社会へのイメージは悪い。日本人にとってアメリカの印象で一番悪いかもしれない。…（中略—宮崎）…

銃なしで暮らしている都市のリベラルなアメリカ人にとって、銃というものは麻薬取引者が犯罪に使用する邪悪な武器という印象が強い。おおむね日本の銃への印象に近いし、シカゴのゲットーでの犯罪はその一例だろう。それだけに、南部や西部の農村で、普通の温厚なアメリカ人が銃を握る生活が、いまひとつ想像がつかない（渡辺[2012]120-121頁）。

そう断わりを入れたうえで、銃を持つ理由を「ハンティング」と「自由」を挙げる回答に注目します。

<アメリカの伝統が>

銃の使用価値を考えるうえで、歴史的な経緯、あるいは伝統というものが深く関わっていることが明らかになります。日本では「市場化」されてこなかったのは、ここでいう「伝統」の違いがあるからです。この点は後から再論します。さて、その伝統についてです。

保身のためとか、武器マニアで撃つのが快感、という回答もあるにはあるが、割合は少ない。多いのは、第一にハンティング（狩り）の伝統から、周りに銃が自然にある環境で育ったという生い立ちだ。実際に狩りをするかどうかは別として、ハンティング愛好の文化が親から代々受け継がれている場合、銃は祖父や父との少年少女時代の思い出と重なるようで、どんなにリベラルな人でもみずからそれを放棄することは家族の歴史を自己否定するような気になるらしい（同上121-122頁）。

家族との歴史もさることながら、ボーイスカウトでライフルを撃った経験が、野外活動やサバイバル体験と重なって自己形成してきた自負もあるようです。広大なアメリカ大陸にあって、特に郊外の農村地帯では、野性動物や先住民との遭遇がライフルなどの銃器を実用とし、そこで自身だけでなく家族やコミュニティを守ることが、いわば“一人前”の大人になることでした。先に紹介した「アニー」や「西部劇」ドラマを貫いている文化現象です。

この「敵」に撃ち勝つ大人の理念像は「自由」と深く結びついているので、とりわけ厄介ですが、重みがあります。長い引用になりますが、日本ではほとんど聞かない声です。耳を傾けたいと思います。渡辺さんは、「『自由』の概念はあまりにアメリカの歴史と一体化した『文化』である。これをはく奪することは容易でない」（同上122頁）と一言し、いくつかの声を紹介しています。

「火器を保持しているのは、自由を愛しているからです。私はファシスト的な警察国家の政府というリアルな脅威から自由を守っています。アメリカを侵略してきたこともない外国からの脅威というおとぎ話から守るためのものではないです。もし自由のために戦うのであれば、足下から始めないといけません」（同上 122 頁）。

アリゾナ州の男性も「私が銃をもつのは、市民が武装することは圧政に抗する最良の防衛だからです」と述べる（同上 123 頁）。

「銃保持は民主主義の苗床です」と言うのはオレゴン州のザックである（同上）。

「テキサス州のウェイリーは「私は愛国者です。私はすべての愛国的アメリカ人は 250 ヤード（約 228.6 メートル—宮崎）先の標的を撃てるのが義務だと考えています」とまでいう（同上）。

白人だけではない。ペンシルバニア州の黒人ノスタンは、「銃保持は権利であり、特権です。すべての人が行使すべきです。すべての人が銃をもつべきだと思います」と述べる（同上）。

渡辺さん同様、銃を所持、保有することが権利であり義務であるとまで言われると、やはり私も彼等の隔たりを感じざるをえません。

<伝統は憲法となって合法化される>

銃社会と民主主義の理念は、アメリカでは親和性をもっています。先の一般市民の回答が、それを物語っているでしょう。誰でも銃を保持し、自身の身を護るためにアメリカ市民が自由に銃を所持できるのは、あまねく知られているように、「権利章典」としての合衆国憲法修正第二条の存在とその解釈があるからです。原文は次のとおりですが、アメリカ人の間でも解釈が異なるといういわくつきの代物です。

A well regulated Militia, being necessary to the security of a free State, the right of the people to keep and bear Arms, shall not be infringed.—The Second Amendment (Amendment II) to the United States Constitution

（規律ある民兵は、自由な国家の安全にとって必要であるから、人民が武器を保有した携帯する権利は、これを侵してはならない。—アメリカ合衆国憲法修正第 2 条）

解釈の焦点は、Militia（民兵、義勇軍、市民軍、自警団などと解釈）と the People にあるといいます。公認の軍人、警察官ではなく民間人の「兵」だからミリシアであり、「人民」なのです。民兵だから銃所持が許されるという解釈もできますが、この民兵もそもそもが一般民間人なのですから、誰でもが所持する自由があるという解釈も成り立ちます。ここでものを言うのは、アメリカ建国の伝統です。

ミリシア、「これは今から約 250 年前の建国時代にボストンやニューヨークなどあちこちで結成され、イギリスとの独立戦争で活躍した組織のこと」（矢部[2023]60 頁）で、関東大震災で“暗躍”した自警団とはまるで似て非なる組織であり、アメリカ建国の「英雄」と言われてきた存在です。支配国であるイギリスに対して、軍人であるか民間人であるかという区別は意味をもちません。もちろん、そこでは双方で互いに、数多くの「殺戮」がおこなわれ、犠牲者がうまれます。イギリスによる植民地支配から独立するという「正義」「大義」のためには、「人命」を犠牲にすることは当然の英雄的行為と見なされました。アメリカ誕生の礎であり、現在に至る伝統です。

たとえば、アメリカの話ではないのですが、その英雄についての賞賛の言葉です。第一次世界大戦時、フランスのクレマンソー首相はドイツとの休戦協定の後、国民議会の演壇に立って、歴史に残る演説をしたといわれています。

「この勝利を我々にもたらした偉大なる死者たちに栄光あれ。…（中略—宮崎）…偉大なる死者たちの功績により、かつて神の兵士であったフランスは今日、人間の兵士となり、そして永遠に、理想のための兵士となるだろう」（イヴ・ルナウール[2024]（23 頁））。

戦争で犠牲となった人たち、ただし一般市民ではなく兵士についてなのですが、追悼し英雄視する姿勢は尊いようにみえますが、わが国の靖国「英霊」崇拜の潮流を重ねてみれば、そこには予想される「次」の戦争への準備を精神的に鼓舞しているように思えてなりません。大義のための殺戮は「必要悪」だと言い換えても、何らの問題解決にもなりませんし、憎しみの連鎖を断ち切ることもできません。実際、次の第二次世界大戦ではナチス・ヒトラーのドイツによって、多くのフランス兵士、民間人が犠牲になりました。

<ミリシアは今も>

この「民兵」は、その後必要とされたときに随時「救助隊」や「国境警備隊」などとして組織されてきましたが、「1916 年に制定された国家防衛法（NDA）によって、ミリシアは各州の防衛軍（州軍）として、『ナショナルガード（州兵）』と呼ばれるようになった」（矢部[2023]60 頁）といえます。州兵は州軍に入隊して数カ月の訓練を受けてのち、年間 14 日間の軍務が義務付けられるのですが、その他の時間は自分の仕事に従事するというわけです。民間人でありながら公式の軍人でもあるというのは、まるでわが国の「消防団」みたいな組織で、もちろん自宅に銃を保持しているところが決定的に異なります。だから、この彼らが先の「the people」なのか、はたまた一般市民すべてを指すのかが、解釈の分かれるところです。

忘れてならないのは、2021 年 1 月 6 日に起こった「アメリカ合衆国議事堂襲撃事件」です。当時大統領であったトランプが扇動し、次期大統領になる予定のバイデンを阻止しようとして議事堂を襲撃させた事件です。トランプ支持者による暴挙であり事実上のクーデターの試みでもあったのですが、この暴徒の中には退役軍人やミリシア、さらには現役軍人も含まれていたというから驚きです。もちろん、銃を保持していたことはいふまでもありません。議事堂で選挙結果を確定しようとしていた議員たちの命が危ぶまれたのです。とても「英雄」とはいえません。

また、2025 年 6 月、ロサンゼルスで発生した非正規移民摘発に反対するデモに対して、トランプ大統領は州兵（ナショナルガード＝ミリシア）の派遣を命じました。通常は州知事の指揮下におかれているのですが、「例外規定」に則って強行したものです。カリフォルニア州のギャヴィン・ニューサム知事（民主党）は州兵の派遣を撤回するよう要求し、「州の主権」に対する重大な侵害だと批判しています。

こうした民主主義の根幹をゆるがすような事態を招いたのも、トランプ大統領の個人的資質にあるだけでなく、それ以上にアメリカ民主主義の体制的な問題があります。

<市民による政府への抵抗権>

鵜浦[2014]は、踏み込んだ解説を加えています。「主権者たる市民には、代理人である政府に抵抗する権利が保障されている。修正第一条の言論の自由は、政府を批判する権利である。信仰の自由は政府に信仰を強要されないことを保障している。また結社や請願の権利

は政府に抵抗する手段を保障している。したがって修正第二条は、単なる自衛手段であるだけでなく、政府と戦うための最後の手段になるかもしれないことを意味している」（100頁）と、重要な論点を提示しています。抵抗権とか革命権というのは、市民に与えられる究極の行動の自由・権利だと思うのですが、私の脳裏には、現在のミャンマーで展開されている軍事政権に抵抗する民主派や少数民族の姿が思い浮かんできます。

イギリス植民地時代から、英国「常備軍」による自由への抑圧を経験してきた植民地各州の市民たちは、たとえ自国の国家であれ州であれ「自衛手段」としてだけではなく、「政府と戦うための最後の手段」としても武器の保持は不可欠なものとして考えてきました。主権は市民にあり、政府などの権力は代理人に過ぎないという明確な立場が示されているのです。相手が誰であれ、自らと家族の命は自ら守るという姿勢です。

こうした姿勢は、実は独立革命以前から形成された、いわばミリシアの DNA と思わせる事件がありました。中野[2024]による紹介に目を向けたいと思います。

まず、1676 年のベーコンの乱がある。それは、ヴァージニア植民地政府が先住民に対して果敢な態度をとらなかったことに怒った辺境住民の暴力であった。ミリシア部隊の指揮官であったナサニエル・ベーコンは、先住民との紛争を避けようとする植民地総督に業を煮やして、住民をひきつれて総督府に押し寄せた。彼は先住民を討伐する戦争の指揮権を要求したのであったが、それが認められないと知るや、ミリシアで街を焼き払った。

また、1763 年のペンシルヴェニアでは、パクストン・ボーイズと呼ばれる武装集団が先住民を虐殺し、翌年には首都フィラデルフィアで、植民地政府に対して自分たちの要求を、武力をちらつかせながら呑ませた。ここでも先住民が関係していたのは、植民地の中心部から離れた辺境の人々にとって、先住民との紛争が深刻であったからである（中野[2024]43－44 頁）。

植民地政府、辺境地住民と先住民との争い、そして自警団としての性格を持つミリシアの関係がよく分かります。先住民はあたかも害虫、害獣でもあるかのような「駆除」の対象だったのです。さらに注目すべきなのは、ミリシアが政府に対して暴力で要求を実現しようとしている点です。

ただ、こうした暴力の正当化は共和党だけでなく、民主党のあいだにも広がっているという中野さんの指摘に愕然とします。2020 年、ワシントン州シアトル市で起こった暴行事件です（中野[2024]17－18 頁）。

人民こそが主人公で、しかも自治意識の強いアメリカですから、連邦政府にたいする依存心も薄く、場合によっては銃器を携えて抗議・破壊活動も正当化されるわけです。「正当防衛権」もしくは「革命権」という表現が妥当するのかどうか、これを“権利”や“自由”のなかで論じる危うさも感じます。もはやアメリカでは、ピストル・ライフルなどの銃器は、禁制品でも奢侈品でもなく、欠かすことのできない“生活必需品”という使用価値になったのです。

＜アメリカ個人主義の危険性＞

アメリカをはじめとして、このところ民主主義の評判が悪くなっています。アメリカ民主主義論の先導者といってもいいアレクサンダー・トクヴィルを取り上げながら、宇野・若林[2023]は「はじめに」で極めて悲観的な論評をしています。トクヴィルがアメリカ民主主義に大きな期待を寄せていただけに無念、残念なのです。

現代世界において、民主主義はあたかも「終わった」かのように語られる。目立つのは民主主義の原則をいとも簡単に踏みにじるポピュリスト指導者たちと、それを熱狂的に応援する支持者たちである。また名ばかりの選挙を口実に、あるいはそれさえ抜きに権力を行使する権威主義者の独裁者たちである（宇野・若林[2023] ii 頁）。

宇野・若林さんは、民主主義を「選挙制度」に限定する思考方法に疑問を投げかけているのですが、この点は重大です、アメリカ大統領選だけでなく日本の選挙の現状も危ぶまれています。

たしかに、トクヴィルが想定した民主主義の未来図とは異なる世界が広がっています。「イギリス系移出民」はピューリタニズムを宗教的教義に基礎をおきながら、これを同時に政治理論にして、「この無慈悲な海岸に移出民たちが上陸するやいなや、移出民たちの最初の配慮は、彼等自らを社会に組織するということであった」（トクヴィル[1987]76 頁）という状況のなかからアメリカの自治、民主主義は出発しています。当初から自己防衛のための銃器・武器使用が前提になっていたと思われます。

ベラー[1991]はトクヴィルを高く評価することで知られていますが、たとえば「個人主義」という用語は、トクヴィルが使い始めたとベラーが指摘しています（180 頁）。そのうえで、個人主義についての基本的な態度を明確に打ち出しています。個人主義の危険性です。

…私たちがアメリカの個人主義に対して批判的であることははっきりしている。しかし、この点で、私たちの立場が誤解される恐れがないとは言えない。とくに個人主義が弱い社会ではその危険がある（*中国でベラーの著作が「ブルジョア個人主義」の欠陥を指摘した好著として賞賛されたことに触れて一宮崎）。…（中略一宮崎）…民主主義にとって欠かせぬものである倫理的個人主義を擁護するという一面である」（同上 vi 頁）。

…私たちが主に批判しているのはある種の個人主義であることがわかりいただけると思う。すなわち、個人は社会から切り離された絶対的な地位をもつとする功利的個人主義と表現的個人主義である（同上）。

ベラーによれば、「個人は社会から切り離された絶対的な地位」にあるというのは、ジョン・ロックによる影響が強くあり、「『自然状態』にある生物学的個人の概念から論をすすめ、社会的秩序については、こうした個人による、初めは自然に対する、次いで人間相互に対する行動から説明した」（同上 175 頁）、といます。さらに、「個人は社会に先行する」というアメリカ個人主義の特徴を次のように結論づけています。

個人は社会に先行する。社会は諸個人から自らの利益を最大化すべく自発的に契約を結ぶところに出現する。この立場こそ。アメリカの功利的個人主義の源泉であった（同上）。

であるがために、アメリカ個人主義への危惧が語られるわけです。ベラーが語っているわけではなにのですが、アメリカ銃社会の根底にあるのは、この根強い個人主義があるからでしょう。

…どの程度まで私的生活は、人々を公共的世界への参加に導くものなのか——あるいは逆に、彼らにひたすら私的世界に人生の意味を見出すように促すものなのか。また、どの程度まで公共的生活は、私たちの私的な願望を充足するものなのか——あるいは逆に私たちの意欲を失わせ、公共的参加からの撤退を促すものなのか。私たちはここに焦点を当てることにした（同上 x 頁）。

あらかじめ予想されたことではありますが、個人主義（私的生活）と「公共的世界」との対比の中で話が進んでいます。それは、「自由な共和国」と「自立的市民」の同時的実現の問題でもあります（同上 45 頁）。これが個人相互のコミュニケーション、「相互承認」にもとづいて実現されるのであればよいのですが、人民（国民）の間で「分断」を引き起こす原因ともなっています。民主主義が機能していないということです。

＜オタワ条約で思うこと＞

アメリカ合衆国が憲法で銃所持が合法化され、N R A（全米ライフル協会）が全米を支える利益団体となっている現状に照らし合わせると、アメリカ銃社会を変えることは、ほぼ絶望的であるということでしょうか。鶴浦[2014]は、ほとんど断定的に結論づけています。

連邦法もその取締を請け負う監視機関も合衆国憲法を超えることができない。また州憲法も州法もその外に出ることはできない。したがって、修正第二条があるかぎり、銃を 100% 規制する連邦法も州法もできない。アメリカのガン・イシューの歴史は野放しとある程度の規制の間を揺れ動くことになるが、完全に禁止されることは決してない。世界一ガン・フレンドリーな現状を変えることはむずかしい。まさに“**One Nation Under Guns**”といわれる所以である（106 頁）。

では「銃のない世界」を実現することは不可能なのでしょうか。科学技術と軍事開発が一心同体の緊密な関係にあるなか、つまり資本主義経済と軍事化が同体化しているなか、一体だれがこれを監視し抑止することができるのでしょうか。

核兵器の禁止活動は、すでに市民活動として永らく続けられてきました。ノーベル平和賞を受賞したことはひとつのエポック・メイキングです。また、地雷の根絶を目指した市民運動は特筆に値します。オタワ条約です。

目加田[1998]によると地雷の悪質さ、非道を糾弾したのは国家ではもちろんありませんでした。ベトナム戦争を経験し、さらにカンボジアでの被害を間近にみた一市民（ボビー・ミューラーとトーマス・ゲバウワー）の運動が出発点です。この市民からスタートしたというところが肝心かなめです。そして個人の声が ICBL（**International Campaign to Ban Landmines**）「地雷禁止国際キャンペーン」の活動へと広がっていきます。その後、CCW（**Certain Conventional Weapons**）「特定通常使用禁止制限条約」の批准国を増やすための取り組みを強めるなどして、ついに 1997 年ウイーン会議やブリュッセル会議などを経て、カナダ（オタワ）で「対人地雷全面禁止条約」（オタワ条約）が調印されます。特筆すべきは欧州を中心とした NGO の取り組みです。いわば国境を超えて連帯した市民運動が、消極的な国々（その多くが地雷の生産国・販売国であり、また国連常任理事国でもありました）を動かしたのです。

地雷の使用価値を、国家の戦略的、軍事的視点からではなく、人命、人道的な視点から捉え返した新しい市民運動です。しかも国際的な連携に基づいています。

アメリカ銃社会のように、一般市民が銃を自由に購買し、時には“銃乱射事件”をうみだ

すなど、深刻な事態がうまれているのですが、もとよりその根源は国家による銃器の使用価値の独占にあります。国家がみずから銃器や兵器を手放すことは考えられません。あの“名器”と言われたカラシニコフ銃（1億丁）を開発したカラシニコフは、何千万人のいのちを奪ったカラシニコフ銃の開発責任を問われて、「武器が悪いのではない。人間が悪いのだ」と切り返したと言います。銃器の殺傷能力を企図して作られたにもかかわらず、それをどう利用するかは個々人の自由な判断に基づく行動だとする言明が、いま現在の使用価値論の限界を物語っています。個々人の自由主義、個人主義が銃器の横暴を横目で見える社会から、安全・平和の社会的使用価値を創造する社会への変革が、いまこそ求められているのです。

使用価値の相互批判であり、相互承認のアソシエーションの確立です。

（みやざき あきら）

*本稿は、シリーズ“<武器よさらば：銃器・兵器の『使用価値』（有用性）を考える”の、「アメリカ『銃社会』のなぜ」（「市民科学通信」第48号）、「銃器の技術革新」（「市民科学通信」第49号）、「銃器・兵器と『駆除』（「市民科学通信」第50号）、「自由なピストル」（「市民科学通信」第51号）、「銃器・兵器の世界的使用価値を討つ」（「市民科学通信」第52号）を、要約整理して書き改めたものです。

【参考資料】

鶴浦 裕[2014]『銃社会としてのアメリカ』文京学院大学外国語学部文京学院短期大学『紀要』第13号

宇野重規・若林 恵[2023]『実験の民主主義 トクヴィルの思想からデジタル、ファンダムへ』中公新書

ジャン＝イヴ・ルナール[2024]「第一次世界大戦 二十世紀の到来を告げる砲火の洗礼」、

エマニュエル・エシュト／ピエール・セルヴァン監修、義江真木子訳『殺戮の世紀 1914-2014 世界を変えた20の戦争』新評論

トクヴィル[1987]『アメリカの民主政治（上）』講談社学術文庫

ロバート・N・ベラー、島藺 進・中村圭志訳[1991]『心の習慣 アメリカ個人主義のゆくえ』みすず書房

中野博文[2024]『暴力とポピュリズムのアメリカ史——ミリシアがもたらす分断』岩波新書

目加田説子[1998]『地雷なき地球へ 夢を現実にした人びと』岩波書店

矢部 武[2023]『銃で殺す国、アメリカ 終わらない「銃社会」の深層』花伝社

渡辺将人[2012]『分裂するアメリカ』幻冬舎新書

渡辺将人[2016]『アメリカ政治の壁—利益と理念の狭間で』岩波新書

【本の紹介】

侍留置啓介『働かないおじさんは資本主義を生き延びる術を知っている』 (光文社新書・2025 年)

三宅正伸

働くことは「傍(ハタ)を楽(ラク)にする」、勤勉は良いことだなどと考えている人が多いし、大学などでも企業の上司に従順な産業戦士を育てることを職業教育と勘違いしている教員も多く見受けられる。キャリア教育などと称しているが、就職訓練をしなければ学生が集まらない現状にも絶望感を有する。世のため人のために働いて、その苦役の代償として給料があるなんてことを教授することなどは、まるで新興宗教の域である。何故それが苦役になっているかを考えるのが社会科学なのである。それを経営学は単純に人を働かせることの学問などと思っている学生も見受けられるために、「金儲け学」などと揶揄されることとなるのである。本来、最先端の学問にて革新性を発揮しなければならない学生が保守化する責任は、大学教員にあることを自覚してもらいたい。確たる信念がなくても、資本主義企業のために働くことを一義的に考えないおじさんが、「勤勉教」に毒された若者の批判を受けても資本主義を食ってやろうとする処世術には一考に値するものである。勤勉に努力してもできないことが存在する資本主義社会が現実である。そしてその上で、未来を背負う若者は何のため、誰のために働かなくてはならないかが重要なことなのである。そのようなことを考えさせてくれる「軽いけれど重い本」であった。

共産主義や社会主義が瓦解した現代、資本主義は絶対的なもののように見えているが、かろうじて維持されているハリボテのシステムである。社会主義も制度的に問題はあったものの考えについては完全に否定されるものではない。つまり、資本主義も死に向かって延命を図っていると考えることが妥当である。資本主義の誕生は 17 世紀初頭の東インド会社設立に遡ることができる。資本主義の発展をプロテスタンティズムの「禁欲」にあるとしたウェーバーに対して、「欲望」こそが封建的身分の壁を破壊したとするのがゾンバルトである。つまり、人間の欲求の解放こそが資本主義を形成したととらえている。いずれにしても身分制度の瓦解が没落貴族に代わって新興成金の資本家の台頭を招き、貴族は新興成金の財力をあてにして娘を介して婚姻関係を結び、新興成金も位階を金銭的に手に入れようとした妥協の産物の資本主義であった。そこでは「市場原理」や「株式会社」は時代に即応していたのである。イギリスとオランダの東インド会社は「共同出資」と「法人格」という先駆的な形態であったが、この形態に内包されたバブルは資本主義の宿命ともいわれるものであった。つまり、「市場原理」では投機熱を抑制するものがなく幾度もはじける経験が付きまとい、これでは「市場原理」や「株式会社」に対する信頼が無くなるのは当然のことであった。死

にかけた資本主義はアメリカにて息を吹き返した。アメリカとは資本主義が生んだ人工の国家とも考えられる。独立後のアメリカにはインフラの整備が優先課題であり、運河や道路、市役所や大学、教会までも特別な独占権が支配した。モルガンやロックフェラーはその典型で投資と経営が一体化し、さらに国家経営が加わり、資本主義国家として発展してきた。化学企業のデュポンや自動車企業の GM、石油企業のスタンダードオイルや小売業のシアーズ・ローバックなど巨大企業は、創業者の独断による経営から専門経営者による分権制経営に変化していった。それも金との兌換を停止したニクソン・ショック、さらに追い打ちをかけたオイル・ショックでアメリカの資本主義は破綻した。ところがミルトン・フリードマンらのシカゴ学派の台頭により、「民営化」と「規制緩和」の新自由主義的なグローバリズムとして再び息を取り戻したのである。

実体のない資本主義は一種の宗教である。何でも市場で解決して政府の介入を制限する市場原理主義は、2008 年のリーマン・ショックと言われる世界金融危機において破綻する。されど、実体の伴わない株価上昇といった証券市場という賭場でのハリボテ資本主義が今も続いている。企業が資金調達をするためのプライマリー市場に対して、すでに流通している株式の売買をするセカンダリー市場は投機による博打そのものとなっている。資本主義における神とは「見えざる手」といった抽象的な存在ではなく、「札束を持った資本家」なのである。日本では「勤勉」「正直」「儉約」が資本主義的価値とされたが、アングロサクソンにおいてはそのようなウェーバー的価値も消えているのが「ウォール街」である。金儲けのためのギャンブル依存症と株式依存症は共通項があって、相場での負けを取り戻すために熱くなるのである。ところが、日本では金儲けにしゃにむに追い続けることも、石田梅岩や二宮尊徳流の「求道主義」となる傾向がある。このような「精神病としての金儲け」がグローバルな傾向であり、金を手に入れても満たされない不合理な欲望が経済活動を下支えしている。ここまでくると、資本主義は崇める神のいない宗教である。

その宗教の信仰の中身は「努力教」と「一攫千金教」である。「努力教」では勤勉により社会的・経済的成功が得られるという信仰で、「一攫千金教」はなりふり構わず金持ちになるための起業・投資・投機に賭けるというものである。新自由主義の小泉政権以降、起業家や投資家が評価されるようになってきている。この勤労所得と不労所得の差はあっても、共通点はカネを増やすための信仰に他ならない。資本主義における大原則は利潤極大を目指す企業行動である。つまり、どれだけ多く従業員から搾取できるかである。従業員には勤勉に働くことを教育し、生産性を上げることにより搾取率を高くしている。稲盛和夫の京セラや丹羽宇一郎の伊藤忠などはその典型で、これらの企業に共通しているところは、搾取を悟られないように福利厚生を充実させている。「使う側」に立った経営論が経営学とされ、つまるところ、何を売ろうともどんな売り方をしようともビジネスとは利益を上げることなのである。SOG s などと言われているところは強欲なイメージを中和させているだけで、たとえば環境のためにレジ袋削減などと言っているが、資本主義企業からすればそれによるコスト削減のメリットである。現実にエコバックの需要を創り出して金儲けをしている。学校における教育では資本主義企業への働き手養成に終始し、資本主義そのものの矛盾を隠ぺいし、「勤勉に努力しなければならない」との価値観を無制限に拡散している。そのような経営学では労働者が年収 1000 万円に相当する活躍をしても、年収 500 万円で生活ができればそれ以上を与えるべきではないと結論する。やりたい仕事を選べると言われているフリーランサーは、企業にとっては教育費用も掛からずに委託契約も切ることのできる魅力的な戦力である。雇用規制の厳しい日本では、雇用流動化できるフリーランサー活用は企業のためである。フリーランスはまさに人身売買と変わらない。頑張れば収入が増えるという「努力

教」に煽られて、コツコツ続ければ希望が広がるという触れ込みは「一攫千金教」そのものである。

そこでポスト資本主義を考えなくてはならないのであるが、これを人為的に「制度設計」することは無理である。外部環境の変化に応じて制度設計がなされると考えるが、そもそも気候変動などで環境を悪化させている原因が資本主義そのものにある。気候変動の元凶を作ったのと、さらにそのことを顕在化させているのは資本主義であることを確認しておく必要がある。高給であるが使用価値に乏しい仕事をブルシット・ジョブというが、これは産業資本主義自体が内包している労働なのである。つまり、資本主義が続く限りブルシット・ジョブは生み続けられるが、それに対する労働は資本主義企業にとっては大したコストになっていない。具体的にマーケティングやコンサルティング、金融業や保険業を考えてみれば、資本主義だから生き続けてられているのである。そのことを研究する学者の仕事すらもブルシット・ジョブである。しかしながら、水野和夫や中谷巖のように資本主義内部で活躍してきた人物の視点には注目できる要素がある。一方、資本主義に不満を抱く一般市民による社会運動も、フランス革命のように結果的に独裁者を生み出す危険性を否定できない。問題は個人としてどう生き抜くかである。起業して成長したところで売却するのは賢い方法である。できるだけ高く売れる会社を起業時点に考えるのである。しかしながら、これはリスクを背負いながらの投資である。投機的に金儲けをする「カジノ資本主義」では、一般市民が損をすることにより金融マフィアが利ザヤを稼ぐことになる。

それよりも資本主義企業に搾取されるよりも搾取する生き抜き方が注目されている。つまり、「働かないおじさん」である。企業にとっても50歳代以上の人材から大きな利潤を得ることは期待できない。それなのに年功制賃金は上昇していく。しかも、それなりの働き方であれば減俸や解雇されることもない。仕事は楽しくないが待遇が良ければよいを逆転させて、待遇はそれほどでもないが楽しければよいと考えるのである。今の勤務先にしがみついて趣味に生きてらよいのである。釣りバカ日誌の浜ちゃんの生き方こそが資本主義社会における「勝ち組」である。勤務実績では出世に縁がないが、一芸に秀でているのである。大企業の中に必ずこのような人が存在するが、企業から考えれば多様性を保持した人材である。仕事を頑張らないという生存戦略はどちらにもメリットがあると考えられる。しかしながら、昨今では最低限のパフォーマンスを発揮しなければ解雇されることもあり得る。「働かないおじさん」を囲い込むことのできる企業こそが強靱な良い会社としての評価も成り立つ。採用試験では業績を望めることよりも「人柄がよい」である。会社のランクを落としてでも、資本主義を生き延びる術を認めてくれる会社を考える必要がある。

詳しくは毎月第一日曜日 13 時 30 分(8 月は 3 日)から冬水庵(堀川丸太町一筋北の通りを入った北側)にて開催している『ともいき塾読書会』で報告するので参加期待である。

(みやけ まさのぶ)

関西万博にて

アドマン精神蘇る＝体験記

眞島正臣

1, 学研登美ヶ丘駅から夢洲へ

私の住んでいる地域は、万博へのアクセスがよいので出かける気になれば、一時間ほどで、乗り換えなしの一直線である。友人を誘ったが「万博反対」なのでと断られた。一人では、杖をつく身で安全ではないと、諦めていた。

何を思ったか弟夫妻が「万博へ行こう」と誘ってくれた。

70年万博では、仕事で何かと関わった。今回も万博への拒否反応を示す仲間と違い、現在でも、関心がある。好奇心が私の人生の元バージョンの中心を占めているので新しもの好きなのである。

弟の車で学研登美ヶ丘駅へ行き、ここから夢洲へ向った。

2, 東ゲートは、荷物検査で長時間の行列

私が万博へ出かけたのは、6月9日であった。夢洲から直結の東ゲートでは手荷物検査に一時間ぐらいの立往生に耐えた。曇り空だから太陽が照りつける苦痛はなかった。新聞報道などによると、西側のゲートへの入場者の振り分けを検討しているようである。西ゲートへの交通機関をバスにするなど大阪都心からのアクセスを図ることを実施しようとしているようである。6月9日は、午後から雨になった。体日照りを気にすることはなかった。ただ、立ったままの待機は、疲れるので西ゲートに分散する対策は当然のことだろう。

3, まず、大屋根リングへ登ろうと言われた

弟夫妻は、万博へ何度か出かけていて、要領よく会場を回るのを心得ているらしい。大屋根リングから会場を見下ろしたとき、中断された「ミャンマー」の尖がり帽子の屋根が見えた。弟夫妻の自営している美容院へ雇用されたミャンマーからの女性美容師を同伴したとき、残念がっていたと話していた。彼女は「中断するなら初めから規模を考えて出展すべきだ」と感想を述べたらしい。

大屋根リングは、万博の中で一番の体験のしどころであろう。世界がここに集まったというユートピアを見渡し世界市民の一員になった気分になった。どこに外国のパピリオンが存在するのか確認することが出来た。大屋根に近い韓国パピリオンでは、入場を待つ人々の群れが見える。

4, コモンズC館、コモンズB館、コモンズD館

並ばないで見学できるパピリオンを巡るという合意のもとに、安易な選択でコモンズ展示を見ることにした。ところが、いまこのエッセイを書くにあたって思い出せる出展国の記憶が薄れている。小割にされたブースのためというより国の名前をもともと知らないからであ

る。コモンズC館で見た「イスラエル国」は、印象的で自然の美しさをアピールしていて戦争をしている国とは思えない落ち着いた展示だった。今となっては、持ち帰った展示案内カタログが手元にある。「ヤップ」という南の島への観光を誘う内容である。おそらくミクロネシア連邦の展示場からもらってきたものだろう。ミクロネシア連邦は、コモンズB館であった。

観光雑誌「ぴあ」の臨時号『大阪・関西万博』を確認したのだが、南国の風景を展示した国は、複数あったので、思い出しても明確でない。

5, インドネシア館に入館した体験

並ばないといけない苦勞を最少にしたいという願望から弟夫妻が推奨してくれたのがインドネシア館であった。30分ぐらいの行列参加で、独立したパピリオンへ初めて入館した。ネットから帆船を模した外観の写真、館へ導かれると亜熱帯の森を再現した展開の写真のコピーしたが、ここへ復元できない。

これから日本が国際交流を継続すべき上位に考えられるインドネシアである。経済、技術などの最先端を表現するのではなく、パピリオンの奥へ進むと映像を使い、自然信仰の伝統を紹介する原点を知らされた。日本との宗教的共通性を知らされて安らかな感動を得た。エモーショナルな訴求コンセプトでまとめられたパピリオンに、身近さを覚えて出口へ向かった。コーヒーパーラーも設定されていたが、満席で諦めた。恥ずかしことに、あまりのもアジアを知らない。そう思い、帰宅してから調べたら実力のある国ではないか。「新興工業国であるインドネシアの経済は、名目GDPで世界第16位、PPPで第7位にランクされている。(インドネシア - Wikipedia より)

6, イタリア館をキャンセルした

弟の嫁さんがネット情報で入場資格を獲得してくれた。イタリア館は、美術品の名画など展示しているというテレビでの予告を得ていた。さらに彫刻を本国から運び込んで、美術館のような充実ぶりだという。このタイミングに入館すべきなのに、早くも疲れていた。知人らの体験では、8時に会場へついて、夜の9時まで会場を歩いたという超健康な人がいるのに残念だがイタリア館に挑む意欲を失った。弟の嫁さんへ謝罪した。その後の報道では、レナルド・ダビンチのスケッチの展示が加わり、相当長い行列に耐えなければいけないらしい。魅力のパピリオンになっている。

7, 再生医療など展示の大阪ヘルシーパピリオン館は、これから

友人は、東京からの来訪者を伴って入館したといていたのは、大阪ヘルシーパピリオンだと話していた。万博は、最先端技術をテーマにてんじするものと、70年代万博の先例から思い込みがある私は、物足りない気持ちで帰路へ向った。知的興味を満足させるパピリオンは、今回、多く用意されている。

「シグネチャーパピリオン」という「いのち」の概念をアップデートしたと体験型パピリオンもまだ、訪れていない。「null2」落合陽一プロデュースや、福岡伸一プロデュース「いのちの動的平衡館」なども希望していたが訪ねられなかった。次回への目標になるだろう。

8, 万博外交の国際広場としての意義

体験した報告ではないが、中国ナショナルデーが関西万博で開かれ、何立峰副首相が来日された日に、武藤経済相や森山自民党幹事長が出席。経済政策について会談が持たれたという。私は、重要問題と考えていないが「パンダの再借与などの要請も行われていたようであ

る。

過日、米国のナショナルデーに参列のため来日されたベンセント米財務長官に赤沢亮正経済再生相が万博の案内役を務めた。関西が外交の舞台になるのが興味深い。関税に関する交渉はなされなかった。合わせ鏡のように大きな画像パネルをパミリオンの外に掲げたアメリカ館の中に入られたかどうかは、報道されていない。来場者の列が長い自国のパピリオンを眼前にしてどう感じられただろうか。アメリカ館は、入りたい館だったので、外観だけでも印象に残った。

9、是非とももう一度。関西万博再訪で何をウオッチするか

例年よりも暑い夏だと予報されてきた今年、とてもじゃないが7月、8月は出かけられないと思っているが、テレビで日々放送される「万博中継」には、来訪者は、絶えることがない。驚きである。日本の市民はタフだなと驚嘆。

万博好きで、大阪に住んでいた若い頃であれば、毎日出かけたいぐらいの私である。残念ながら、情熱を抑えようとして、関心になるべく持たないようにしている。杖を突いて再訪できる方法をこれから情報収取することになる。シンシンプルに関心を絞り、秋への準備をしようと思う。Y新聞旅行社は、西ゲートに集合すれば会場を見学してくれる企画を折り込みチラシで募集している。様々な情報収取をして、秋に引き伸ばしておきたい。最後に思うのは、今回の関西万博を誘致し、企画、建設を推進した政党日本維新の会の選挙結果が伸びていない。なぜだろう。政治学の常識である、民衆の渴望するものとして、「パンとサーカス」という象徴的な言葉がある。「サーカス」は、見物のことである。万博の日本での開催を喜び、満足するという日本国民の歓喜の姿はみたものの、「パン」＝「消費税」問題など切実な日々の生活へ関心が集中したようである。私の江戸末期の日本が参加したパリ万博への憧れがありながら、今回の万博へ参加する機会が希少でジレンマを感じているという感想が現在の思いである。

(まじま まさおみ)



悩める赤シャツ

—京都・人間座公演《赤シャツ》—

照井日出喜



ドイツに留学した鷗外が、医学の学業の傍ら、ドレスデン・ミュンヘン・ベルリンの歌劇場や劇場を飛び回り、女性たちのお覚えもめでたくはなかったというイメージがある一方で、イギリスでの漱石の場合には、本来はそれなりに端正な顔立ちながら、神経衰弱に苛まれて下宿の廻りを歩き廻り、西欧の一方の雄もしくは憂たるロンドン、「喜劇ばかり流行る」（《虞美人草》の最後の一句）^{ロンドン}倫敦の街並みの景観を損ねていたのではないか、というイメージがある（1）。もちろん、《草枕》を読めば、彼が西洋美術史（とりわけ当世のラファエル前派）にきわめて深い造詣を持っていたことに、わたしなどはただただ感嘆するのみであり、おそらくはロンドンの美術館

に足を運ぶことに吝かではなかったであろうと思われるうえに、「満堂の間浮檀金（えんぶだこん）や宵の春」の一句は、匂うような春の一夜、煌々たる灯りを浴びる天井や壁の金箔が、紅色の地を圧して眩しく輝き渡るロンドンの豪奢な劇場から生まれたものであろうから、イギリスの演劇の備える威力は、たんに机の上のみならず、生身の人間たちがその運命を演ずる舞台からも吸収されていたことであろう。

《雁》のお玉さんと《舞姫》のエリスを除けば、鷗外の小説にあっては、生きた女性がきわめて少ないように思われる——この感慨は、たんにわたしの無知のなせる業に過ぎぬのかも知れないが——のとは対照的に、漱石の描く女性たちは、その鋭利な心理描写が圧倒的である《明暗》に限らず、多くが強い存在感を放射しながら生きており、演劇が、翻訳を含めてその仕事のかなりの部分を占める鷗外ではあるが、小説では、あまり印象的なヒロインたちを創出することはなかったように思われる。

イブセンの《ヘッダ・ガブラー》の主人公ヘッダは、強烈な自我を持つがゆえに、みずからの奸計が暴かれそうになるや否や、ピストルの銃弾を我と我が身に撃ち込んで現世に別れを告げるのであるが、そのヘッダに共通する空気を漂わせるのは、同じくみずから死を選ぶ《虞美人草》の藤尾である（2）。失敗作の「誉れ」高い《虞美人草》であるが（3）、わたしにとっては、きわめて「人工的」な匂いを発散させる小説の凝りに凝った文体と、同じく藤尾の時として不可思議な言動や所作が、いかにも魅力と魔力に満ちたものとして現れる。

一方、ほぼ同じ時期に書かれた《三四郎》と《青年》を比較すれば、彼ら二人の相違は明白である。魅力的ではあるが、なにやら得体の知れないものを持つ《三四郎》の美祢子は、あたかもフィッツジェラルドの《グレイト・ギャツビー》のデイジーの如く、どこかしたたかにして冷ややかな計算づくの匂いを持っており、一見、希薄であるが如き存在感の裏側に、その意味での謎めいた強い存在感が秘められていて、つまりは、三四郎はものの見事に翻弄されることになる。それに対して、坂井夫人にせよ、お雪さんにせよ、《青年》の女性たちは図式的もしくは観念的なものにとどまっており、生身の人間を彷彿とさせる人物としての膨らみはなく、およそわたしにはクソ面白くもない。

とはいえ、同じ漱石でも《坊っちゃん》のマドンナは、台詞もなければその行動が細やかに描かれることもないままである。ただ坊っちゃん^{てのひら}が遠くからその姿を見て、「水晶の珠を香水で暖ためて、^{てのひら}掌へ握って見た様な心持ちがした」という「衝撃」を与えつつも、彼女の心変わりに、「うつくしい人が不人情で、冬瓜の水膨れの様な古賀さん」（うらなり）「が善良な君子なのだから、油断が出来ない」と落胆させる女性であり、いわゆる「ゴースト・キャラクター」（登場人物の口の端には上るものの、じっさいには舞台に登場しない人物）に近い存在でしかない。

《坊っちゃん》は数多の映画化およびテレビ・ドラマ化がなされているが、それぞれの時代を代表する役者がマドンナに扮しているがゆえに、彼女は小説とは異なる性格を備えた相対的に重要な役柄として現れるのであり、それはもちろん、観客動員を考慮した結果という側面を持つには違いない。

前田陽一監督の1977年の松竹映画（いまのところ、半世紀近く前のこの作品が最後の映画化である）では、当代を代表する女優と称揚された松坂慶子さんがマドンナであるから、当然のこととして、その役は原作からは大きく膨らまされている（坊っちゃん：中村雅俊 赤シャツ：米倉斉加年 山嵐：地井武男 うらなり：岡本信人 野だいこ：湯原昌幸 狸：大滝秀治 清：荒木道子 メ香：宇都宮雅代）。ラスト、彼女は音楽や芸術・文学の勉強のために東京に行くことを赤シャツに宣言し、彼の結婚の申し出を拒絶して別れを告げる。なお、マキノノゾミ作の《赤シャツ》の舞台で重要な役割を演ずる芸者小鈴に照応するのは、この映画ではメ香である（ただし、メ香はこの映画では山嵐と結ばれることが暗示されるのに対して、戯曲《赤シャツ》の小鈴では、赤シャツが切ない愛の対象である）。

時代が降って2016年のフジテレビの鈴木雅之演出の《坊っちゃん》でも、ラストは原作から大幅に改変されている。マドンナに松下奈緒さんが起用されているのであるから、それも当然ではあるが、彼女は最終的につまらぬ俗物の赤シャツを蹴飛ばして、相思相愛のうらなりとともに、いわば手に手を取って、赤シャツの奸計のゆえに彼が選択せざるを得なかった新しい任地である延岡に赴くことになる。加えて、坊っちゃんは、学校の玄関で赤シャツをしこたま殴りつけて失神させるのみで、なぜか野だは、その「天誅」からは免れることになっており、こういう愚にもつかぬ、へらへらしたおべっか使いの^{たいこもち}幫間はぶん殴られて当然と思うわたしは、いささか失望を味わうことになった（坊っちゃん：二宮和也 赤シャツ：及川光博 山嵐：古田新太 野だいこ：八嶋智人 うらなり：山本耕史 狸：岸部一徳 清：宮本信子）。

わたしには双方とも観る機会はないままであるが、70年近く前に撮られた《坊っちゃん》の映画においては、1953年の丸山誠治監督の作品では、二十歳になったぐらいの岡田茉莉子さん（坊ちゃん：池部良 赤シャツ：森繁久弥 山嵐：小沢栄 たぬき：小堀誠 うらなり：瀬良明 野だ：多々良純 清：浦辺条子）、さらには、その5年後の1958年、まさしく「日本映画の黄金期」の只中における番匠義彰監督の作品では有馬稲子さん（坊っちゃん：

他方、戯曲《赤シャツ》(4)のマドンナは、映画における「ヒロイン」たちとは異なり、外見はラファエロの描いたマドンナに似ているとされながらも、いかにも計算づくの、つまりは、金と名誉もしくは世間体のみを有難がる代議士令嬢遠山はる子として現れる——赤シャツは彼女を、「その精神は悲しいかな俗心にまみれて」おり、「貪婪なるかなと言わざるを得ない」女性と評する。うらなり君と婚約はするものの、彼の実家が没落したことを知って彼を捨て、いったんは赤シャツに乗り換えようとし、あらぬ噂を町中に流して、それを既成事実にしようと画策さえするのであるが、しかし、文学士であるとはいえ、一介の田舎中学の教頭風情の赤シャツには飽き足らず、彼を見捨てて、赤シャツの言によれば、「帝大を出て実業界に入った将来有望な男」で、「若いに似ず電気鉄道の株で大いに儲けた遣り手」、つまりは、家柄と財力で飾られた男の住む東京へと、その男と見合いをするために去っていく。

赤シャツ

脚本: マキノノゾミ 演出: 高杉敏男

人間座 第69回公演

日露戦争の戦勝ムードに沸く1905年。
旧国連とある城下町。

● 戦時、今日もフツンとるの多いシマツに逢ます。少し悪い、裏に「天に代わって不義を討つぞ」多摩政の戦が良は」と書いた、歌が書いてる。

● 今日、あゝの悪事無敵がやってくる噂はない。

● 少し事がある、街頭のりや友人で手袋の持ち手を寄さけりしている。タテアスターは欠かさない。

● 買ったばかりの首飾、シャベルのレコードに針を落とす。

● それでいい、噂といふほど良いものはない。

● 戦時、老若、とくなく人の心は色んな色。

● いかに暖房のスタツを返込む、胸が暖かい。

あゝ、今日も宵が長い。












日付

2025年1月

30日 木 19時・31日 金 14時

※当日開演は開演の1時間前、開演は開演の30分前
※上場開演は開演の1時間前、開演は開演の30分前

会場

京都府文化芸術会館

TEL: 075-222-1046

¥602-0858

京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館

京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館

京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館



京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館

京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館

京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館

京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館
京都府文化芸術会館

一般前売券: 3,000円

学生券: 2,000円

カルポート予約サイト:
<https://www.cartport-online.net/ticket/67ed>

人間座 TEL: 075-221-4763
e-mail: ningenzakyoto@gmail.com

一般当日券: 3,500円

中高生券: 無料

※当日券は当日開演の1時間前、開演は開演の30分前

QRコード

QRコード

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭夫

演出監理: 吉村昭

46

新聞だのというやつはしようがない」と憤るのだが、それは、「世間や新聞」という大衆のルサンチマン的言辞（生徒同士の大喧嘩に関わって、山嵐の辞職を執拗に主張する慇懃無礼な「四国新聞」の記者に向かって、その山嵐は、「教師を叩いてさえいりゃ下等な読者は喜ぶからな」という痛烈な一言を叩きつける）にかき消されるのみである。

戯曲《赤シャツ》には、坊っちゃんは不要とばかりに、彼はほとんどまったく登場しない。後進的「不浄の地」に来てしまったことへの悔恨のモノローグを吐き（たしかに、彼は上司を殴って1カ月で東京に帰る）、赤シャツや野だを殴り続けた「犯人」として、その場面を「自白」する無鉄砲な単細胞として、言うなればゴースト・キャラクターの一変種として、舞台の奥に現われるのみである。

他方、主人公の赤シャツは、漱石の原作のように、時として平然と策を弄して他人を陥れる如き俗物（漱石の坊っちゃんの江戸流の滅茶苦茶な毒舌によれば、「ハイカラ野郎の、ペテン師の、イカサマ師の、猫被りの、香具師の、モモンガーの、岡つ引きの、わんわん鳴けば犬も同然な奴」）としてではなく、気の弱い、時々涙を見せさえする、周囲にさまざまに気を遣う知識人の一典型として登場する——赤シャツ自身が言うところによると、「親譲りの八方美人で子供のときから苦勞ばかりしている」のであり、徴兵忌避者として本籍を北海道に移していた自分（たしかどこかの作家もそうであった）のために、周囲の攻撃の対象となる弟への申し訳なさもあって、みずからの優柔不断な性格を責め、「男らしくなりたいなあ」、「坊っちゃん先生や、堀田君」（山嵐）「のようになりたいなあ」と静かに泣く人物である。

ラスト、赤シャツは、「・・・五十年先、百年先にこの国は、僕や吉川君」（野だ）「やマドンナやその新しいお相手のような、そんな人間ばかりが闊歩する国になるだろう。誰もが自分の損得の勘定ばかりを考えているような、そんな国になるのだろう」、「僕は、ご免だ。・・・真っ平だ！」と叫ぶ。赤シャツの言う「未来の日本」は、もとより、舞台上の時代から百年あまりを経た現在の日本である。彼の台詞こそは、芝居の書き手の厳しい現代の人間批判にほかならない。

(1) ロンドンで漱石が下宿していた宿の主婦は、彼が「毎日毎日幾日でも部屋に閉じこもったなりで、まっ暗の中で、悲観して泣いている」ことから、「これはたいへんだ、てっきり発狂したものに違いない」と思ったとのことである（夏目鏡子述《漱石の思い出》、文春文庫、1994年、113ページ）。帰国後の彼の何年かの言動は、いまで言えばまさしく凄まじいDVの連続であり、妻の鏡子さんと子どもたちは、もとよりその被害者であった。

(2) 芝崎信三 [夏目漱石『虞美人草』の〈運命の女〉と酒井抱一の屏風 絵画のヒストリア④ Wedge ONLINE\(ウェッジ・オンライン\)](#)、参照。

(3) 「『猫』は、全く読むに堪えず、『虞美人草』の太平楽は、馬鹿馬鹿しい」というのが、加藤周一氏の愉悦感に満ちた評言である（加藤周一「漱石に於ける現実」、「現代日本文学大系 82、筑摩書房、1971年、138ページ）。氏は、漱石よりも、鷗外と露伴を時の知識人として掲げるのであるが、もちろん、漱石について、「知性人ならざる本質によって、憑かれた魂の情念によって、要するに人間性の合理的ならざる能力によって、この小説家は、不朽である」とした上でのことである（同上）。露伴については天から無知であるわたしには、露伴と漱石との比較などは、およそそのイメージを持つことさえ不可能であるが、ともあれ《虞美人草》は、馬鹿馬鹿しいほどにスリリングな耽美的感興を、まさしく「憑かれた魂の情念によって」わたしに強制する小説である。

(4) マキノノゾミ『赤シャツ / 殿様と私』、而立書房、2008年。人間座公演（高杉征司演出）は、2025年1月 京都府立芸術文化会館。

【附記】

戯曲《赤シャツ》に登場する小鈴の兄は、日露戦争で旅順の戦いで戦死したという設定になっている。一方、松山で捕虜収容所に囚われの身であったロシア軍の将校たちは、芸者を上げての宴会三昧の「身分」となっているのであるが、しかし、その中の一人ウラジーミルは、弟を同じ旅順で失っているのであり、つまりは、同じ宴会での芸者と客、小鈴とウラジーミルは、それぞれ兄あるいは弟を同じ戦場で敵兵に殺されているのである。

わたしにとって驚きだったのは、日露戦争当時、捕虜のロシア人将兵たちが宴会に明け暮れることができ、かつ、遊郭に出入りしてほとんど日本人客を「排除」していたという事実である。要するに、わたしは、日本軍の捕虜となったロシアの将兵は、尾羽打ち枯らし、ほうほうの体で自国へ送還されたものとばかり思っていたのであるが、その想像は誤りであった。

山嵐と、松山の宿屋兼料理屋「角屋」の番頭金太郎との戯曲《赤シャツ》での対話：

山嵐 近頃はどこの料理屋もロシア人で一杯で、この町の者が逆に締め出されているというじゃないか。

金太郎 へえ、それはもうあなた、今ではこの町の四人に一人がロシア人俘虜じゃていうのじゃがなもし。（略）

山嵐 生意気な。お大尽が物見遊山にきてるつもりでいやがる。

金太郎 はいでもまァ、お陰でこのあたりの料理屋も遊郭もずいぶん栄えとりますぞなもし。

資料：「平和回復後、ロシア帝国軍人に復すると、全員の将校たちは借家住いや下宿が許されて一五〇名が外泊し、貸家不足となり家賃が値上がりした。また、禁じられていた松山市内の料亭・飲食店への出入りも自由になり、芸妓をあげて貸し切りとし、市民の入る余地がなくなったという」。（[データベース『えひめの記憶』 | 生涯学習情報提供システム](#)）

松山の捕虜収容所にいたロシア軍将兵は、前後 4000 名ほどで、そのうちの 98 名は祖国に還ることなく、日本で亡くなったという。《松山捕虜収容所外伝——ソローキンの見た桜》、2008 年のラジオ放送劇（[ラジオドラマ ～松山ロシア人捕虜収容所外伝～ソローキンの見た桜 - ニコニコ動画](#)）を基に、日露合作映画《ソローキンの見た桜》（井上雅貴監督、岩倉具貴撮影、阿部純子主演）が 2019 年に公開されており、ロシア軍捕虜の行動と意識、日本軍兵士の対応が、フィクションとして再現されている。「俘虜は博愛の心を以て取扱ふべきものとす」という、1899 年に発効した「陸戦の法規慣例に関する条約」（ハーグ陸戦条約）を遵守することで、「文明国の一員」であることを世界諸国が認めることを求める日本の歴史的状況も描かれる。映画は、傷病兵の捕虜を収容する病棟で、戦闘で自分の弟を殺したロシア軍戦艦のソローキン少尉を看護しつつ、次第に彼に愛情を抱き、他方、親の決めた会ったこともない男との結婚を強制される看護師ゆいの絶望的な葛藤と、そもそもロシアの反政府組織の密命を帯びて捕虜として収容所に潜入し、そこからロシアへと彼女とともに脱走を企てる将校との恋を軸に進行する（ただし、映画では、ラジオドラマのプロットにかなりの改変が加えられている）。二人は 8 日をかけて神戸のフランス領事館に逃げ込み、そこでロシアに向かう船を待つ——彼らの幸福な日々であったが、数日後、彼女は置手紙を残し、涙ながらにその短い幸福から去る。彼女は、みずからの結婚を条件に父親を説得し、彼を「死亡」として追跡・逮捕しないことを、父親から収容所の所長に哀願させていたのである。彼女は結婚し、やがて女の子を産むが、それは夫ではなくソローキンとの子で、ソローキンは、ゆいとその子の写真がロシアに届く前に、1917 年のロシア革命で命を落としていた。

（てるい ひでき）

ドイツ連邦議会選挙（3）

—『われわれの社会は、危険に曝されている（グレゴール・ギジ・インタビュー』（下）（2025年3月25日）—

([Neuer Bundestag – Alterspräsident Gysi: »Unsere Gesellschaft ist gefährdet« | nd-aktuell.de](#))

照井日出喜記

（照井「ドイツ連邦議会選挙（2）」「市民科学通信」2025年4月号からの続き）

軍拡のために特別財産を充当することに対しては反対するが、しかし、負債の制御を緩和することには賛成する、というのがAfDの立場でした。

特殊財産ということでは、インフラストラクチャーへの投資のための負債については反対、というのが、AfDの態度でした。要するに、軍事費は、彼らにあってはまったく問題にされていなかったということです。そして第二に、彼らが望んだのは、（SPD〔ドイツ社会民主党〕を首班とする信号機連立政権下の）旧連邦議会において決定がなされるのではなく、選挙後の新しい連邦議会においてそれがなされることでした。それというのも、新しい連邦議会の構成においては、CDU〔キリスト教民主同盟〕/CSU〔キリスト教社会同盟〕、SPDと緑の党が、議会の3分の2の賛成によって連邦の基本法（憲法）を改正するためには、左翼党かAfDかのどちらかを必要とするからですが、そこでAfDは、CDU/CSUがAfDとの協力を求めることを望んでいるのです（訳注1）。じっさいのところ、CDU/CSUは、軍拡に関わる問題ということになれば、そもそも左翼党と協議することなど、はじめからありません。

ところで、すでに3年以上もの長きにわたって、ロシアはウクライナにおける戦争を継続しています。アメリカのトランプ大統領が短時間のうちに交渉を進めるべく圧力を掛けたのに対して、ドイツおよびヨーロッパの政治がいつまでたってもそうした状況を可能にすることができず、もしくは、それを望まなかったという事態は、後者の政治的貧困を証明するものなのではないでしょうか？

残念ながら、これまで、停戦ということに関して、NATO諸国もしくはEU諸国からのイニシアティヴは、いっさい見られませんでした。そうしたイニシアティヴがなされたのは、ブラジル、中国、南アフリカからのみでしたが、彼らは支持を得ることはできませんでした。その代わり、つねに言われ続けたのは、プーチンはそれを望んでいない、ということでした。そうした見解の裏にあるものの一つは、ロシアに対して軍事的に勝利することができる、とする確信です。しかし、軍事というものを理解する人びとは、すでにはるか以前から、この戦争においてはどちらの側にあっても勝利などというものはない、と言い続けています。そしていま、トランプによるイニシアティヴが出現することになりましたが、それは、ウクライナにとっては不利になる方向に向かうことを意味するでしょう。それというのも、ロシアという国とウクライナにおける戦争とは、トランプにとっての主要な問題ではないからであり、それは中国だからです。

プーチンは、それによって利益を得ることになるのでしょうか？

トランプは、とにかくこの問題を早く片付けてしまいたい——じっさい、彼はそれを公約したのですから。それに関しては、プーチンは簡単に「否」とは言うことはできません。しかしまた、彼は簡単に「諾」と言うことができるわけでもなければ、その意思を持っているわけでもありません。それゆえ彼は、さまざまな条件を提示することになり、トランプはそうした諸条件に応ずることになるでしょう。トランプの背後に控えているエリートたちは、何よりも中国を視野に捉えているのであり、それというのも、彼らは、あるいは中国はアメリカを経済的に凌駕することになるかも知れない、ということの思考の起点としているからです。その場合の要因の一つとして彼らの頭の中にあるのは、中国は権威主義的な構造を持つ国であり、したがって、より迅速に、より効率的に動くことができるのだ、ということです。まさしくそれゆえに、彼らはアメリカもやはり権威主義的な諸構造を持つことを望んでいるのであり、そしてまた、ヨーロッパ諸国にもそれを迫っているのです。その意味で、われわれの社会はきわめて危機的な状況に曝されているとすることができます。わたしたちは、外からはアメリカによる圧力を受け、内からは、連邦議会選挙での得票が倍増した AfD（AfD は、2021 年の連邦議会選挙では 83 議席であったが、今年 2025 年の選挙では 151 議席となっている）による圧力を受けているのです。

この間、AfD は、きわめて強固な支持層を獲得しており、それは西部ドイツにおいても妥当します。どうすれば、それをふたたび解体することができるのでしょうか？

わたしが思うに、ほとんどの政党は次のような誤りを犯しています——すなわち、彼らは、AfD の支持者たちを獲得することができるだろうという希望のもとに、AfD からあれやこれやの政策を盗み取るという挙に出ています。しかし、彼らはそれによって AfD の支持者たちを獲得することはできず、むしろ逆に、そうした支持者たちが AfD を選ぶことを正当化するのみなのです。わたしたちは左翼党のなかで、これまでの自分たちにおける怠慢について考え、そして、わたしたちが東部ドイツをいささかないがしろにしてきたことを認めざるを得ませんでした。それというのも、わたしたちは当時、いまこそバイエルン州やノルトライン・ヴェストファーレン州において大いなる勝機が到来する、と考えたからです。しかしそれは誤りであり、したがってわたしたちは、そうした見解を変えつつあります。それはまた同時に、左翼党がふたたび世話役活動の党となることを意味するものでもありました。他の諸政党もまた、そのような方向において自省しなければならないでしょう。

安全保障、戦争と平和に関わる論議において、ギジさんは欧州軍というものに賛意を表しておられます。保守派や緑の党、さらには SPD との違いは、どこにあるのでしょうか？

彼らはことごとく、それぞれの国の軍隊についての議論にとどまることを望んでいるのですが、しかし、それらの軍隊は、現在、まさしく狂気じみた、天文学的な金額によってその軍備を拡張すべきであるとされています。彼らにあって、EU 軍は、せいぜい補完的なものとして考えられているに過ぎません。わたしは、EU 軍は、個々の国の軍隊に代わって存在すべきものと考えています（訳注 2）。

その場合には、どういう利点があるのでしょうか？

第一にわたしは、ヨーロッパの統合を支持する者として、そうした性格の EU 軍に賛意を表します。第二に、EU はただ共同でのみ防衛に関わる諸課題を果たすことができる、という意味でも、この方が有利でしょう。このことは、各国家が個別にどこか他国に介入するという必要はもはやなくなるであろうことを意味します——たとえばリビアにおける場合がそうであり、あるいは、たとえばイラクの場合におけるように、個々の国家がなんらかの軍事同盟においてアメリカに対する援助を行なう、というような事例です。もちろん、その場合、EU 軍は、現在のドイツ連邦軍もまたそうであるように、防衛能力を有するものでなければなりません。しかし、まさしく防衛能力のみであって攻撃能力ではないということであり、もとよりこの二つの間には大きな相違があります。

これまでギジさんは、連邦議会における左翼党の外交政策のスークスマンを務めてこられました。さまざまな対立関係がますます激しさを増しつつある現在という時代において、ドイツの外交政策はどのように進められるべきだとお考えですか？

わたしたちが、いま、是が非でも必要とするのは、ドイツが主権を有する、自由な、独立した国家であるということを理解する政府であり、そしてまた、みずからのさまざまな利害を明確に主張することができ、そのさい、必要とあらばトランプとも対決することのできる政府です。たしかに東ドイツは主権国家ではなく、ソ連に従属した国家でした。そして、かつてのドイツ連邦共和国（旧西ドイツ）もまた、彼らがみずからをアメリカに従属する国家と考えていた以上、主権国家ではありませんでした。こうしたことは、断固として克服されなければなりません。そしてまた、このこととの関連においては、ヨーロッパの統合ということが重要なファクターとなってきます——それというのも、個々の小国である民族国家のみでは、大国に向かってみずからを主張することは困難であるからです。すなわち、わたしたちはただただ EU としてののみ、その存在が実体として認められなければならぬものであり、まさしくそれゆえにこそ、トランプは EU に対する敵意を抱いているのです。彼はたしかに、EU 内の幾つかの政府——たとえばイタリアとかハンガリーといった国の場合——に対しては、好意をもって扱ってくれるでしょう、しかし、それ以外の政府に対しては、そうした恩恵を与えることはありません。ドイツ政府に対しては、たとえメルツ自身はトランプが好意的に扱ってくれるだろうと信じているとしても、冷淡な態度で対応することになるでしょう。じっさい、現在のドイツの政党のなかでは、トランプとその周辺の連中にとっては、ただただ AfD のみが好ましい存在として認知されているのです。

きわめて確度の高い予想として、右旋回を遂げたメルツ（Friedrich Merz, 1955～。CDU。2025 年 6 日以降、ドイツ連邦首相。2022 年から CDU の連邦党首であった。ただし、不人気の極致の如き政治家で、この手の保守的もしくは反動的な人材しかいないということは、CDU のみならずドイツにとっても一つの悲劇である。）とゼーダー（Markus Söder, 1967～。CSU〔キリスト教社会社会同盟〕。2018 年以降、バイエルン州の州首相、2019 年以降、CSU 党首。CSU は、基本的にバイエルン州の「地域政党」であるが、一般的には、CDU よりもさらに保守的な性格を持つ政党とされている。ただし、2020 年のミュンヘンの市議会選挙では、得票率 24.7% の CSU は第二党、29.1% の緑の党の後塵を拝しており、SPD が 22% で続いている、州都では、少なくとも 5 年前は、CSU の一強ではない。）の連合が、連邦議会では SPD と連立を組むことになるでしょう。こ

れからの4年の間に、再び中道－左派による多数派というオプションを構築する可能性については、どのように見ておられますか？

野党勢力は、芸術と文化、学術、メディア、労働組合と教会、あるいはまた企業家連合といったものとの共同によって、ともかく現在の時代精神（時代を支配する精神的傾向）を変革すべく、努力しなければなりません。つまりは、わたしたちは、現状において多数派を占めている思考や発想を変えなければならない、ということであり、それはちょうど、地域と分野の全体に共通の法的な最低賃金の策定に成功したようにです。現在における切迫した問題は、軍拡ではなく軍縮を、ということにほかなりません。

今度の連邦議会の一員となられるのであれば、ギジさんにとっては9期目の任期ということになります。将来、「政治家ギジ」は、どのような存在として人びとの記憶に残って欲しいとお思いですか？

「考え方は別として、ともかくあいつは正直な奴だったな」、ということです。わたしにはそれで十分です。

ギジさんは、これまでいつも、なんらかの新しい出発がなされるさいに登場する人物の役を引き受けてこられました――今回の連邦議会選挙への出馬は、ほんとうに最後のものだったのでしょうか？

もちろん、そうです。次回選挙となれば、わたしは81歳です。物事には、つねに限度というものがあります。わたしはかつて、ドイツにおける内的な統一が成就された時に、自分は連邦議会を去るつもりだ、と言っていました。当時のわたしは、それは事態を良い方向に導くための脅迫の如きもの、と考えていたのですが、しかしそれは、周囲にそれほど大きな印象を与えるものではなかったようです。ともあれ、他の人びとは、これまで終始一貫、そうした内的な統一のために努力を傾注するようなことには無関心のまま、時を過ごしてきました。ただ、そうは言っても、わたし自身、そのような意味での統一が成就されるのを待っているわけにはいきません。わたしの選挙ポスターには、「追伸：これがわたしの最後の選挙！」とあったのですが、誰かがその上に、「それは約束か？」と書きつけていました。そうです、それは約束です。

連邦議会の長老議長に二度なってはならない、ということでしょうか？

いえ、もちろん、そんなことはありません。しかしその場合には、単にわたしがそれをもう一度繰り返すというだけのことでしかありません。

（訳注1）現在の連邦議会における各党の議席数は、全630議席に対して、CDU/CSU 208、AfD 152、SPD 120、緑の党 85、左翼党 64、SSW（Südschleswiger Wählerverband [南シュレースヴィヒ選挙人同盟（シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州の北部を地盤とし、当地のデンマーク系住民を支持母体とする少数民族政党のため、5%足切り条項は適用されない）] 1、であり、基本法（連邦憲法）の改正に必要な3分の2（420議席）以上のためには、CDU/CSU、SPD、緑の党を合算した413議席に、AfDか左翼党の賛成が必要とされることになる。

（訳注2）しかしながら、ギジ自身、プーチンはイタリアとハンガリーという、極右もしくは権

威主義的な国を「優遇」するだろうと述べているが如く、EUと言っても、そもそもその政治的な立場は多様である。後述のスペインのように、リベラルな社会民主主義の政党が反軍拡を掲げる左翼政党と連立を組む、世界的にもきわめて少数ではあろうが、ヨーロッパの全体的な右傾化に抗する立場の政府もないわけではない。その意味で、EU諸国と軍備増強についての資料として、ファビアン・ランベックのnd紙の論評を以下に訳出する。

【資料】

ファビアン・ランベック「疑問符の付く軍備拡張」

——巨額の武器調達のための財政支出計画は、ヨーロッパ連合（EU）
に新たな対立を惹き起こす——

（nd紙 2025年3月26日）

[（Widerstand gegen EU-Pläne – Aufrüstung mit Fragezeichen | nd-aktuell.de）](https://www.nd-aktuell.de/widerstand-gegen-eu-plaene-auf Rueckung-mit-Fragezeichen)

今年3月の初め、欧州委員会委員長であるウルズラ・フォン・デア・ライエン（Ursula von der Leyen, 1958～。ドイツのCDUに所属。医師。彼女は、ドイツの第一次メルケル内閣で、家族・高齢者・婦人・青少年大臣、第二次メルケル内閣で労働・社会大臣、第三・第四次メルケル内閣で国防大臣を務めた。）が、「ReArm Europe（「ヨーロッパの再軍備」）」というタイトルのもとで、ヨーロッパの大幅な軍事拡張計画を発表するが、この時には、一瞬の間ではあったが、あたかもEU諸国はすべて彼女を支持するのではないかと思われていた。彼女の提案は、EU諸国のきわめてドラスティックな防衛予算の増額を意図するものである。すなわち、そこでは、「ヨーロッパの軍事的能力をより完全なものへと整備し、第三国からさらに独立したものとするために、最大で8000億ユーロ（約138兆円）までの資金の投入をめざす」、とされていた。そのためには、加盟国は、軍事費のために財政的な自由裁量の余地を拡大し、本来は厳しいものであるべき財政赤字に関わる諸規則に対しても、ある程度までの緩和が容認され、そして、EUは、共同の軍事費増加計画のために、1500億ユーロ（約26兆円）を融資する用意がある、というものであった。

しかしながら、次第に明らかになったのは、EUが、この問題においては深刻に分裂しているという事実である。たとえば、最近、スペイン首相であるペドロ・サンチェス（Pedro Sánchez, 1972～。スペイン社会労働党〔PSOE(Partido Socialista Obrero Español)〕書記長、元経済学教授。）は、「私は、そもそもEUは、ソフト・パワーの政治的なプロジェクトであると考えております」と述べている。すなわち、スペインがみずから直面する脅威ととらえているのは、東部に位置する他のEU諸国とは異なっており、「われわれの脅威の対象はロシアではない」ということである。サンチェスは、防衛と安全保障という概念をより広義にとらえるべきであるという考え方に賛意を表す。すなわち、彼にあっては、欧州委員会によって計画されているさまざまな方策は、気候変動や非合法の移民に対する対策といったもののためにも支出することができるはずだ、ということである。

サンチェスは、彼の社会労働党首班の政権における左翼の連立パートナーであるスマール（Movimiento Sumar、2023年に創立された左翼政党で、上述のスペイン社会労働党〔PSOE〕とス

ペインの政権を担う。)からの圧力のもとにあり、スマールは、軍事予算の増額を断固として認めようとはせず、かつ、NATOは解体すべきであると主張する政党である。スマールの創立者にして政権の労働大臣であるヨリンダ・ディアス(Yolanda Díaz、1971～。弁護士。スペイン共産党の流れを汲む活動家で、彼女は現在、サンチェス政権の労働・社会経済大臣、および第二副首相を務める。)は、「社会保障政策のために使用可能な予算の削減」をもたらすこととなるような「あらゆる軍事費の増額」には反対する立場に立っている(訳注)。

他方、イタリアの首相であるジョルジャ・メローニ(Georgia Meloni、1977～、2022年9月25日執行の総選挙で極右政党であるFdI〔Fratelli d'Italia〔イタリアの同胞〕が第一党となり、2022年10月以降、その党首でもある彼女はイタリアの首相を務める。)もまた、欧州委員会のこの提案に対しては抑制された態度を示している。ポスト・ファシストである彼女は、武器の購入のためにこれ以上の国債を増やすことを望んではない。イタリアは、巨額の債務を抱えており、それゆえメローニは、社会福祉分野においても予算の削減を実行している。その意味で、借款による数十億ユーロを、突如として、新しい戦車やミサイル、ドローンのために費やすことになれば、それは有権者たちの反発を招くことになる。じっさい、世論調査によれば、イタリア国民の半数以上が、軍事費拡張に反対の意思表示をしているのである。

現在、イタリアでは、ある種の反-軍拡-運動が広がりつつある。数日前には、首都ローマで、三万人の人びとが”ReArm Europe(「ヨーロッパの再軍備」)”計画に対する抗議に参加したばかりである。北イタリアのミラノでも、やはりこの計画に反対する抗議デモが行なわれたが、その中の著名な人物は、現メローニ内閣における副首相で、民族ポピュリズムの同盟(Lega)の委員長であるマッテオ・サルヴィーニ(Matteo Salvini、1973～)で、プーチンの崇拝者であるサルヴィーニは、この計画を「狂気の沙汰」と称した。ただし、彼はまたすぐに、その計画のための予算は、イタリアの軍需産業にのみ流れることが許されるであろう、とも強調している。じっさい、イタリアとスペインには数十億ユーロの生産規模を有する軍需コンツェルンが存在し、それらは、軍事拡張の諸計画が実現されれば多大な利益を上げることになるには違いない。

スペインとイタリアに続く三番目の人物は、オランダの首相ディック・スホーフ(Dick Schoof、1957～。無党派。ただし、オランダでは今年2025年6月3日、ヘルト・ウィルダース〔Geert Wilders〕党首が2006年に設立した極右の自由党(PVV〔Partij voor de Vrijheid〕)が、難民問題をめぐってスホーフ政権内で対立し、政権への支持を取り下げて連立から離脱したため、自由民主国民党(VVD)、新社会契約党(NSC)、農民市民運動(BBB)、PVVとの連立4党による政権は崩壊した。新たな総選挙は10月29日に行なわれる予定であり、現在、スホーフは首相業務執行者となっている。)である。彼はブリュッセルの欧州委員会の計画に賛同したのであるが、そのために、自国ではこっぴどく引っ叩かれることになった。デン・ハーグのオランダ議会は、ぎりぎりの多数で»ReArm«に反対する決議を採択したのであり、それには、4つの連立諸政党のうちの3党の票も含まれていた。ともあれ、オランダの市民にあっては、ロシア人に対する不安よりも、財政赤字に対する不安の方が大きいのである。

右翼ポピュリストで、その政党である自由党(PVV)も政権に参加している(今年6月3日まで)ヘルト・ウィルダースは、スホーフ首相に対し、フォン・デア・ライエン欧州委員会

委員長から提案された計画に対する彼の同意を取り下げようように要求した。じっさい、EUの中でも相対的に富裕な国であるオランダやドイツは、かの「ReArm Europe」（「ヨーロッパの再軍備」）計画が、ユーロ債、つまりは、ヨーロッパ共通の債券であるものを裏口から導入するために利用される可能性があるのではないか、という危惧を抱いているのである。

自国において高まる反対の波を鎮めるためもあり、メローニとサンチェスは、軍備増強プログラム「ReArm Europe」という名称を変えることを要求した。委員長であるウルズラ・フォン・デア・ライエンは譲歩を示し、それ以来、この計画には、軍需産業を活性化させるためのものとして、「Readiness 2030」、すなわち《条件整備 2030》というタイトルが冠せられることになった。「この計画の名称は、ロシアがEU加盟国もしくはNATO加盟国に対して攻撃を開始するのに必要な能力を保持することになるであろう日付を暗示する」というのが、TV放送「Euronews」の論評である（傍点は記者）。

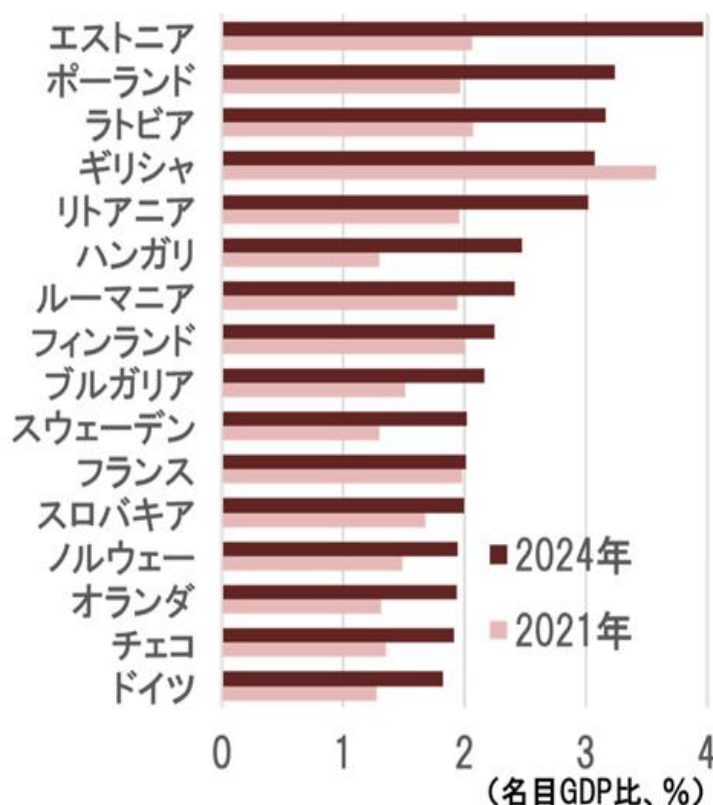
さらに、このタイトルは、3月19日、欧州連合の外務・安全保障政策代表であるカヤ・カッラス（Kaja Kallas、1977～。エストニアの政治家。2018年から2024年まで、リベラル派のエストニア改革党党首。2021年から2024年まで、エストニア初の女性首相。欧州委員会副委員長、欧州連合外務・安全保障政策上級代表を務める。）と、欧州委員会防衛・宇宙担当委員アンドリュス・クビリウス（Andrius Kubilius、1956～。リトアニアの政治家で、祖国連合＝リトアニア・キリスト教民主派に所属。1999年～2000年、および、2008～2012年、リトアニア首相。2024年12月から、欧州委員会で防衛・宇宙担当委員を務める。）によってブリュッセルで発表された、「Weißbuch zur Verteidigung Europas – Bereitschaft für 2030」（《ヨーロッパの防衛のための白書——2030年のための条件整備》）に照応するものでもある。そこでは、ロシアは「きわめて高度な脅威」として位置づけられ、対空防衛および対ミサイル防衛、ミサイル発射装置、ドローン、軍事用AIといった「戦術的な軍事上の諸能力」をさらに整備することの必然性が強調されている。

オランダは、ここ数年間、軍事予算を大幅に増強し続けており、現在では、NATOの目標とされるGDP2%にほとんど到達しているのに対し、イタリアとスペインは1.5%にさえ満たない水準にある。しかし、ヨーロッパの北東部に位置する諸国においては、それとはまったく異なる状況にあり、彼らは互いに競い合ってNATOの2%という目標を上回って達成している。たとえばリトアニアは、今年の1月にギタナス・ナウセダ大統領（Gitanas Nausėda、1964～。無所属。経済学者。）が発表したように、2026年以降、「毎年、GDPの5%と6%の間の数値を防衛予算に振り向ける」という意志を明らかにしている。

ポーランドは、すでに今年中にはほぼ5%を超過するところまで来ており、自国の軍隊を、装備の上においても人的にも大幅に増強する途上にある。ワルシャワは、30万の兵員からなる軍隊をめざしており、もしそれが実現すれば、フランスと並んでヨーロッパのチャンピオンの位置を占めることになる。邪悪なる隣人ロシアに対する恐怖こそは、ポーランドにおいて社会全体を覆い尽くす軍備増強の根拠をなすものとなっているのである。デンマーク、スウェーデン、フィンランドといった諸国もまた2%という目標に到達しており、そして、さらなる軍備の増強を推進しようとしている。

(訳注) スペインの左派政権の状況については、伊藤裕規子「『スペインは左から追い抜く』— 右傾化に対抗する左派政権」[「スペインは左から追い抜く」— 右傾化に対抗する左派政権 | 欧州最新政治情勢：欧州の行方を見定める注目論点 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ](#)、2025 年 2 月 28 日、参照。

(参考 1) EU の幾つかの国における軍事予算比率



[防衛力強化を加速する EU～総額 8,000 億ユーロの防衛費増加は EU 経済を押し上げ、ドイツも財政拡張へと転換し国防費とインフラ投資を拡大へ～：株式会社 日立総合計画研究所](#)

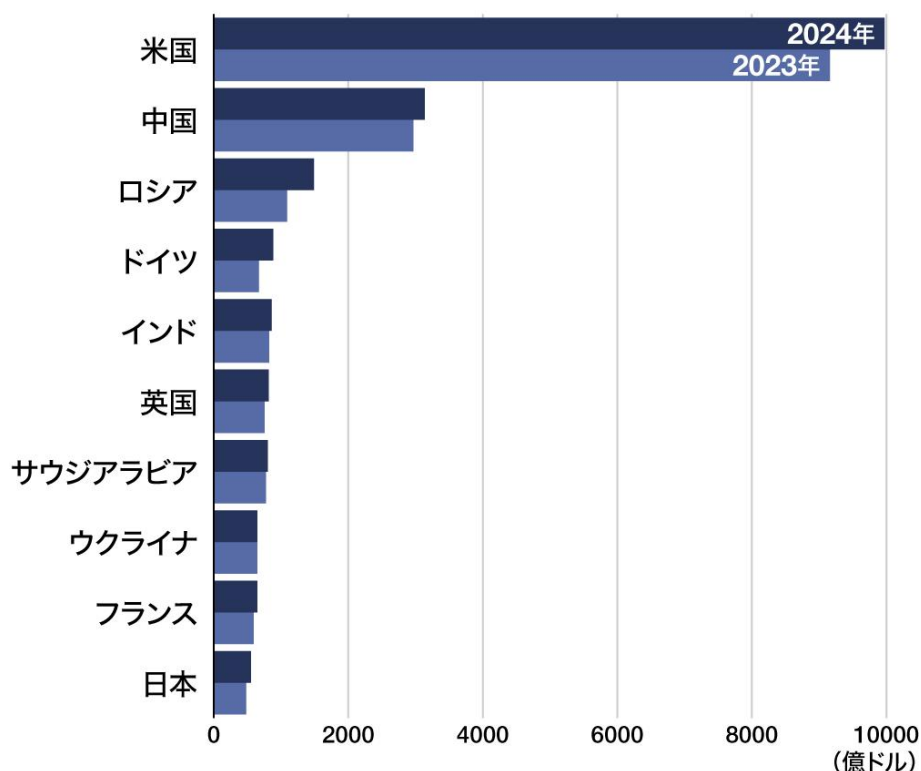
ポーランドもさることながら、バルト三国が突出して多いのも明らかである。いずれにしても、2021 年と 2024 年とを比較すれば、ギリシャ以外のいずれの国も軍事費は増加しており、ロシアのウクライナ侵略戦争が影響していることを読み取ることができる。

なお、この表においては、ドイツは最も下の位置にあるが（上の論評によれば、イタリアとスペインは、表のさらに下に位置する）、しかし、軍事予算そのものの総額ということになれば、状況は変化する（参考 2）。名目 GDP 比ではなく、国別の軍事予算の総額を比較すれば、ドイツは EU 諸国のなかでは第一位を占め、すでに現在において、ロシアに次ぐ世界第四位の軍事大国である。「ドイツは強大でなければならず、そのためには軍事予算の拡張が必要だ」と主張する CDU/CSU は、この軍備拡張路線をさらに推進することを意図していることであろう。左翼党や BSW は、もちろん軍縮を要求する。

なお、極右の AfD は、連邦議会選挙当時、徴兵制の再導入を掲げており、それにも関わらずと言うべきか、それゆえにと言うべきか、青年男子の支持を多く集めているという事実は、不可思議ではある。軍隊への抽象的な嫌悪よりも、現実生きる身にとってのルサンチマンの捌け口を求める心理の方が、より強いと言えそうなのかも知れぬのではあるが。

(参考 2)

世界軍事費上位10カ国(2023年 2024年)



ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)の資料より作成

nippon.com

[2024年の日本の軍事費8兆3700億円：前年比21%増 世界10位は変わらず—スウェーデンのSIPRI調査 | nippon.com](#)

ともあれ、EU諸国における意見の対立は、きわめて複雑な様相を呈しており、現在のよ
うに、多くの国の軍隊がそれぞれに増強をめざし、少なくとも形式的にはEUがそれを財政
的に援助する、という点については、あるいはある程度的一致点を見出すことができるのか
も知れない。しかし、それもただただ軍備拡張という一点についてであり、それ以上のもの
ではない。

ギジの言う「EU軍」というのは、ある種の理念もしくは空想としてはあり得るではあろ
うが、そもそもその具体的な目的、政治的な方向が不明なままであり、加えて、すでに軍事
費を巡ってEU内でさまざまな対立関係があるなかでは、実現の可能性は限りなくゼロに近
いと思われる。のみならず、とりわけ上述のように、ハンガリーやイタリアのようなプーチ
ン派もしくはそれに近い政権が存在する限り、意見の集約は困難であろう。

他方、ここ数年の日本におけるインフレの激しい進行にも関わらず、自民党政権は無能・
無為・無策、とりわけ消費税減税を頑なに拒否している理由が、「軍事費2027年度GDP比
2%」をめざすという、世界10位の軍事費を支出する政権の意図と関わることもまた明らか
である。おそらくは消費税増税を目論んでいるであろうから、それに逆行する消費税減税は、
「GDP比2%」という「大目的」の達成を困難にする致命的な要因と考えられているに違ひ
ない。

(てるい ひでき)

【連載；企業と戦争⑥】

企業経営と戦争責任、その6＜終＞

—「徴用工問題」にみる日本企業の経営責任—

重本冬水

第6回 国家を越えて、市民的課題とは

第二次世界大戦時の犠牲者・被害者への補償に対する取り組みの先例は1956年のドイツ連邦補償法（「ナチスの迫害の犠牲者のための補償についての連邦法」）にみられます。ナチズムの権力支配の下で迫害された犠牲者・被害者（抵抗した人々を含む）への補償です。それは単に戦争の犠牲者・被害者への補償ではありません。特にユダヤ人への「集団的迫害」への補償が行われました。その後、隣国ポーランドなどからの強制連行・強制労働者への補償問題へと展開しました。

日本にはこうした補償法はありません。戦前の天皇制国家主義はナチズム(Nazism)と1940年9月に同盟を結びました。“天皇陛下万歳”は“ハイル・ヒトラー”（ヒトラー総統万歳）の歓呼と連動し破局へと突き進みました。戦後日本は、この天皇制国家主義の権力支配の下で「集団的迫害」を受けた朝鮮および中国などの人々、強制連行・強制労働の人々、戦争反対等の抵抗した人々の犠牲・被害への補償に取り組むことはありませんでした。戦後日本においては「国籍条項」等を設けるなどによって自国民の犠牲者・被害者の補償に専心し、徴用工問題、慰安婦問題などにみられる天皇制国家主義の犠牲者・被害者は省みられず、その補償は排除されました。何が「自虐(masochism)史観」かと問いたい。「自愛(narcissism)史観」に満ち溢れています。“ハイル・ヒトラー”の言葉はドイツでは許されませんが、日本では今も、戦前と同じように首相が“天皇陛下万歳”を唱和しマスコミが無批判に報道しています。徴用工問題の未解決はこうした日本の戦後民主主義の脆弱さの現われです。

戦後80年、日本は過去との「承継」に失敗しました。連載最終回にあたり、ドイツのジャーナリスト、政治家、経営者の声に耳を傾けてみます。過去との「承継」における歴史認識および責任倫理とは何か、そこから徴用工問題における市民的課題とは何かを考えます。

1. 誰と向き合うのか

かつて南ドイツ新聞極東特派員であったゲブハルト・ヒールシャーの言葉(1985年)が浮かびます。

「終戦からの出発点に於いてはドイツと日本の立場は非常によく似ていたが、その後の道はかなり違っている。西ドイツで戦後行われた終戦記念行事では、公式の行事には必ず第三帝国*の犠牲者（第三帝国に占領された地域での政治的迫害、ユダヤ人迫害の犠牲者たち）を弔うことが中心におかれてきた。その度に、この戦争での自分達ドイツ人の責任、ユダヤ人迫害やその他の第三帝国の犯罪に対する責任が問われ続けてきたのである。仮に当時の数少ない反ヒトラーの闘士達をのぞくとしても、それはドイツ人の帝国であり、初期の栄光の日々を享受したのと同じく、帝国の犯罪の数々の責任をも共に負うべきなのである。

ドイツの終戦記念日とは、第三帝国の共犯として自らの責任を問うことが第一義であり、

戦死者、爆撃の犠牲者、故郷を追われて逃げる途中で亡くなった人々を弔うことは、各自の家族や関係機関（戦死兵士の遺族組織や引揚者救済組織といった）に任されてきている。ドイツ人の犠牲者は、ヒトラー政権に抵抗した場合に限って、第三帝国の犠牲者と同列に扱われてきた」（「ニッポンやぶにらみ」、月刊『エネルギーレビュー』Vol.55、1985年、エネルギーレビューセンター）。

では日本はどうか。ヒールシャーは次のように述べます。

「私はもう20年近く日本に暮らしているが、日本の終戦記念日の行事は、当然のこととして、日本人の戦争犠牲者が中心である。8月15日に政府の催す慰霊祭に於いても、天皇陛下をはじめ政府高官、遺族会代表といった人々の言葉は、戦死者を悼む心に満ち満ちているが、日本軍によって殺された何百万人ものアジアの戦場での犠牲者に触れる言葉はきかれない。ただ日本人の、自分達の死者のみを弔おうという行事なのである。中国大陆からシンガポール、パールハーバーからノモンハン、ビルマ、フィリピンやインドネシアの各地で（沖縄や南洋諸島での日本軍玉砕の陰には、多くのアメリカ兵も亡くなっているが）日本軍の犠牲になった人々、日本の植民地であった朝鮮や台湾の人々の犠牲も、きれいさっぱりと忘れられている。それらの犠牲者は、各々の故国で、各々の遺族達が慰霊すればよい、というわけだ」（同上）。

さらに日本政府の公式慰霊祭のあり方に言及します。

「その意味で、8月15日に武道館で行われる公式の慰霊祭は、日本政府の責任転嫁体質のグロテスクなシンボルであり、自らの歴史からの逃走となっている。それは政治的な未熟さの表われであり、また島国の利己主義をも体現している。現代のマスメディアの発達と数多くの外国旅行にも日本人の島国根性は影響されなかったのである。いつも自分のことだけを考える。これは子供であれば当たり前であろう。しかし成長するに従って、人は他の人との協調の中で生きていくことを習う。周囲の人に対する配慮を忘れてはいけない。他の人の方が自分より優先されるのを見るのは、つらいことである。しかし、そのことがわからない人間は未熟者と軽べつされ子供扱いされても仕方がない。人と人との関係は、原則的には国と国、国民と国民の間に拡大して考えられる。もし日本が他国に対する自国の責任に気づかない場合には、それは外から思い出すようにしむけられなくてはならない」（同上）。

このヒールシャーの言葉のタイトルは「ニッポンやぶにらみ」となっていますが、原題は「一人のドイツ人が見た日本」(ein Deutscher sieht Japan)です。何故、日本語のタイトルが「やぶにらみ」になったのでしょうか。「やぶにらみ」とは「見当違いの考え方」です。日本ではこのヒールシャーの言葉は「見当違い」なのです。

※第三帝国 (das Dritte Reich) ; ナチス統治下(1933～1945年)のドイツの称。中世・近世の神聖ローマ帝国、1871年から1918年にかけてのドイツ帝国、これに続く帝国の意。

2. 過去を克服することはできない

上記のヒールシャーの言葉と同年、1985年5月8日の演説で、リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー元西ドイツ大統領は次のように述べました。

「問題は過去を克服することではありません。さようなことができるわけではありません。後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません。しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります。非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」（永井清彦訳『荒れ野の40年』岩波書店、1986年）。

この文章は四つのフレーズに分かれます。

一つ目は「過去を克服することはできない」ということの再確認です。過去の過ちは償いようがないという深刻な過去認識がまず大前提となります。失われた命と人生は償いようが

ありません。この償いようのない事実はどう向き合うのかが問われているのです。

二つ目は「後になって過去を変えたり、起こらなかったことにするわけにはまいりません」です。これを行なえば歴史(事実)の改竄です。しかし日本の企業、政府はこれをよくやります。強制連行・強制労働はなかったというようにです。本「通信」の前号で紹介しました『週刊ダイヤモンド』誌が行った「戦後 50 年総特集」に掲載された「『社史』を検証―強制連行の実態はほとんど記載なし―」では、「花岡事件について一言半句たりとも触れていない」(鹿島建設)、「社史にはまったく書かれていない」(西松建設、日本鉱業)、「以前の社史には記載していたのに、新版で書き直す例もある」(熊谷組)、「業界の概況を説明するのにとどまっている」(住友石炭鉱業)、「強制連行の記録は書かれていない」(三菱鉱業)などです(同誌 1995 年 7 月 22 日号)。事実を認知しないままの謝罪も「和解」もありえないのです。

三つ目は「しかし過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となります」です。過去の事実を認知しない日本の現状はこれに当てはまります。過去責任の清算を行えない日本企業はどのように社会の一構成員として未来を切り開くのでしょうか。その展望が描けないのが現在の日本企業です。

最後の四つ目は「非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」です。過去の事実を記憶するのではなく忘却しようとする現代日本社会は、またそうした危険に陥ることになります。いやすでに危険に陥っているのです。現在、日本では強制労働収容所のようなブラック企業が多発しています。労働環境は過労死・過労自殺、ワーキングプアの存在をはじめ疲弊しきっています。

3. 補償はわずかの償いにすぎない

ドイツにおける 2000 年 8 月の強制連行・強制労働の犠牲者・被害者に対する「記憶・責任・未来」の補償基金に先立って、ドイツの個別企業の取り組みが行われています。フォルクスワーゲン社は「1988 年の創業 50 周年で社史を編纂する際、強制労働についても調査を依頼した。その結果、ナチスとの密接な関係が浮き彫りになった」、そして「工場敷地内に記念碑を建てたり、社員を毎年アウシュヴィッツ強制収容所に行かせ学習や掃除をさせるなど、歴史を伝承する努力をしている」、ダイムラー・ベンツ社は「1988 年に 2000 万マルクの補償金をユダヤ人会議、ドイツ赤十字などに支払った」といった事例があります(前掲『週刊ダイヤモンド』誌)。これは責任倫理および結果責任に基づくドイツにおける個別企業の独自の・自律的責任の果たし方です。

佐藤健生氏は「ドイツ企業の責任のとり方」において「後継企業の相続責任」という言葉を用いられています(山田昭次・田中宏編著『隣国からの告発』創史社、1996 年)。氏はフォルクスワーゲン社について次のように述べています。

「4 年前に取材したフォルクスワーゲン社の重役は、フォルクスワーゲン社の歴史のはじめの 10 年が自分に都合が悪いといって、それを切り離すことはできない。なぜなら自分の身体の一部なのだからと語った」(同上)。

また、氏はフォルクスワーゲン社の社長の次の言葉を紹介しています。

「私が思うに、そして私の行動からもうかがえるでしょうが、補償そのものは、本来取り返しのつかないことに対するわずかの償いにすぎません。もっと重要なのは、二度とそんなことの起きないように力とお金をプロジェクトにつぎ込むことです。ですからわれわれは、前向きに行動しようとしています。過去を完全に克服することはできないのです。若い人たちと一緒に、そうしたことが二度と起きえないような人生をいとなもうとしているのです。その意味で、われわれはイスラエルの若者や、当社を訪れたポーランドやウクライナの元強制連行労働者の方々と交流をはかっています。同様に不正の起きた(アウシュヴィッツなど

の)現場も当然ながら、きちんと保存しなければなりません、人と人との交流が、最も重要なのです」(同上)。

この言葉は「**後継企業の相続責任**」というドイツの個別企業の考え方からきています。また、企業のトップマネジメントの独自の・自律的責任の果たし方であり、経営者自らの矜持(プライド)でもあるのです。残念ながら日本の多くの大企業経営者にはこのような矜持は全く見られません。過去責任は国に委ねてしまっています。

大企業である電通の高橋まつりさんの死(2015年12月25日、入社1年目の過労自殺、享年24歳)はこのことと無縁ではありません。電通の過労死、過労自殺は繰り返されています。現代版「強制労働収容所」なののでしょうか。「企業戦士」という言葉が使われる日本社会です。「皇国臣民の栄えある産業戦士」の言葉がよみがえります。ヴァイツゼッカーの「非人間的な行為を心に刻もうとしない者は、またそうした危険に陥りやすいのです」の言葉が今も迫ってきます。「過去に目を閉ざす者」は、結局、現在も未来も見えてこないのです。

4. 国家を越えて、市民的課題とは

加害企業だけではなく責任が問われるのは企業以外の様々な分野・領域(行政、学校、病院、福祉、コミュニティ、家庭、文化など)も含まれます。例えば、帝国大学をはじめとした日本の大学の責任倫理はどうなのでしょう。大学もまた“過去責任を果たしているか”を問わざるを得ません。過去(結果)責任について、日本の各大学は正面玄関などにその記憶を残すモニュメントなどはありませんし、教育内容にも悲惨な過去に向き合う取り組みが弱いと言えます。また軍事研究への参入などの危機の中にもあります。

2008年に私がウィーン大学を訪れた際、正面玄関の左右の壁に次のような2つの言葉が朱色で大きく刻まれていました。

“学問の自由と人権の尊重のために”

政治上および思想上の理由、宗教的・社会的な帰属性、民主主義への関わりによってオーストリアから迫害されたウィーン大学関係者に捧ぐ

心より ウィーン大学

“戦争と暴力に反対する”

ナチズムの犠牲者のことを想って

ウィーン大学はこのようにナチスの迫害の犠牲者の記憶をとどめています。それは大学の「社会に対する教育・研究的責任」としてであろうと思います。しかし、日本の大学の正面玄関にはこういったもの、「天皇制国家主義の犠牲者のことを想って」などはどこにも存在しません。戦前とは形態を変えてですが、学問の自由と大学の自治が危機に瀕している現在の日本の大学、そのあり方もまた歴史認識と過去責任の曖昧さ、不徹底さ、そして忘却からきているのです。

加害企業の独自の・自律的な責任の果たし方は、犠牲者・被害者との対話の下に行わなければならないと言えます。このことが問われています。経済的責任を担う企業として過去(結果)責任を独自の・自律的に担わなければならないのです。国家および政府の責任にすべてを委ねることはできません。被害者は単に謝罪を求めているのではないのです。そもそも戦後80年の間、放置し続けた現在の加害企業に謝罪する「能力」があるのでしょうか。謝罪と補償によって「過去を克服すること」はできません。求められるのは何であるのでしょうか。それは、継続事業体として過去と連続している現代の企業(「後継企業」)が、自

らの「前身企業」が過去に犯した事実を認知し、その責任（「相続責任」）を引き受けることです。さらに、筆舌に尽くしがたい過酷極まる事実を未来永劫に企業として心に刻むための具体的・積極的な取り組みです。

このことは現代日本企業にとって最も重要な現在と未来の課題です。この課題は“国家を越えて”です。「良き企業市民」としての市民的課題です。それは企業のみならず様々な分野・領域（行政、学校、病院、福祉、コミュニティ、家庭、文化など）における市民的課題です。国家主義社会ではない民主主義社会の課題です。ドイツのように、時効なく記憶し続け、責任を明確にし果たし、そして未来を犠牲者・被害者と共に歩むという課題です。またそうした危険に陥らないために、この非人間的な行為を心に刻まなければならないのです。

おわりに

しかし、日本では強制連行・強制労働の非人間的な行為を心に刻むことができていません。日本政府は「請求権・経済協力協定」で「解決済み」、日本裁判では「法的責任なし」、また市中に犠牲者・被害者を記憶するモニュメント、オブジェなどはありません。こうした中での日本政府、日本企業に対する徴用工裁判での原告および遺族の闘いは、強制連行・強制労働の犠牲者・被害者の人間としての存在・人格の尊厳を問う人間的な闘い（行為）です。

前出のヴァイツゼッカー演説には、ナチス政権下でのレジスタンスの犠牲者の人間的な行為に思いをはせる箇所があります。

「ドイツに占領されたすべての国のレジスタンスの犠牲者に思いをはせます。

ドイツ人としては、市民としての、軍人としての、そして信仰にもとづいてのドイツのレジスタンス、労働者や労働組合のレジスタンス、共産主義者のレジスタンス—これらのレジスタンスの犠牲者を思い浮かべ、敬意を表します。

積極的にレジスタンスに加わることはなかったものの、良心をまげるよりはむしろ死を選んだ人びとを思い浮かべます」。

かつて日本に占領された国および日本でのレジスタンスの犠牲者の人間的な行為に敬意を表するとともに心に深く刻んでおきたい。「良心をまげるよりはむしろ死を選んだ人びと」を忘れることはできません。しかし日本ではこれらの人々は片隅に追いやられ忘れ去られようとしています。

こうした非人間的な行為に対する戦時下の人間的な闘い（行為）とともに戦後の人間的な闘い（行為）は、ドイツとは異なって日本では忘却され続け、歴史の改竄・否定を平気で行なう歴史修正主義が跋扈する事態にまで至っています。徴用工裁判および日韓の市民運動はそうした中で取り組まれました。第4回でとりあげた花岡事件での一斉蜂起（1945年6月30日）は人間としての存在・人格の尊厳をかけた人間的な闘いです。100名以上が弾圧され残酷な拷問等で殺害されました。このことを忘れることはできません。「花岡和解」（2000年11月29日）は未だ数少ない「和解」の先例となりましたが、被害者および犠牲者遺族が加害企業と「和解」するという気持ちに至るにはどれだけの人間的な葛藤があったことか。このことに思いをはせなければならないと思います。裁判上とはいえ、何故、犠牲者・被害者が加害企業と「和解」しなければならないのでしょうか。

韓国大法院判決から満7年を迎えようとしています、USスチールを完全子会社化した日本製鉄、三菱重工等もこうした「和解」さえ拒否しているのが日本の現状です。今、韓国大法院判決が日本に投げかけた課題を真摯に受けとめることが、日本の政府、企業、社会、私を含めた市民一人一人の人間的な行為として問われています。

<連載終了>

《追記》 連載「企業と戦争」を終えて思うこと—「市民的課題」とは何か—

<市民的課題>

本連載は韓国裁判（大法院判決）と日本裁判の考察（整理）から始めましたが、目的は「市民的課題」とは何かということでした。また「市民の科学」とは何かを考えながらの執筆でした。裁判内容、未払い金・供託金、「和解」をどのように捉えればよいのかが主題でした。それは「国家的(政治的)課題」でも「資本的(経済的)課題」でもありません。「市民的(生活的)課題」を考えたかったということです。

この課題意識は戦後の日本は左・右を問わず基本的に「国家主義」あるいは「資本主義」であったと思うからです。そこでは「議会主義」も「国家主義」の一種であり議会を通して政権を掌握することの危うさがあります。議会で多数を占めれば社会は良くなるといった危うさです。民主主義は、それぞれの分野・領域、団体（地域自治体を含む）での「市民的課題」として取り組む運動ではないかと思います。韓国が1987年に軍事独裁政権を倒し民主化したのは、長年の抵抗運動、特に1980年5月光州民衆抗争の闘いなど、各地域での闘い（レジスタンス）、労働者の闘い、学生の闘い、教員の闘い、文化人の闘いなどの市民の闘いによるものと思います。その闘いの上での、またそれと連動しての地域議会と国会における闘いであったと思います。

遡ればこの闘いは大日本帝国の植民地下の1919年、3・1朝鮮独立運動による大韓民国臨時憲章（1919年4月11日）第一条の「大韓民国は、民主共和制とする」とした市民革命を起点とするものでもあったのです。それは大日本帝国による1910年8月の「韓国併合」（植民地化）、つまり大韓帝国の崩壊から8年余の後の民主共和制への市民革命であったのです。またそれは大日本帝国（天皇制国家主義）による植民地下での「市民革命」でもあったのです。

大日本帝国の崩壊から「民主化」された日本では、今また「戦前回帰」が叫ばれ、教育勅語の復活の目論見など大日本帝国憲法の「法統」（天皇制国家主義の「法統」）が復活しつつあります。歴史修正主義（歴史の改竄・否定・捏造）が権力（現政権と大手資本）と一体化して市中を跋扈する事態にまで至っています。あらためて「市民的課題」を考えたい。

<戦争責任の記憶>

本連載の第2回で日韓基本条約と請求権・経済協力協定反対の日韓での闘いに言及しましたが、日本の社会運動において過去の植民地支配の責任問題がどのように取り上げられていたのかの言及でもあったのです。私が1969年に大学に入学し、反戦・平和の取り組みが、沖縄・ベトナム問題、大学問題等を取り上げて学生ストライキも行なわれていました。だが、当時の学生運動の中で戦争責任・過去責任が記載されたビラ・書面・記事などは、私の知る限りではありませんでした。また、50年以上前の学生運動の資料を今も保管していますが、内容を確認してみましたが戦争責任・過去責任に関するものは見つかりませんでした。忸怩たる想いです。

私事になりますが、私が学生の時、父親に「戦争の時、何をしていたのか」と批判気味に問うたことがありました。「戦争を知らない子供たち」だった私は、なぜ戦争（非人間的な行為）に抵抗しなかったのか、といった思いからの問いだったのです。激しい言い合いになりました。その私はベトナム戦争が激化する状況下の学生でもあり、神奈川県にある相模原工場で米軍戦車の修理が行われ、またベトナムへと戦車が送られる事態の中で、戦車搬送をとめる工場周辺での座り込みに北海道から参加しました。ささやかな抵抗でした。こうした戦争をくい止める抵抗は、2025年の今、より一層切実で現実味をおびています。今、沖縄本島を中心にした南西諸島の軍事化の急展開が進んでいます。これに対する抵抗（レジスタンス）は「市民的課題」です。

<「承継」と「切断」>

ドイツと日本の補償の比較をどのように捉えるかを考えている時、広渡清吾さんの次の箇所が気になりました。共同提言「平和基本法をつくろう」（『世界』1993年4月号掲載）の学者グループの内容に触れた箇所です。

「日本国憲法が軍隊を全否定したこと（戦争の放棄、軍隊の不保持）は、『戦争に対する真の責任感覚を欠くところに成立したもの』であり、軍隊の否定とともに『同時に自分の戦争責任も忘れられた』のであるが、これに対し（西）ドイツでは『ヒトラーとナチズムの戦争責任が徹底的に追及され』、『そのように自らの責任を問いつけることによって、軍隊の責任を相対化し、その全否定には進まなかったのだろう』とされる」（栗屋憲太郎・田中宏他著『戦争責任・戦後責任』朝日選書、1994年、172ページ）。

この「日本国憲法が軍隊を全否定した」とは、1940年9月にナチズムと軍事同盟を結んだ「天皇制国家主義の下での天皇の軍隊を全否定した」ということを意味するのだろうか。それとも軍隊一般、戦争一般を全否定したのか。憲法9条の「戦争の放棄、軍隊の不保持」の出自はどのようなものか。ドイツはヒトラーとナチズムの戦争責任を今も徹底的に追及しています。日本はどうか。「戦争の放棄と軍隊の不保持」は天皇と天皇制国家主義の戦争に対する「真の責任感覚を欠くところに成立したもの」なのか。日本では天皇と天皇制国家主義の戦争責任を徹底的に追及するといったことは全くありません。

戦前の天皇制国家主義の大日本帝国は、戦後の民主主義憲法下の日本とは「全く別個である」とする考えなのでしょくか。この歴史認識は歴史の「切断」からきています。問われているのは「承継」です。日本の戦後民主主義の脆弱さは、天皇制国家主義、大日本帝国との「承継」、つまりその過去清算の曖昧さ・不徹底さあるいは忘却（＝「切断」）からきています。この「切断」は責任感覚の欠如、責任倫理の放棄です。

さらに広渡さんは、ドイツでは「軍事組織を民主主義的秩序に組み込むことが、目標とされた」（同上174ページ）、日本では「軍事力の民主的コントロールをどのように徹底するか、という議論が国民の中で正面から行われてこなかった」（同上175ページ）と述べています。世界の軍事費ランキングでは「軍隊を全否定」した日本が8位でドイツは9位です。これは何故なのでしょう。ハイル・ヒトラー！（ヒトラー万歳）の言葉はドイツでは許されませんが、日本では今も戦前と同じように首相が天皇陛下万歳！を唱和しすべてのマスコミが無批判に報道しています。「徴用工問題」および補償問題の未解決はこうした日本の戦後民主主義の脆弱さの現われです。それは日本の「社会文化」の脆弱さにも現れています。「市民的課題」です。

<「和解」とは何か>

「和解」は連載の第4回でとり上げましたが、当初は、今後「和解」の事例が増えていけば、国、政府、そして社会も変化していくだろうと思っていました。しかし、「和解」は被害者および犠牲者遺族の視点で捉えれば、それを受け入れる被害者および犠牲者遺族の「苦痛」のことにまで思い至りませんでした。連載最終回の末尾で再度「和解」に言及しましたが、ヴァイツゼッカー元西ドイツ大統領の演説の「かつて敵側だった人びとが和睦しようという気になるには、どれほど自分に打ち克たねばならなかったか — このことを忘れて5月8日（連合国戦勝記念日＝ドイツ降伏の日・・・冬水）を思い浮かべることはわれわれには許されません」の箇所にハッとしました。8月15日はどうか。「和解」という言葉を注意深く捉えなければならぬと痛感します。「徴用工問題」に私たちは何を思い浮かべるのか。これも「市民的課題」です。

（しげもと　とうすい）

『自由からの逃走』における日高六郎氏の「個人の解放」という訳語について

竹内 真澄

ロングセラーの E・フロム『自由からの逃走』1941 は、いまなお読まれるべくして読まれている名作である。とくに、近代人がなんとか獲得した自由の行方が本書の最大のテーマである。邦訳は日高六郎氏によって東京創元社より、1951 年に出版された。

フロムによれば、ファシズムは近代人の性格構造がどう発展するか、という大きな歴史的課題の中で理解されねばならない問題である。自由を実現するのか、それとも自由から逃避するか、その二択である。ファシズムは後者の一形態であった。

自由を近代社会の行く先に関わらせて考えたから、自由は近代社会と社会主義の選択の問題とも関わることになった。

序文でそうしたことが述べられた後、第 1 章「自由 心理学的問題か？」で、フロムは社会心理学の問題について一般的に論じる。人間は、生理学的に規定された衝動を持っている。だが、衝動は、そのまま現れるわけではなく、一定の社会の生産と分配の組織にもとづく、一定の生活様式を受け入れなくてはならないので、個人の行動と感情をつき動かす数多くの衝動もここで適応を迫られ、いろいろに発達する。すると、経済、心理、イデオロギーといった要素が働きかけあったり、交互作用する。だから、フロムは社会を抜きにして心理要素だけを抽出するようなフロイト的やり方に反対する。また同時に、これとは反対に、社会学から心理学的問題を排除して、心理的变化はすべて社会の習慣に統合されるということになるのだと決めつけてかかるデュルケムや彼の学派にも反対している。フロムの社会心理学というのは、衝動、経済、心理、イデオロギーをその固有の相互作用過程において観察しようとする学問なのである。ここまではフロムの言わんとすることは、細かい点までは詰められておらず、ぼんやりしているけれども、無難であり、賛同できるものである。

第 2 章を日高氏は「個人の解放と自由の多義性」と訳した。本稿はこれが妥当かどうかを考える。私は、若い頃から日高六郎氏を尊敬しており、いまなお彼の笑顔や細長い体つきを思い浮かべることができる。フロムの日高訳は、全体として見ると非常にこなれた名訳であって、新訳が出てこないのも、おそらくそういうことと繋がりがあに違いない。

にもかかわらず私は第二章の「個人の解放」という訳にはいくつかの理由で同意できない。ここは原語では「**Das Auftauchen des Individuums**」である。第 2 章を綿密に読んでみると、フロムはフランクフルト学派のすべてのメンバーがそうだというわけではないとしても、ヘーゲルとマルクスの語彙の伝統におおむねしたがっている。フロムは「どのような絆からも自由であることと、自由や個性を積極的に実現する可能性を持っていないということとのズレ」(Gesamtausgabe, Bd.1, S.239, 訳 46 頁) に注意を促す。すこし持って回った表現なので、ここを丁寧にみておこう。

内容から読み取ると、「どのような絆からも自由であること」は少し行き過ぎている。フロムが記述したのは「どのような絆からも自由である」というのではなく、「中世的、封建的などのような絆からも自由である」という限定がある。だから、文脈からすれば「どのような古いタイプの絆からも自由であること」と同義であろう。他方で中世以来の欧米の歴史は、「個人 Individuum の完全な Auftauchens である」(Gesamtausgabe, Bd.1, S.238, 訳 46 頁) とされている。

この Individuum が引っかかる。これをフロムが書いている以上、日高さんは素直に

「個人」と訳したのだ。だがフロムに即した場合でも、Individuum とするべきではなく、2章でフロムが使う個別者 Einzelne とすべきだったのではないか。本当は中世が終わって出てきたのは、私人だったのであって、十全な意味での個人ではなかった。このことをはっきりさせるべきではなかったか私は思うのだ。

先に結論を言うと第2章を、内容から見て、「私人の台頭と自由の多様性」とした方がずっと良かったし、論旨が通る。フロムは、先の「Individuum の完全な Auftauchens」の過程が、同時に「人間性の弱さ、孤立した個人 Einzelne の無意味さと無力さ、外的な力に隷属しようとする要求など」に陥ると述べている。

「中世的、封建的ないかなる絆からも自由である」ならば、人は解放されそうに見えるのだが、そういうわけにはいかない。ただ、弱さ、孤立、無意味、無力に帰結するだけかもしれない。「どのような絆からも自由であることと、自由や個性を積極的に実現する可能性を持っていないということとのズレ」というのは、前者の自由を自由と個性の実現の方向へ、つまりズレが生まれぬように持っていくという課題意識が大事であることを示したいのである。ズレがあることを自覚できなければ、ズレは放置され、本当の自由へ向かうことができない。

フロムは、このように、近代人は「絆からの自由」(~からの自由)と「孤立への自由」(~への自由)の両犠牲を持つと見たのである。この過程は、先に個人の解放があつて、後になって孤立したという時間的な経緯のことではない。

そういう私自身のフロム解釈は、正直に言うと、拙著『近代社会と個人 私人を超えて』(2022年)の Einzelne に関する基本的テーゼにもとづく一種の読み直しの結果である。そうではあるが、フロム自身の狙いから見たばあいも、そう読み取るべきではないだろうか。

フロムの個人概念には①自律と②孤立の二つの意味が込められている。私の便宜的な用法で言えば、フロムが言う個人は、個体と私人の両方を含んだ上位概念である。①の自律 Autonomie はせいぜいのところ商品経済の中のもので、本当の自己決定を意味しない。労働する主体が自己の活動を自分で(共同の中で)決定できることが本当の自律だ。だが、たとえ不完全でもスローガンとして自律が(例えばカント哲学のように)出てきたことは大切なことだ。だから。自律すら、賃労働者は持っていない。ボスに顎で使われる。このことは賃労働者の孤立と深く関連している。賃労働者は②の孤立を連帯の中で捨て去ることによって初めて①自律を本当に実り豊かなものへ生かすことができる。要言すれば、個性は近代人の選択にゆだねられているという意味なのである。

であるから、近代社会は決して個体 Individuum を「まだ」解放してはいない。もしもすでに近代で個体が解放されてしまったならば、どうしてそれ以上前に進まねばならないのか、不要であろう。

日高さんの「解放」という訳語はデモクラティック・ソシアリズムを求めたフロムの政治的立場と整合しないのである。

個体はまだ解放されていないが、近代人は「自律」と「孤立」のあいだで揺れながら「台頭」するのである。台頭する中で近代人は両犠牲を生きる。二つの側面からなる自由の間でむしろ困惑する。この困惑に付け込んだのが他ならぬファシズムであり、ヒトラーであったとフロムは正しく教えているように思われる。

ゆえに、訳というよりもフロム自身の表現の問題も実はあったというべきなのである。だが、フロムが残した一字一句は今さら変えようがない。そこで、原文は変えないでも、できるだけフロムの意図するところを汲んで、しかも私としては日高氏に最大の敬意を払いながら、第2章の見出しに関しては「個人の解放」を取り下げ、せめて「個人の台頭と自由の多義性」と訳するのが正しいのではないかと愚考する。

(たけうち ますみ)

私的労働と社会的労働の関係について

竹内 真澄

はじめに

「商品交換は、共同体の果てるところで、共同体が他の共同体またはその成員と接触する点で、始まる」（*MEW*, Bd. 23, S. 102）。接触以前のゲマインシャフトにはそれを構成する人がいる。その人を成員 *Mitglieder* と呼ぶのが正しい。成員は、カニが甲羅を背負うように、共同体を背負っている。成員は、ゆえに共同体の価値（公益）のために生きている。成員は私人 *privat Mensch* とは呼ばれてはならないし、また個体 *Individuum* と規定されてはならない。

共同体の内部での交通において生産物はその使用価値にしたがってつくられ、分配される。ゆえに生産物はまだ商品という形態をとらない。ところが、たまたまある年にある共同体の成員が別の共同体の成員と出会ったとしよう。成員 A は共同体でつくった産物を持っていたために、それを他の共同体がつくった別の産物をもつ成員 B と交換した。この交換は、オリジンでは共同体の産物であるにもかかわらず、共同体と別の共同体の産物が交換されれば、それは商品交換である。

しかし、共同労働は一般的に言えば商品を作らないはずではないのか。対内的にはそのとおりである。だが、一つの共同体というユニットが別のユニットとたがい外に向かって相対峙したときに、ユニットは関連の側から見れば、「私的労働」である。つまり、共同体は、別の共同体とのゲゼルシャフト的關係の中で見れば、一つの「私的労働」にすぎない。だから、共同体間の接触において商品交換が始まるのだ。

共同体の内部にいる成員は、「他人 *das Fremd*」を知らない。商品交換がはじめてよそ者を「他人」として生み出すのだ。共同体の内部の労働は、直接的に社会化された労働である。しかし、この共同労働がひとつのユニットとして「私的労働」であるならば、別の共同体の産物も「私的労働」であるから、私的労働相互の交換は商品交換になろう。

自然発生的な共同体は、成員、直接的に社会化された労働、生産物、交通、仲間のなかで再生産される。これにたいして、複数の共同体が接触すると、社会は、私人、私的労働、商品、商品交換、他人のなかで再生産される。これがすべての事柄のベースとなっている。

1. 近代哲学の基本的性格

近代哲学は、私人の哲学である。デカルトの「われ思う、ゆえに我あり」は、二重の意味で哲学的転倒を含んでいる。

第一に思考する我を先に持ってきて、存在を後に持ってくる。ふつうはそうはとらえまい。なぜならば、我が存在するから思考するのである。存在する前に思考するというのは、思考によってたしかな存在がようやく確かめられるという理屈である。ただちに靈魂論、幽霊話とはいえないが、肉体を含む存在、あるいは両親の先行やけっきょく人類の進化全体を軽視し過ぎている。

第二に、思考し存在する「われ」が単独者になっている点である。決して「我」は単独で思考しえず、また単独で存在するようにみえても、社会的分業の外にある「我」など存在しない。「我」は先行する言語を使って思考するのであるし、また「我」は一定の協業と分業

の中で協働する結果として存在し、また商品経済のなかではじめて単独者であるという幻想をもつだけなのだ。

デカルトからカントまでの近代哲学の歩みは、近代ブルジョア社会の主体の転倒の発達にほかならない。いわゆるコペルニクスの転回というのは、イギリス経験論（ホブズ、ロック、ヒュームなど）の言う「タブラ・ラサ（白紙）」に外界が何かを書き込むという側面と大陸合理論（デカルト、スピノザ、ライプニッツ、ヴォルフなど）の理性の世界把握の能力に信をおく哲学を総合するものであるとされるのだが、この転回があまりにもおおげさに評価されたために、近代哲学全体が認識論（主観と外界の関係）に偏ってしまった。

それゆえに、近代哲学にたいする闘いは、二重の転倒に対する闘いとなる。19世紀にはマルクスが登場した。彼は誤った私人論には、社会的存在のロジックの探求を対置した。すなわち、単独の認識主観など存在せず、人間はつねに協業と分業の絶えざる発展とその生産力が「資本の生産力」となる世界で生きていること、そして資本は社会的な存在を生み出す労働者に寄生し、疎外する過程をとことん推し進める運動であることを分析した。これは、単純な私人悪論ではない。私的労働は、皆カント的な幻想を抱いた人々なのであるが、その人々は私人として思考し行動する、その果てに、私的労働そのものが直接的に社会化された、したがって共同的な労働になるということ、プライベートな労働（私的所有のもとでの労働）がそれじたいますます直接的に社会化（コンビネーション化）され、したがってゲマインシャフト化されるという逆説の証明であった。このために、万人が私人をひきつづき選ぶのか、それとも新しい個体を選ぶかという大審問官的問いの前に立たされるという論理である。

もう一つの闘いは、社会的存在のロジックに比べれば、少しスケールが小さいのだが、単独の認識主観という幻想に対して、言語という共同主観性を導入する試みである。これは、20世紀初頭にヴィトゲンシュタインの『論理哲学論考』および『哲学探究』によって切り開かれた。

カント以降という文脈で把握するならば、ヘーゲルには社会的存在論と言語論の導入の萌芽がある。ヘーゲルを一種のつなぎとして、マルクスとヴィトゲンシュタインが存在論と言語論という両輪を用意して、認識論偏重の哲学を存在論へひきもどして打破したわけである。

カント哲学は巨大な前進であったが、認識論的な意味でのコペルニクスの転回は独我論 solipsism の完成でもあったから、存在論（マルクス）と言語論（ヴィトゲンシュタイン）によって、「我」の哲学から「我々」の哲学へ転回する道筋が見えてきたと言えるだろう。

2. 存在論的転回と言語論的転回⁽²⁾

カントのコペルニクスの転回が認識論中心の自我（私人）の発見に対応するものであったとすれば、これが成し遂げた境地はいったいどういう意味をもつものだったのであろうか。このことをよく考えてみると、カントが成し遂げたのは、人類を代表する一人の主体（単独者）は、万人の認識主観を代表するべくサンプリングされているということである。この単独者としての私人は、第一に自然科学の有用性を承認する、歴史的な生産力を監督コントロールする側から物事を見ている。ロジャー・ベーコンからニュートンまでの近代自然科学を推進する監督者の側、しかも、個別的労働者が協業する場における機械を開発し、イノベーションを推進する側からカントは『純粹理性批判』を書いている。これに先行して、カントは1755年にラプラスからは独立して「天界の一般自然史と理論」を書いて、太陽系が星雲状の宇宙から発生すると提唱した。宇宙論はきわめて合理的であるが、カントは人間界の社会的存在論をまだ書くことはできなかった。

また、カントの認識論は私人をモデルにしており、どのような私人も傾向性と理性の要素を持ちあわせる者として把握した。これは、個別者には生得的に本性が宿っており、悪いこ

ともするが良い方向へ反省することもできるというジギル／ハイド的両義性論である。

人間界の固有の発展法則は、産業革命をへてようやく把握されるようになる。これが存在論的転回（マルクス）である。また、自然科学的な透明性をもつ命題を追求する B・ラッセルの分析哲学、要素主義的な、原子論的哲学の懐から思いがけなく言語論的転回（ヴィトゲンシュタイン）が生まれてきたために、単独者に偏りすぎた認識論を是正して、存在論的転回と言語論的転回を結合させる可能性がきりひらかれた。

20 世紀マルクス主義は、がんらい、ふたつの転回をむすびつけた新生面でこそ、社会存在論と言語存在論を更新し、レーニンが定式化した「マルクス主義の 3 つの源泉」を過去からの遺産として認めながらも、未来への方向づけをおこなうべきであった。

ところが、20 世紀マルクス主義はこの課題を果たしきれないまま奇妙に停滞した。おそらく、二つの転回は出自がそれぞれ異なるために、個々の系列に固執したのでは大きな仕事を果たしえなかったのであろう。J・ハーバーマスは、それが唯一の回答ではないとしても、この課題に向かい合った例外的存在である。だが、彼の仕事は、その結果の良し悪しというよりも、その目的において正当に評価されねばならない。これまでのところかれの評価はまだ確定していない。マルクス主義自体も、実存主義や構造主義などの影響を受けた時期もあったが、その後どうすれば活性化できるものか、ハッキリしないままであって、21 世紀になだれ込んでしまった。ここに不幸があったことは否定できない。

3. 存在論と言語論における私人論の意味

さて、近代哲学があまりにも認識論に偏っていたことを反省すると、意識論というアプローチはすこし狭すぎたのではないと思われる。たとえば、G・ルカーチの「歴史と階級意識」1927 という設定は、あまりにも意識にフォーカスしすぎていた。労働者の意識が対象を客体化する主体－客体関係にあるというのはまことに正しい指摘であるが、それはたんに物象化された意識の問題ではない。もっと存在論的な問題なのである。具体的に言えば個別的労働者の技能やスキル、およびコンピテンスの問題なのである。私人化された人は、部分人であったり、機械の自己意識ある付属物になってしまうのも、決して意識の問題ではなく、労働能力の融通のきかなさの問題である。

現状をみればわかるように、部分化され、断片化され、分断されたコンピテンスしか持たないところまで貶められた私人（個別的労働者）は、どれほど結合労働のもとに組み込まれようとも、全体労働の一部になろうとも、それがコンビネーション労働にまとめあげられる限り、資本のコントロール下におかれるので、「下」から労働過程を制御する力量をもちえない。

これを覆したり、揺るがす力は、ではどこから出てくるのか。私の考えでは、言語の構想力にもとめられる。むしろ、労働のコンビネーションから活動のアソシエーションへの転換局面に言語が産婆役を買って出るということである。それにとまって発話主体は私人的な言語、モノローグ的言語、戦略的言語を抑え込み、如何なる場面においてであろうと、事柄を公開のコミュニケーションで評価しあう方向へ動いていくことになるし、ますますならなくてはならない。

そうした方向を志向する場合、理論には大きな反省が伴うべきである。第一に、従来の理論は私人と個体を区別してこなかった。区別ないことが近代主義の特徴である。デカルトからカントまでの哲学者はみな私人に依拠しており、決して個体という概念にたどり着けなかった。この根拠は私人の制約だった。

一般に近代哲学はことごとく私的所有を前提に置くから、「私的労働」の歴史的条件を詮索しない。同様に当の哲学者は、私人と個体の区別を知らず、それゆえにカントとともに私人を永久化するので、カントの「純粋理性」1781 も私人的制約下に置かれていることをみ

ないのである。

第二に、私人は、純粋理性の持ち主として、単独の、孤立した、淋しい主体を範型化している。カントの認識論は私人に特化した人間である。そのうえで、この主体のもつアプリアリの認識条件は空間と時間といった枠組みを主観に内在する生得的なものとしてあらかじめ有している、とされる。カントは、「外的な直観はどのようにして心のうちに宿ることができるのだろうか？」（『純粋理性批判 ①』中山元訳、85 頁）と自問するが、直観は、あらかじめ「主体のうちに」外的な感覚一般の形式として「その座を占めているからである」（同上）と答えている。つまり能力があるのはなぜかと自問しておいて、それは能力が備わっているからだと応えてしまうのである。これは論点先取りであり、トートロジーである。本当は、商品形態は思考形態を規定するので、時間と空間を内在した主体は、商品社会の中ではじめて出現するのである⁽¹⁾。しかるに、哲学者はカントのトートロジーをまともにときほぐす作業をせず、認識主観に内属するとされた時間や空間と言った範疇がどのように存在から帰結するか、考えてこなかった。

第三に、多くの理論家は、アソシエーションに関して非常に抽象的にしか考察しない。「コミュニズムは可能である」とかいう人がいるが、決してそれを論証しない。私の理解では、アソシエーションとは、「私的労働」そのものが「社会的労働」として結合（kombinieren）されてしまうという存在論的な背理に基礎を置き、それを言語の力を使って転回させることをつうじて得られる出口である。ところが、私人と個体を区別しない者は、この背理の必然とその意味を理解していない。たとえば、ある理論家はキルケゴール、シュティルナー、サルトルらから単独者の概念を継承する。単独者とは *Enkelt* または *Einzelne* であり、私人と訳すことも可能である。私人を前提にして、しかも背理を分析せず、こともあろうに単独者を称揚することがアソシエーションと相容れないことがわからないのである。ゆえに現実的な移行の論理は一ミリも発展させられてこない。

エンゲルスは、資本主義的私的所有と労働の社会化の間の矛盾という定式を残した。『資本論』にも酷似した定式化があるので、これじたいが誤っているとは言えないだろう。私が本稿で、すこし問題をずらして検討したのは、上記の所有と労働というふたつのモメント間の矛盾を考えるばあい、『資本論』の編成を考えると、「私的労働」がそれじたい「直接的に社会化され、それゆえ共同的な労働」となる、この過程の矛盾を考慮に入れたらどうかという問題提起である。

これで何が変わってくるのか、まだ未知数であるが、ひとまず次のように考えてみたい。すなわち、「労働」の内部矛盾として、「私的労働」というユニットそのものが絶えず「社会的労働」と化する事態の構造的な矛盾を基底の次元でつかみ、それを解決するうえで所有と労働の関係の次元を考え、所有の多様性を様々に組み合わせる、ローカルでまたユニヴァーサルな柔軟さを兼ね備えるということ、である。最後の多様性の組み合わせは、決してトップダウンで、あるいは机上で図面をこしらえるようにはいかない。ここに具体的な生活や職場の場面がもつ生きた力の持つ民主主義が根づいているのである。

注

- (1) Alfred Sohn-Rethel, *Warenform und Denkform*, Shurkamp, 1978, S.81, S.95. ゾーン＝レーテルは純粋理性の社会的起源を追求する。要約すると、次のようになるだろう。すなわち、商品が貨幣を生み、二重化すると、使用価値としての商品は、個々の時間と場所において、腐敗し、劣化し、消えていくのにたいして、購買手段としての貨幣は、個別の時間と空間を超えて、同一の価値実体を保持する。貨幣は、こうして、時間と空間の閉鎖系を打破して、開放系の概念を生成するのである。カントの純粋理性の起源は商品にある。ニュートンの時空の理論も、それが宇宙を対象としているとしても、

おなじく商品経済の帰結である。世界最初の硬貨は B. C. 680 年のエレクトロン貨幣である。しかし、共同体は長期にわたって商品を抑え込んだ。市民的思考様式が封建制と矛盾するまでに熟したとき、すなわちカントの生きた 18 世紀になってはじめて私人の「純粹理性」が哲学のなかに出現したのである。むろん、カントはこの制約にまったく気づかなかったので、せっかく自問した問題について答ええなかったのである。

- (2) 19 世紀にマルクスがおこなった経済学批判は、そのものが社会的存在論であり、近代哲学の認識論中心主義をただすものであるとともに、認識のメカニズムを存在論的に包摂する志向をもっていた。しかし、存在論による認識論の包摂の取り組みはなかなか容易に進まなかった。意外なことだったが、分析哲学の側から言語論的転回の動きがでてきたために、存在論と言語論を媒介するチャンスと機運が開かれた。

(たけうち ますみ)



世界宗教の黄金律と主権国家的分断

竹内 真澄

世界宗教はもともと世界を救済するために存在する。ユダヤ教、キリスト教、イスラム教、ヒンズー教、仏教、儒教がそのことを否定しないのは当然である。しかし、孔子の教えが魯の国（紀元前 11 世紀—紀元前 249 年）で採用され、紀元前 10 世紀ごろダビデ王が第一神殿を建設したとき、ローマ帝国がキリスト教を国教として以来（392 年～）、様々な宗教は国家という俗世の権力と交わり、相互に持ちつ持たれつ、あるいは権力の追随者となっていた。

とはいえ、古代国家は近代主権国家とは異なり、国境はあいまいで、人びとは自由に行き来した。したがって、国教が何であるかと問うことはできなくはないが、実際には多様な宗教がカオスのような乱れ、併存していた。たとえば、ローマ帝国内には、ギリシア以来の多神教、皇帝崇拜、エジプトのイシス神信仰、東方のミトラ教、小アジア起源のキュベレー教、シリアのアタルガティス女神信仰などが混在していた。むしろ中世において領邦国家がカトリックと絶対主義的な一元性を強めたからこそ、迫害や魔女狩りがはびこったのである。

近代主権国家は、一応信仰の自由を各私人にゆだねたので、古代とも中世とも状況が違う。つまり、指定宗教を持たない。しかし、近代主権国家は代議制をとるので、主権者の私人的な宗教にアピールして集票したいという衝動を残している。たとえばプーチンは洗礼をうけたロシア正教の信徒である。それを公言し、復活祭やクリスマスには正教の教会礼拝に出席する。それだけではない。プーチン政権はロシア正教（修道院、聖堂の修理など）に 2022 年 5 億リーブルを投入している。研究者の推計では年間 300 億ないし 500 億リーブル（5 億～9 億ドル）の直接間接の支援をおこなっていると見積もられている。

2014 年にロシアがクリミア半島を侵略したときに、ウクライナのモスクワ総主教会庁支部内に分裂の動きが起こり、独立派は 2018 年にウクライナ正教会を設立した。モスクワ正教会はロシアの侵略を支持するのに対して、ウクライナ正教会（2018 年設立）は侵略を批判する。ここに超国家的な正教会は機能しなくなった。世界宗教は近代主権国家的に再編されたわけである。世界宗教とは国境を越えて活動する宗教を指す。だが、このことは、主権国家が世界宗教に対して何の介入もしないということを意味するものではない。ぎゃくに、国家の側からも宗教の側からも互いに他を求めたり、国家に対する破壊活動を背後から支援したりする。しかし、宗教の政治的機能はこれまでに常にあったが、世界宗教が近代主権国家を超えて平和を積極的にリードするところまではまだ行ったことはない。

しかし、世界宗教は何であろうと共通の教えが内在的に備わっている。それを仮に普遍的黄金律とでも呼んでみよう。

まずユダヤ教、キリスト教各派が新旧約聖書に依拠するならば、ユダヤ教の「レビ記」19 章 18 節「自分自身を愛するようにあなたの隣人を愛しなさい」、「トビト記」4 章 15 節「あなたが憎むことを、だれにもするな」を忘れることはできない。

新約聖書の「マタイ福音書」7 章 12 節「人にしてもらいたいと思うことは何でも、あなたがたも人にしなさい」、「ルカ福音書」12 章 49 節「人にしてもらいたいと望むことを、人にもそのとおりにせよ」に明確にされている。これはふつう「黄金律」と呼ばれる普遍的原理である。

イスラム教にもまた同じ考え方がある。ムハマンドの言葉ハディースのなかに「他人にし

てもらいたいことを、自分も他人におこないなさい。他人にされたくないことは、自分も他人にするな」と述べた箇所がある。

ヒンズー教は、そこからガンディーが継承した「アヒンサー非暴力・不殺生」という考え方を核心とする。これは殺されたくはないし、殺したくもないということであろう。

仏教は「すべての生き物は自分自身を愛している。ゆえに自分を愛するように他者を愛せよ」という。

儒教においては、『論語』顔淵第12章に「仲弓、仁を問う。子のたまわく、・・・己の欲せざる所は人に施すこと勿れ」と孔子が教えている。

総じて世界諸宗教はいずれも黄金律を備えており、総括的に言えば普遍的黄金律が成り立ちうるとも言える。風土、生活様式、文化の多様性にもかかわらず、人間は「お互い様」であり「相互主体」で生きるしかない。世界宗教は、教義というよりも知恵において、考えたのだ。世界宗教は、近代主権国家以前、集合的生活の移動と遊動があるときに成立した。越境する交通が世界宗教の知恵を生んだに違いない。地域によっては、近代国家以前の多宗教の共生もあったのである。ゆえに黄金律には主権国家以前の強力な伝統が宿っている。むしろ、この黄金律による共生を破壊して互いに敵対化させたのが近代主権国家であった。したがって、黄金律を主権国家の時代に活かすには特別な困難がある。課題は、黄金律の伝統を回復することをつうじて近代を越えることにある。

この点で第2バチカン会議（1962-65）に誕生した解放の神学は世界宗教としての条件をもっとも豊かにもつ宗教である。先に亡くなったフランシスコ法王は、一時期解放の神学との関係を疑われたというのだが、アダム・スミスの「見えざる手」を悪魔であると指摘した。なぜなら、「見えざる手」に万事をゆだねると世界の貧困と格差は増大するからである。

しかし、フランシスコ法王がなくなると、ローマ本山はフランシスコ派とネオ・リベラル・カトリックに分裂するかもしれない。

そうなると多くは望めない。しかし、たとえそうだとでも黄金律を普遍的に実行しさえすれば戦争は起こらない。世界宗教の全指導者は、普遍的黄金律に反する指導者や政治家を堂々と批判することが期待される。

プーチンと一体的な、現在のモスクワ正教キリル神父は対ウクライナ戦争を聖戦と位置づけている。だが、かつてソ連時代のモスクワ正教会（東方正教会）で彼は政府の厳しい監視下に置かれたが、世界教会協議会 WCC で活躍した。証拠はないが、キリルは本当は K G B の指令にもとづいて動いたスパイではないかとの疑いがあった。ともあれ、ソ連政府はマルクス主義と解放の神学を結びつける浅薄な野望をもっていたらしい。この接近はソ連の政治戦術にすぎなかった。なぜならば、ソ連が世界の解放など考慮していなかったことはいまや明らかであるからだ。にもかかわらず、ここに意図せざる結果が生まれた。解放の神学はぎやぐやにモスクワ正教会に影響を与えることにもなったからだ。宗教をたんに政治の道具とせず、貧者の解放を目的とすべきだというモスクワ正教内の少数派がここから生まれた。それが 2010 年代後半にロシア正教内に結成された「教会労働者イニシアティブ」である。2022 年 3 月 1 日、ロシアによるウクライナ侵略に対してこの少数グループは反戦を表明した。「この戦争はキリストの教えに反する。我々はウクライナの人々と連帯する」とし、プーチンだけでなく彼と親密なキリルを批判した。

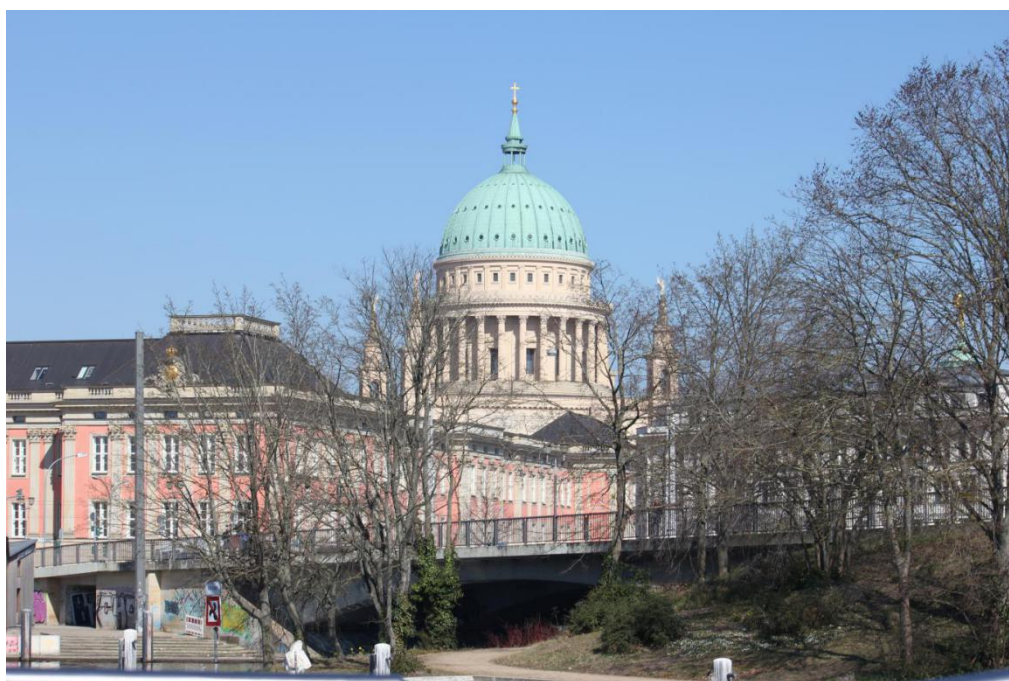
これにたいしてロシア政府は「偽情報法」を適用して刑事罰に処するとともに、モスクワ正教会もこのグループに対して異端、分裂主義者のレッテルを貼って圧力を加えた。教会労働者イニシアティブのリーダー格アレクセイ・プリマコフは国家反逆罪に問われるおそれがあるために生存があやうい。だから、国外に逃亡して反戦活動を持続している可能性が高いと言われる。

現在の南米の解放の神学は「教会は権力より福音に従え」と主張する。福音とは、これす

なわち黄金律である。宗教指導者はこれに恐怖を感じている。政治家も同様だ。プーチンだけではない。ネタニヤフ、トランプ、金正日、マクロン、ゼレンスキー、石破茂、習近平、モディ等々、およそ黄金律という世界宗教の普遍的原理を理解できない政治家がいかに多いことか。

世界宗教の伝統主義（福音中心主義）とその主権国家的再編形態の間の闘争にたいして、解放の神学が「貧者の救済」を組織原理とすることによって前者に活をいれている。ウェーバーの「世界宗教の経済倫理」は立派な仕事である。今必要なのは「世界宗教の平和倫理」ということかもしれない。

（たけうち　ますみ）



思考の大枠を更新することができない人達へ、 私たちは、もう、別の社会に突入している!!

＜尾ひれは付くのか？ 未来社会構想の大切さ＞(6)

—どこに問題が鮮明に現れているか？ 未来の「縮小社会」は、夢の社会の到来ではない—

「近未来」と「本格的縮小社会」—基礎となるのは、個人ではない。**家族の復権へ!!**

2024 年 8 月

青野 豊一

(3)＜安易に「資本主義の終焉」を述べてはならない＞

資本主義は終わりの予感を振りまきながら、そのたびに持ち直し、別の世界(資本主義の次の世界)を思い描くことができないほどの包括性がある。この包括性ゆえに、世界の終わりと資本主義の終わりは、どちらが先であろうかを考えることも難しい。さらに、資本主義が永続すると思えることも不可能である。

歴史は、可変的である!

未来社会構想の時、化石燃料の有限性・枯渇を説く人がいる、しかし、これは、科学技術の発展、そして社会システムの変更によって、先延ばされてきた歴史がある。未来社会を科学技術の発展に大きな期待をもって描くことは間違っているが、石炭・石油等の化石燃料の枯渇から「縮小社会」の到来を安易に語るのも間違っている。自然科学的な数字を並べて化石燃料の枯渇をいくら述べても、それはある意味で正しいのだが、実は正解ではない。そして、この数字では、人々の心を動かすのが難しい現実がある。石油が後 30 年でなくなると述べられてきたが、高価にはなったが今も産出している。昔はただの燃える石(石炭)、燃える水(石油)であった。・・・。

安易に「資本主義の終焉」を述べてはならない。資本主義の終焉説には、大きな欠点がある。この説を説く人たちは収奪と搾取には限界があると言っているが、この視点はこのままでは過ちである。例えばエネルギー問題、自然の有限性にぶち当たると言うが、限界にぶち当たると人類的・地球的災害に見舞われると述べるが、その限界の現れ方は資本主義の在り方によって異なってきた。資本主義社会の外側に有限な自然ががちりとあるとは考えてはならない。その自然も科学技術の革新によって、また経済の在り方によって、たえず作り変えられていると捉えなくてはならない。社会と自然は截然と分けられるものではなく、両者は相互に影響を与え合っているのだから。そのあり方しだいで伸び縮みする可変的なものと考えなくてはならない。

しかし、この資源の枯渇・限界、そして気候変動がより鮮明になってきたのが、21 世紀の消費・情報化文明真っ盛りの今日である。これは、間違いのないことである。このままでは、近未来の姿は暗い。様々な「有限性」にぶち当たることが、このことが鮮明化してきていることは間違いない。

* 例えば、二酸化炭素を大気中から除去する技術を開発しようという意見がある。しかしこれは、夢物語である。今の二酸化炭素量、地球の成り立ち・この歴史に関わることである。二酸化炭素は植物が光合成することで、海水に吸収させることで、サンゴによる固体化等で、……。これは長い長い時間をかけてなされてきたものである。全地球大気を相手にして、これを工場で、短時間(地球のこれまでの歴史的時間に比べて)でなせるものではない。ただ、二酸化炭素固定化は、少しはできかけている。しかし、これを成果のあるものとするには、たくさんの、たくさんの工場で、……。そうすると固定化するための機械を動かすために、たくさんのエネルギーを使用しなくてはならないことになる。そして、またまた二酸化炭素は増えることになる。これは、放射能除去装置の開発という夢物語と同じことである。

しかし、それでも、安易に「資本主義の終焉」を述べることは正しくない。資本主義は、しぶといのだ。歴史は、可変的なのだ。この説を述べるだけでは、どうにもならない。

「現代社会の理論」―市場(需要)の創出

また、資本による収奪と搾取には限界があるされてきたのは自然の有限性だけではない。以前の資本主義経済では、市場(需要)の制約のために、その有限性のために、定期的に過剰生産恐慌が繰り返されてきた。

それが「現代」では、宣伝とデザインでとクレジットで、需要の根拠を必要から「欲望」へとシフトして、市場の有限性を打ち破った。テレビ・雑誌等で欲望をかきたてることで、有効需要はある程度コントロールでき得るものとなってきた。それは、消費者の市場での購買意欲がその都度に喚起されたことである。「近代」と「現代」資本主義は異なっている。市場の有限性という段階から、欲望の無限空間とも言える様相になったことである。以後、このシステムは市場(需要)を創出してきた。これは、それまで外部であった市場が内部化されたとも言える。こうして、資本主義は、新しい段階になった。

* このことについては、見田宗介著作集Ⅰ『現代社会の理論』参照。この本は、現代世界の到達点、つまり成果と限界を確認する著作である。

◎安易に「資本主義の終焉」を述べてはならない。資本主義経済は、簡単には終わらない。存在することに、まだ意味がある。例えば、今の資本主義体制は、今までのどの政治経済体制と比べて、最も「自由」をもたらしたものであることは、承認しなくてはならない。

* 「積極的自由」と「消極的自由」について、補説したい。消極的自由は「～からの自由(liberty from)」、積極的自由は「～への自由(liberty to)」とも呼ばれる。さらに説明すると、**消極的自由(Negative liberty)とは、個人の行動・選択の自由が他人によって干渉されないこと。積極的自由(Positive liberty)とは、ものごとの価値の優劣を知り、より高い価値の実現のために自律的に行動することである。**これまでの思想家たち、またフランス革命にしても、自由を実現するために社会を変革しようとした運動であったと言えよう。こうした近代社会でまず追求されたのは、「消極的自由」であった。

しかし、社会の資本主義化が隔々まで浸透するにつれて自由であるがゆえの問題が生まれるようになった。たとえば、個人による財産、生産手段などの私的所有が認められた結果、経済活動が自由になり「市場での貨幣による商品取引」が圧倒的な主導経済体になると、その結果、支配する資本家と支配される労働者という階級格差が広がることになった。つまり、単なる「自由放任」では、かえって誰かの自由が失われるという問題点が生じている。そこで、「自由」という概念について区別する考え方が登場した。このことを別の言い方ですれば、資本主義社会では「競争する自由」が

主導的であり、「競争しない自由」は抑圧されている、と言いえる。だから、この自由を享受できていない現実がある。

「社会主義は崩壊することができるが、資本主義は死ぬことができない。粗野な資本主義や洗練された資本主義や拘束された資本主義の交替があるだけだということと、同じことである。感受と表現のあらゆる規範主義は崩壊することができるが、感受と表現の資本主義は死ぬことができない。」 見田宗介著作集X「マグリットの光の中で」

「規範主義」とは、社会主義思想として語られてきた諸説、「あるべき倫理思想」や共産主義思想、そして国家資本主義、ファシズム等のイデオロギー主導の社会の事である。

資本主義は、安易に終焉を迎えない。でも、大きな問題もある。このことを正確に述べれば、存在することに意味があるのは、「市場経済」であって、資本主義ではない。互酬的贈与経済をより一盛んにしていけば、……。その条件を整えて行けば、……。

(4) <抑圧的社会にならないために、本格的縮小社会は「最適社会」!!>

現在の市場経済中心にした生活の中に、物・人・事の互酬的贈与経済の活性化(共助の復活)を図ることで、日々の細かな日常的な事から始まる交換関係ができることで日々の暮らしが成り立つ未来社会構想を述べてきたが、この社会は理想社会の到来の意味ではない。これを、「最適社会」としなくてはならない。

社会関係は、そして人間関係では、どうしてもエゴの対立となる。そこで、このエゴのどこに均衡を見出していくかという視点でまとめた社会展望が「最適社会」である。

これは、対立を止揚して別世界(コミュン)を、理想社会を展望しようとするものではない。個人と個人、集団と集団との間には、相克的な関係性、つまり競争的であったり、闘争的な関係性にある。これは、どのような社会でもあり得ることなのだ。だから、それをいろいろと工夫してその都度、改革していける社会が「最適社会」である。それは、社会のシステムを少しずつ変更していくことで、大きな格差をもたらない社会とすることである。要は、別世界(コミュン)などを夢見てはいけないのだ。理想社会を夢見て独裁国家を創り出してはならない。

この改革の時、互酬的贈与経済を活用すると良い。この関係性は、交換者相互に強圧的な政治組織をもたさない。そしてさらに述べれば、「団結!頑張ろう!」とはなりにくい関係性なのだ。支配・被支配の関係としては、一言でいえば、ゆるい関係性を形成するものである。モースの言うアルカイックな組織性をもたらしのが、この交換関係なのである。贈与交換関係にある人たちを、当事者たちをネバネバと関係づけても、政治権力的には極めて緩やかなのだ。露骨な権力支配の成立をもたさない交換関係である。

これを別の言葉でいえば、互酬的贈与交換は人・物・事の交換を通して争いを防ぎ平和的な関係性を作り出すとともに、小さな対立関係は、実は解消しない。互酬関係は他と競合的性格であり、友好的平和的な関係性だけを作り出すだけではない。時には、そして絶え間ない勢力の競い合いともなる。戦闘的な争いになることもある。

*「アルカイックな社会」については、モースの『贈与論』(森山工訳)の訳注を以下に引用する。

この「分節社会」は、「ゴカイ、ミミズ、ヒルなど、一般に細長い円筒形で、前後に連なるほぼ同じ構造をもった多数の環節からなる生物がイメージされている。デュルケームの社会類型論において、分節社会は複数の同型集団が並置されて結合することによって成り立つ「機械的連帯」を特徴とするものとして概念化されている。」

*「贈与」が意味する二面性、喜ばしきこととしての贈与と贈与されると危険なものということは、矛盾しているわけではない。それまで横の連帯関係が設定されていなかった他者との付き合いが可能となるから贈与は喜ばしい物である。しかし、受け取ることによって劣位に追いやられたり、縦の関係性が設定されかねない危険性もある。だが、この縦の関係性も長くは続かない。返礼としての贈与がなされると、その立場はすぐ元に戻る。「贈り物というのは、したがって、与えなくてはならないものであり、受け取らなくてはならないものであり、したがってそうでありながら、もらうと危険なものでもある。それというのも、与えられる物自体が双方向的なつながりを創り出すからであり、このつながりは取り消すことができないからである。」（モース 贈与論）

この絶え間ない小競り合いが、また贈与関係を必要とし、その結果として地方分権的な社会になる。こうすることで、人々の上に立ち支配し命令する強力な国家主権の形成を抑えることになる。つまり、強力な国家主権のない社会、これが「最適社会」である。問題があれば、その都度改革していける社会にしなくてはならない。

* 互酬的贈与交換関係の活性化とともに、「中間団体」の活性化がどうしても必要となるが、このことについてもモースは次のように述べている。社会主義は市場を組織化することだが、それを強制的にすることではない。この組織化にとって主要な役割を果たすのが、中間団体である。これは職業団体であり、協同組合等である。ソ連は、これらを弱体化させ壊し、そして国家資本主義体制となってしまったと。

* 森山工『贈与論の思想—マルセル・モースと〈混ざり合い〉の倫理』（インスクリプト刊）で、モースが「ボルシェヴィズムの社会学的評価」で述べていることを、次のように要約している。「徹頭徹尾資本主義的ではない社会も、純粋に社会主義的ではないだけの社会も、いずれも存在したためしがない。それというのも、社会と言うのはそれなりの習慣と心性を備えており、それは可変的であるからである。どの体制を重視するか、どの制度を重視するかに応じて、容易に変化するからである。その結果として、社会には何らかの体制が備わることになる。体制に関わる多少なりとも特徴的な諸システムが備わることになる。けれども、社会にはありとあらゆる種類の潮流が存在し、時にはしばしばお互いに矛盾し合うような潮流さえ存在していて、社会はそうしたありとあらゆる方向性を有した潮流によって、揺れ動いている。」こう述べて、社会主義者モースは、ソ連を批判している。

市場経済から資本主義経済へ転化していくのを未然に防ぐ

でも、この互酬的贈与交換関係は、現在の社会システムでは部分的であり、影響力は地域的なものに留まるであろう。でも、このことによって、グローバルな資本主義による被害から相対的に防衛することかできることになる。今は、まずは、ここから。

* モース『贈与論』には、次のように述べている。「私たちの生活原理としても、だからこの行動原理を取り入れようではないか。自分の外にでること。つまり与えること。それも、自ら進んでそうするとともに、義務としてそうすること。そうすれば過つ恐れはない。」

「このようにして私たちは、アルカイックなものに、基礎的な原理に、部分的であれ戻ることができる。また戻らなくてはならない。そうすれば私たちも生と行動を導くある種の動機を再び見出すことができるだろう。……それがすなわち公の場で物を与える喜びであり、芸術的ともいえる寛大な出費の喜びであり、客人を歓待する喜びであり、プライベートまたは公開で宴を催す喜びなのである。社会保険にしる、共済組合や協同組合における他人への気遣いにしろ、……[これらは]雇主から受けとる日給に依存したしみったれた生活よりも大きな価値がある。」……………。

そして将来的には、中央集権の国家権力を弱めることや、互酬経済の広範な展開を推し進

めることのできる条件の拡大、そのシステムの保障を行政機関がしていくことが必要であろう。こうすることで、資本主義経済に規制をかけ、市場経済から資本主義経済へ転化していくのを未然に防ぐことができるようになる。

社会総体を変えていくには、国家権力の解体(弱化)、そのためには世界平和のための国際組織の形成、そして世界全体の変革ということがどうしても必要となる。しかし、このことは、また別の問題であろう。これは、別の機会に語るとしよう。

*この「国家」について思考をする時の参考文献として、『世界共和国へ』柄谷行人(岩波新書)を提示したい。

*私の『縮小社会へ「軸の時代」 最適社会の実現へ』は、19世紀のフランスの歴史をまとめている。人々がアソシアシオンの設立に熱中したが、その歴史的教訓について述べている。「労働の組織化」だけでは社会経済はなりたたない、失敗することは、もう歴史が示している。大切なことは、「信用と流通の組織化」を図ることである。



参考文献紹介 プルードンの述べた互酬経済の意味について

「P.-J. プルードンの互酬経済の原理」(高橋 聡)関西大学経済論集 [ネット検索を!](#)

筆者の要約 従来のプルードンの経済学研究は、その多くがスミスやマルクス研究をベースにしていた。これにより、彼の経済学は商品交換経済を対象とするものと長らく解釈されてきた。これに対して本稿は、プルードンの経済学が互酬の原理をその内に含み、とりわけ銀行構想の中にこの原理が生かされていることを明らかにする。そのために、マルセル・モースとカール・ポランニーの議論を借りて、プルードンのテキストにおける互酬経済の原理を画定する。とりわけ彼の互酬論の着想が、交換経済より以前の最古の貸し借りの信用経済にあり、近代的私的所有権とは異なる所有構造を土台とすることを明らかにする。これに加えて、彼のサービス概念が、賃労働だけでなく社交の互酬関係を含むという解釈を示す。最後に、プルードン銀行のしくみを概説し、そのアイデアが地域通貨、マイクロクレジット、フードバンクなどのサービス・物資の流通と人間の交流の中に息づいていることを示す。

4. 銀行案とその現代性 (1)互酬原理と銀行プラン (2)互酬と社交 (3) 銀行プランと現代

1847年恐慌と1848年の2月革命による経済危機のただ中の1849年1月、銀行は設立される。パリ地区(特に北東部)とその近郊に12支店、ルーアン、リール、カーン、リヨン、ブリュッセルなどに10支店が開設された。銀行は、出資者に対して流通券を発行した。民衆の銀行への出資は小額の5フランから可能であり、これもさらに毎月50サンチームずつ10か月の分割払いであった。この当時、労働者向けの利子の相場は15%から25%であったのに対して、プルードンの銀行は事業の運転コストを回収する2%の利子だけを受け取り、それ以上の利子を廃止した。流通券は為替手形(信用貨幣)であり、無償融資が行われた。労働者は、サービス提供の約束だけで融資を受けられ、しかもその際には人的保証のみが必要とされ、実物担保は求められなかった。流通券の持参人に対しては、生産物またはサービスによる支払いを保証した。これにより、投機を排して生産者と消費者がサービスと生産物を生産費で交換できるとされたのである。以下略

追伸 プルードンの社会改革案の意図―農民を引き連れて社会の進歩を獲得する手立て

プルードンはいろいろと社会改革案を提示したが、これは、「国民の本当の腐敗部分・進歩にとっての真の障害」である農民たちを「やっつけて封じこめる手だて」なのであったと言えよう。(青野)

市場経済の中では、このシステムが主導的社會經濟システムの中では、農産物はその時の市場価格で買われてしまうことになる。安く買ったたかれる。農産物の出来不出来は天候次第であることは、21世紀の現在も同じである。肥料を土に入れてたくさんの世話をしても、最終的な収穫量は、その時の天候次第である。雨が降りすぎれば草と虫で収穫物は減る。降らなければ、作物は枯れていく。農家にそれなりの現金収入が得られるのは、現代農業でも、野菜栽培では4or5年に一度である。ビニールハウスにすれば、この天候の影響は減るが、管理と維持にたくさんの金銭と人手がいる。暖房のための石油の価格は上がっている。

農産物の価格が市場しだいということは、自分の管理している土地の天候が良くて、他の地の天候が悪くて作物が不作の時だけに、このような天候の時に農家にそれなりの現金収入が入る。反対に、この地の天候が悪くて、他の地の天候が作物に適していて豊作となる時は、赤字経営となる。ここに、市場経済の欠陥がはっきりと出ている。これは、他人の不幸で利益を得るという経済システムである。連帯感を育まないシステムである。ここに、農民たちが一つの階級・階層として目覚めない原因がある。隣不幸が蜜の味なのだ。この意識が、露骨に作用している。

このような市場経済をさらに推し進め、土地と労働力と資本まで市場で売買して、資本力のある者が利益を得るのが資本主義経済システムであるが、この現実を緩和するものとして、互酬的贈与経済がある。生産される物を交換・消費するたびに返礼の義務感情を持ち、他者を支援することを促されるものである。ここには、べつとりと人間関係が張り付いている。この交換関係を多用していく事で、安価な取引をしなくてすむことになる。贈与交換は、個人的欲得や意志だけで行われるものではないことを理解しなくてはならない。それに反してなされることもあるからだ。この不思議な作用、神でもない、人によるものでもない不思議な力によって、・・・。

プルドンは、樽職人であり、ほんの少しの農地を所有する貧農の子であり、田舎の自然の中で生育している。そのためか、大きくなって手放しといってもよいほどの田園賛美をしている。しかし、彼はロマンチックな農民社会主義者ではなかった。田園のなかで育ち、農民のありようを知りつくしていたプルドンは、だからこそ農民に対して幻想をいだかない。かれは農民を厳しくリアルに見つめている。眼前の農民たちへの厳しい視線がある。これが、プルドンである。物事を単純に賛美したり、批判したりしていない。「手帳」に次のように書いている。

「農民の思想は人民の思想ではない。ド・バルザック氏は農民の醜悪さを描き出したが、それはすべて当たっている。フランスの人口の大半をしめるこの農民。かれらはもっともおぞましく、もっとも利己的で、もっとも心が狭く、もっとも金銭に汚く、もっとも保守的で、もっとも偽善的な階級であり、もっとも過激な所有者なのである。この連中の心根の卑しさによって、地主や工場主や大商人たちの所有に対する真正面からの攻撃は妨げられている。陰険な土地どろぼう、商取引ではずる賢くたちまわろうとするこの農民こそ、国民の本当の腐敗部分である。体制はそこから力を得、それによって支えられている。[……]進歩にとっての真の障害、それが農民だ。農民と労働者は、中世時代の農民と貴族と同じくらい対立しあっている。いまでは農民がかつての貴族に相当する。[……]この連中をやっつけて封じこめる手だてを見いださないかぎり、農民をひきつれたまま進歩らしい進歩を獲得するには百年以上かかるであろう。逆に、その手だてが見いだされたならば、進歩は瞬く間に得られよう」 *「手帳」

「利己的で、もっとも心が狭く、もっとも金銭に汚く、もっとも保守的で、もっとも偽善的な階級であり、もっとも過激な所有者」という言葉は、現代日本の農村社会にも通じる言葉であろう。まあ、一言で言えば、「田舎の毒」について書いていると言える。この毒は、少しの土地を所有して農作物を栽培していることから生じる意識(所有欲)に基づくものである。これは、欲得に深くとらわれている意識である。隣の家の作物が良くできて収入が増えると、激しくネタミ、そしてひがむ意識である。これは、都会の労働者たちを自分達より下に見下したいと言う、何とも言い難い差別的視線を有している意識である。

プルードンは農村・農民を愛するがゆえに、その醜さが目に付いた。だから、プルードンは、進歩にとっての障害者(農民たち)を封じ込める手立てを考えたとも言えるものである。

これに対して、都市に住むインテリであったバルザックは農民たちに対して、「未開人を見るのに、何もアメリカまで行くことはない」とまでのべているようだ。農民たちを、アメリカやアフリカの野蛮人を観るかのごとき視線で述べている。愛することもなければ、憎むこともない。都市出身のインテリたちから観て、彼らを自分たちと同じ人間とは思えなかったのだ。考慮の対象外であった。彼は、ルイ・ブランと同じような農民観である。そして、これは、現代日本の都会の戦後革新派のインテリたちの思考でもある。彼らは、悲しいかな、何にも分かっていないと言える。彼らの思想性では、「進歩にとっての真の障害」「国民の本当の腐敗部分」を克服できないままとなろう。

そこで、参考として、貧乏人の子として育った彼の成育歴を述べている文章を記載したい。

プルードンの家は貧しかったが、11才のとき、彼は父の知人の世話で、コレージュ(帝立リセ)に学費免除の通学生として進学することができた。しかし、彼は、裕福な家庭の生徒たちにまじった貧乏人の子どもである。そこでの学校生活は楽しいものではなかった。

「絶対必要な教科書すら買えませんでした。ラテン語の勉強もすべて辞書なしで行いました。ラテン語作文の宿題は授業中におぼえた言葉をたよりに、できるところだけすませ、わからないところは空白のままにして、学校に行ってからそのブランクを埋めたのです。教科書を忘れたという罪で何度も叱られましたが、もともと持ってもいなかったのどうしようもありません。」 *「書簡集」斉藤悦則訳

一目で貧乏人とわかる装いであった。でも、彼は教科書がないので授業に集中し、図書館に通いつめた。学業成績は優秀で、ほとんど毎年優等賞をもらうほどであった。しかし、最終学年にまで進みながら卒業することができなかった。17才のころ、父が破産をしてしまい、プルードンが働くしかなかった。1827年、18才のなかばで学業を離れる。そして、印刷工(校正係)として働く。

「自分がほかの人々より下にいることがあからさまにされたとき、私の心に最初にわいてきたのは恥の感情であった。自分の貧しさに、私はまるで何かの罰を受けているかのような恥ずかしさをおぼえた。年老いた婦人がいった言葉の正しさが半分わかってきた。すなわち、『貧乏は犯罪ではない。それよりももっと悪いものだ』。貧乏は我々を卑しくさせ、墮落させ、少しずつ貧乏にふさわしい人間にしていこうというのである。しかし、恥じてばかりはいられない。やがて憤りの感情がそれによって変わった。初めのうちは、自分の腕と頭脳で、恵まれた人々と同じレベルに高まろうとがんばったものだ[……。]が、計算をしてみると、わたしが労働者の境遇にとどまるかぎり、けっして裕福になりえないことが明らかになった。そのとき、まじめにがんばる気持ちは怒りに転じたのである。そして、私の場合、この怒りは[……。]生活条件や財産の不平等の根源をさぐりあてようという方向に向かった。」「ほかの者は密輸業者や倉庫荒らしになった。臆病で敏感なやつは泥棒になった。経済のしくみは、教会が無罪放免しており、[経済学者たちによれば]どうしても不平等を生み出さずにはおかぬものだという。私はこのしくみを少しずつ徹底的に研究してみようと決意した。」 *

補 説

大澤氏から学ぶ一未曾有の変化の時代が迫っている!!!

大澤氏がここで述べていることは、とても大切なことである。私たちは、「泥沼の日中戦争」という歴史を経験している。この「泥沼」が問題なのだ。方向転換のできないこと、途中で改革のできないことを「日本病」と名付けている人もいる。行くところまで行ってしまって、すっかりつぶれてしまわない限り、取り返しのつかない事態となって初めて反省して方向転換する。敗戦後、やっと改革ができたように、・・・。それも、アメリカの軍事力で、・・・、明治維新も同様であった。これも、アメリカの軍事力で、・・・。三度目も、アメリカの軍事力によってか?・・・。それとも、アメリカの衰退によってか?

だからこそ、私たちは、「満たされなかった願望」を未来の世代に残さなくてはならない。私たちは未来へと視線を延ばさなくてはならない。その時、大澤真幸の『新世紀のコミュニズムへ』に書かれていることが、この未来社会構想を行うことの意味・意義としては最適であろう。大澤氏の言葉が、私に問いを誘発する。*引用は斜体、その他は要約である。私の意見は、青野と記している。



社会秩序を大きく混乱させる破局的な出来事を私たちは何度も体験してきた。・・・いずれも大きな危機ではあったが、新型コロナウイルスのパンデミック*は、少なくとも一つの点で、未曾有のことだったと言える。・・・新型コロナのパンデミックは、文字通り、真に全地球的な規模のものだった。

* パンデミックー人獣共通感染症(伝染病)が世界的な大流行をみせること。なかでも生命に関わるような症状を伴う感染症のパンデミックは、人類の皆にとっての脅威であるとされる。人類の歴史を通じて、天然痘や結核、ペスト、インフルエンザなどのパンデミックが数多く発生している。最も致命率の高いパンデミックは、黒死病として知られる 14 世紀のペストのパンデミックであった。

* この黒死病はアジアでも猛威を振るい諸帝国が崩壊していった。気候の寒冷化でヨーロッパでは農作物の収穫量が減り、黒死病と餓死というすさまじい事態となった。だが、この 14 世紀は、世界史の分岐点である。ここから、シルクロードを通った東西交易は激減し、大航海時代が始まる。ここから、それまで最貧地域であった西ヨーロッパが、世界の覇権を握る近代社会へと歴史が動いていくことになった。 青野

そして、この危機は感染症についてだけのモノではなく、経済の問題であり、生活全般の問題である。さらに、政治の在り方、さらには倫理的な問いを突き付けられたものであった。つまり、すべてに関わっている。だから、専門家などいない。私たちが考えなくてはならないことであり、よくわからなくても、行動として、とりわけ政治的な行動として現実化していかななくてはならない。

* このコロナ対策をしなかったのが、アメリカのトランプ政権である。このような政権を、アメリカ国民の半数は支持した。ここに、アメリカの現代社会の危機的状況が現れている。産業の衰退、そして古きよきアメリカの精神の瓦解、そして人口的には白人が少数派へと転落しつつあるという現実を受け入れることのできない人達に支持されているのがトランプである。同じ国民とはとても言えないような意識の分断がなされている。このままでは、アメリカは内戦になるかもしれない。 青野

これに匹敵する規模の破局的なことが起きる頻度が急速に高まっていく観測する十分な根拠がある。コロナ禍が、たまたま運悪く 2019 年に始まったわけではなく、人新世*の環境変動の一環として生じている可能性が高い。

* 人新世—ノーベル化学賞受賞者のドイツ人化学者パウル・クルツェンによって考案された「人類の時代」という意味の新しい時代区分。人類が地球の生態系や気候に大きな影響を及ぼすようになったということを意味している言葉である。青野

こうした出来事に直面した時、勝負は、この出来事からどれだけ多くを得るか、にかかっている。パンデミックは、コロナ問題だけではない。それ以上のものである。そのことをしかと自覚するためには、私たちが、パンデミックを人新世の先に待っている破局を予告するくしるし>として受け取ることができなくてはならない。(＊第一章)

だが、私たちは、危機の渦中にあつては、何か大きな社会の転換や考え方の変化の必要を強く実感するだろうが、終わってみれば、・・・小さな改革がなされただけ、ということになりかねない。このような時、強引に理想を取りに行く英雄主義は、支持も得られないし、現状維持よりも悲惨な結果を生む。

ここに書かれて事はすぐには実現されない。ここで言めいたかたちで書かれたことは、大きく外れたとされるに違いない。にもかかわらず、私は、目指すべき一原理的には可能な一理想について書いておくことに意義があると考え。…挫折し、満たされなかった願望を残すためである。

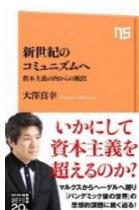
実際に生ずることは、おそらく、・・・小さく妥協的な改革である。・・・危機や破局の最終的な乗り越えには至らないであろう。

* 人々の意識も急には、そして大きく変更しないであろうことが予想される。自分の利益、物欲に深くとらわれた行動を続けることが、予測される。現代は、「不可能性の時代」である。青野

しかし、こうした穏健な改革の連続だけが、・・・。現実主義的で不徹底な改革の繰り返しが、結果として最終的に・・・正しい、徹底した変革になるためには、真の理想が「満たされなかった願望」として残っていなくてはならない。満たされなかった願望を何とか実現しようとする反復として、個々の改革はなされていくからである。挫折した願望が、幽霊のように未来の改革者たちに取りつき、彼らの現実主義的な改革の反復を理想主義的な変革へと漸近させていくのだ。

* 破局的危機がこれからは繰り返し襲ってくるであろう。異常気象、地震、原発事故、ウイルスによる感染症の世界的広がり、これらの反復のたびに人々はどうにか対処する。この改革の繰り返しが、・・・。青野やはり、私たちは未来社会構想を提示しなくてはならない。

「破局が、ちょっとした「取引」によっては回避できないことを知った後で、そして抑鬱的な絶望を越えて積極的に、我々は、どのような社会構想を提起し、実現すべきなのか。それは、当然、我々の生活様式の根底からの改変を伴うはずのものが、それは何か。」



👉 参考文献

* 資料 1 家族が持つ機能とその変化

性的機能	結婚制度に基づいて、パートナー内では許容されるとともに、その外側においては性を禁止する秩序機能 ➡	同棲、未婚の母、事実婚
生殖	子孫を残す ➡	子供を持たないとの選択
扶養	老人介護、子供の面倒を見る機能 ➡	介護施設、保育園
経済的生産的	農業・自営業など、共同単位として経済的生産を行う	会社・工場など外部での経済的生産
保護	外敵からメンバーを守る(とりわけ女性、乳幼児、病人)	警察、病院など
教育的	子供を育てるとともに、社会に適応した人格を形成する	幼稚園、学校など
宗教的	宗教、文化、伝統の継承	宗教が軽視される傾向
娯楽的	家庭内で娯楽を楽しむ	遊園地、映画など
社会的地位付与	親の職業や地位を引き継ぐ	世襲の弱体化

* 資料 2 家族とは何か!—オスが父親になって家族ができた—

子にとって、母親は確実な存在だが、父親は認知してもらう必要がある、フィクションとしての存在である。そしてそれを権威づけること(女を身分・家等の制度で取り込む)で、組織としての家族をより強固なものとした。その家族を家族たらしめるのが、「父の登場」である。このことが大きく変化している。

文化的なものであるばかりでなく、生物学的な理由を伴って進化した家族は、今、大きな変革期に来ている。

山極寿一教授は野生のゴリラを観察するために、アフリカの熱帯雨林を繰り返し訪ねている。26歳から28歳にかけては、ルワンダで、朝から晩まで、たったひとり、同じゴリラの群れと過ごした。人間というよりも密接な時間を持ったという。今回の講演のテーマは、ゴリラ社会から人間の家族を探ること。

山極教授は「哺乳類の子どもは 父親がいなくても育つ。子育てをするサルはいるが、父親であり続けるオスはいません。人間の家族はオスが父親になることでできた。家族は人間にしかない」という。

たとえばサルのタマリン。母親が大きな子どもをたくさん産むので、出産後に子育てができない。そこでオスが子育てに参加して、子どもを早く成長させるように進化した。「でも、子どもが成長したら、オスは別の群れへ行ってしまうのです。」

ゴリラのオスの場合は「遊び」だ。「遊び」を通して子どもと仲良くなり子どもを社会化する。山極教授は会場にマウンテンゴリラの映像を流した。子どもが父親の背中で元気に遊び、父親はじっとしている。動かないことが遊ばせる秘訣で、ゴリラはその技能に長けているという。

ゴリラの子育ては、どのように進むのだろう。ゴリラの赤ちゃんは2キロ足らずの体重で生まれ、3年間はお乳で育つ。「母親は、お乳以外のものを食べるようになった子どもを抱えて父親の前に行き、座させます。そしてそうと離れるのです」子どもは最初、母親の姿が見えなくて不安になる。だが、父親のそばで兄弟ゴリラたちが遊んでいるので、やがて遊びの輪に入り、母親不在でも平気になる。子ども同士がケンカをすれば、父親が仲裁に入る。大きな子どもをいさめ、小さい子をかば

う。子どもたちはやがて父親を信頼し、後を付いて歩く。それでやっと、オスは父親らしくなるという。ゴリラは人間以外では珍しく、よく「対面」する。あいさつや仲直りなどのためだが、共感能力を高めるという。

「ゴリラは、父親と母親と一緒に子育てをするのではなく、バトンタッチします。乳児期まではお母さん、乳離れした後はお父さん。子どもは5歳ぐらいになると母親が誰かわからなくなるくらい疎遠になる。だから母親は子離れができます」。ゴリラのオスは、メスに子どもを託す相手に選ばれ、子どもに保護者として選ばれて、初めて父親になれるのだ。では人間はどうか。「妻や子どもからだけでなく、周囲の人から『あなた、この子の父親でしょ』と言われる。それによって父と子の関係が保たれる。逆に言えば、血縁関係でなくても、誰でも父親になれます。父親という役割は人間の最初の文化なんです」と山極教授は指摘した。

ゴリラのドラミング(手で胸をたたく)は威嚇ではなく、自己顕示や遊びの誘いなどのコミュニケーションだという。

共同保育と共感、一生の生活史で比べると、人間にはゴリラなど類人猿にない特徴がいくつかある。ゴリラは乳児期こそ3、4年と長い、その後すぐに少年期に入り、13歳ぐらいで成年になる。これに対して人間は、約1年の乳児期を過ぎると子ども期が数年あり、続く少年期の後に青年期が来てから成年になる。さらに、繁殖能力を失った後も長生きする。山極教授は、この生活史の違いに注目する。「人間は、離乳は早く成長は遅い。類人猿のように『遅い離乳と早い成長』がなくなった時点で、共同保育の必要が生じたとみています。」

かつて、森から肉食獣がたくさんいるサバンナへ進出した人間の幼児の死亡率は高かった。だから離乳を早くして母親はすぐに次の子どもを産めるように進化した。その代わり、父親らが共同で子育てをする。その際、子どもと同じ世界に入るために「共感」する力を身につけたという。山極教授は、音楽的な能力もそのひとつとみる。「共同で長い時間をかけて子どもを育てるから、家族ができました。そして共感が育った。その共感を利用して複数の家族が集まって共同体ができた。それが人間の社会の根本にあると思います。家族は文化的なものであるばかりでなく、生物学的な理由を伴って進化したものなのです」

ゴリラも笑う 類人猿の中では、ゴリラの共感能力が高い。弱いゴリラに食べ物を分けるし、人間の子どもを助けたことさえあるという。他の動物とも遊べる。山極教授は、ゴリラがフクロウと遊んだりみんなでカメレオンを観察したりしている映像を流して、こう語った。「ゴリラは人間以外で、ほかの動物をペットにできる唯一の動物です。その動物の気持ちになれるからです」

会場から「なぜ類人猿は進化しないのか」と質問が飛んだ。山極教授の答えは「彼らも変化してきたはずですが、でも、酸性の土壌の熱帯雨林にいたので骨が溶けてしまい、化石が残っていないのです」

また、笑い声を出せる動物は類人猿でもゴリラとチンパンジーだけだという。「笑うことは自分が楽しいという表現で、相手をその楽しさに引き込む力を持っています」こうした「意外性」と「なるほど感」のある逸話が次々と繰り出され、人間の秘密が解明されてゆく。会場からは「ほう」というため息が漏れ続けていた。* 京大連続講座・人間とその進化の隣人たち 2「ゴリラの社会に探る人間家族の起源」より

* 資料3 『ゴリラ研究から考える日本の教育の未来～ゴリラから教わった大切なこと』

40年以上アフリカに通ってゴリラ研究をしてきましたから、もはや私の背後霊はゴリラなんですね。ゴリラの視点を通して物事を眺めると、人間について不思議なことが見えてくるなあと。とりわけ、教育については特別です。

他の動物に比べて人間の成長に特徴的なのは、長い離乳期と遅い成長、そして急速にやってくる思春期。これを背景とし、人間社会では、親だけでなく、共同体で子を保育していくことが必要になった、というのが山極氏の考え。

自分の犠牲をいとわず集団に貢献できる感性を持ち、集団への強い所属意識を持つ人間独自の社会性も、この共同保育に強く起因していると言えます。

共同保育の中で、大人たちからさまざまな教えを得ることで、憧れを持ったり、目標に向かって努力したり、他者の中に自分を見るとき、他の動物にはない共感力をもっていきます。そして、大人たちがそれを知ること、前に立って手を引き、後ろから背中を押すという「教育」が始まります。

つまり、教育は育児の延長の「究極のおせっかい」であり、そのおせっかいの源は「共感力」ということです。

共感力を強める「遊び」。その理由は？

人間の共感力を強めたもののうち注目したいのが、山極氏がゴリラの生態を通して紹介した「遊び」。

ゴリラは連続して1～2時間も遊ぶことができるし、その間、声を出して笑うことができるそう。微笑を浮かべて他のゴリラを遊びに誘うこともあるし、おいかけっこや父親の体を使った滑り台遊び、その中で高笑いをしたりすることも。

この純粋な遊びのどのようなところに「共感力」を強める秘密があるのでしょうか。

遊びは、そもそも遊ぶことが目的なので、どんなに大きな個体でも小さな個体に強制することができません。小さな個体が遊ばなくなったら成立しないので、小さな個体がイニシアチブをもつことができます。追いかけたり追いかけられたりと役割を交代することもあるので、大きい個体が小さい個体に合わせなければならないことも。途中で笑いが起これば、まだエスカレートしてもいいんだなという判断にもなり、新しい遊びが生まれたりもします。

「遊び」によって、相手の体力や気持ちを理解する能力が育つ、つまり共感力が高まるのです。

新たな社会のデザインのキーワードは「共助」

ゴリラの会と比較して、移動する自由・集まる自由・対話する自由によって成り立っているのが人間の社会。ところがコロナをきっかけにこの自由が制限されました。

自由な移動や対面での会話、芸術活動やスポーツなどの制約はその例です。同時に、オンラインでできることが広がったり、お金のまわり方や都市の価値が見直されたりなど、自由に関する価値観が新たに見直されています。

このような社会では、信頼関係が失われやすいことが危惧されており、人々の信頼関係が希薄なものになれば、人の裏切り行為で社会生活が簡単に脅かされる危険性も高まります。いま必要とされているのは、人とのつながりを再び強めていくための社会デザインといえます。

社会性を強めていくために、これから重要なのは、「シェア(分かち合うこと)」と「コモンズ(共有材)」を増やすことだと思います。

ものを使うこと自体に価値を見出し、使わなければ使う人に譲る(シェア)、そしてみんなで一緒に使いましょうという共有材(コモンズ)を増やしていく。

医療・教育・交通のコモンズ化、そして衣食住のシェア化、消費経済ではなく交換・贈与経済を目指し「共助」による社会デザインを行うことで、人間社会の原点である信頼関係を高める仕組みを作っていくことができると思います。

以下略

2022年10月1日、大阪府立中之島図書館にて
(あおの とよかず)

【草稿】 市民の平和力とは何か

— 力としての「永遠平和」 — (上)

中村共一

はじめに

- 1 「市民の平和力」とは
- 2 「非社会的社会性」と資本主義（以上本号）
- 3 柄谷行人の歴史力学（以下次号）
- 4 力としての「永遠平和」

はじめに

「市民の平和力」とは何か、というテーマは、2023 年 7 月 9 日に開催された市民科学公開講座「戦争にどう向き合うのか」において、君島東彦さんが行った「我々はどのように平和を準備するのか — 新たな軍事対決の時代に」という報告に誘発されて考えはじめたものです。最初は、直感的な疑問にすぎませんでした。新たな「21 世紀世界戦争」も姿をあらわし、次第に大事な論点ではないかと考えはじめました。しかし、一市民の個人的な倫理的立場をベースにするのではなく、それを概念的に捉えようとすると、なかなか難しく、苦闘を重ねてきました。そのなかで、やっと思考の混乱を解きほぐす手がかりを見出したのは、かの有名なカントの「永遠平和」論でした。その手掛かりは、平和——なかならず「永遠平和」——の問題を考えようとすれば、「市民の平和」はすぐれて実践的な概念であって、未来の他者との関係で概念化されなければならないという点です。

現在の「平和」は、「国家の平和」とみなし、「国際政治」の問題として捉えがちです。したがって、市民も、国家対立に煽られ、ストレートに「自らの国家を守る」論理へと滑りがちです。右翼的なオポチュニストの「平和感覚」が一定の支持をえるのも、そうした類です。それは、一見、平和を強調しているかのようにみえますが、国家対立を高揚させ、かえって「戦争」への道を早めるものでしかありません。三度目の「世界大戦」に引きずり込まれている今日にあっては、理性的に、その「世界大戦」に反対し、戦争そのものを無くしていく「非戦」が求められなければなりません。「市民の平和力」を問うことは、こうした状況のなかで、政治家や官僚・評論家ではなく、国民の一人ひとりが「平和」に立ち向かう実践的な「力」を見いだすことにほかなりません。たんに「平和」を声高に叫ぶのではなく、着実に、「非戦」＝「永遠平和」に前進していく実践理性のあり方がもとめられるのです。これが「市民の平和力」という概念を提起しようとする僕の問題意識です。

カントは、代表作の三批判書¹（『純粋理性批判』『実践理性批判』『判断力批判』）も完成し、晩年の 1795 年に『永遠平和のために』²を公表しています。それは、フランス革命への干渉戦争後、フランスとプロイセンとの間に締結されたバーゼル平和条約に対する不信をきっかけに、「一時的な平和条約」（休戦）ではなく、根本から、恒久的な平和状態を確立するために書き上げたものです。また、このカントの「永遠平和」論は、たんなる倫理的

な理想論ではなく、人類の普遍史に基づいて、永遠平和を科学的に展望する方法を含んでいます。「永遠平和」が、たんに「あるべき未来」としてだけではなく、同時に、自然史にある人間の「あるべき実践」として提起されているのです。それだけに、私たちの「生き方」にも深く欲動を生み出す「力」があるのです。ただ、18世紀末と現代では、社会的、世界的な状況は大きく変化しており、カントの「永遠平和」論は、時代に即して、さらに豊かに発展させていく地点にあります。本稿は、その試みの一つとして提起するものです。

1 「市民の平和力」とは

あらかじめ、カント『永遠平和のために』（1795年）²の骨子を紹介しておきます。

それは、「法的」——世界市民法的——に統整していく「予備条項」「確定条項」「追加条項」を明らかにすることで「永遠平和」への道筋を明らかにしていくものです。これらは、後にみるように、人間の「普遍史」から見た人間の完成、すなわち「意志の自由」をもった個人の相互性を理念とする「道徳」（倫理）を前提におき、捉えられたものです。カントの「永遠平和」論は、理念的な未来から構成され、その規範を実現していく目的合理性において語られているのです。平和の原理となるこの規範は、次のように表現されています。

「みずからの人格と他のすべての人格のうちに存在する人間性を、いつでも、同時に目的として使用しなければならず、いかなる場合にもたんに手段として使用してはならない。」³

国家の戦争は、他の国家を支配の「手段」とみなすものです。カントは、それと対比し、平和を、他国を「目的」としてみなしていく「人間性」に求めていくのです。また、カントは、「目的」の優位において、『永遠平和のために』を展開していくのです。

カントは、「永遠平和」を実現するために、その条件となる国家間の法規則として、6つの「予備条項」を挙げています。すなわち「戦争原因の排除」「国家を物件とすることの禁止」「常備軍の撤廃」「軍事国債の禁止」「内政干渉の禁止」「卑劣な敵対行為の禁止」です。国家の戦争をなくしていくためには、このような形で国家間の関係が「世界市民法」的に統整される必要があるということです。このなかで注目すべき点は、「戦争原因の排除」と「常備軍の撤廃」でしょう——日本国憲法第九条が浮かんできます——。「戦争原因」は、その本質をたどれば、国家間の対立にあります。その国家対立を「排除」しようというのですから、その「排除」は、常備軍と官僚制を特徴とする近代国家のあり方に根本的なメスを入れていくことを意味します。

次いで、「永遠平和」をつくる「世界市民法」として、三つの「確定条項」が挙げています。すなわち「どの国の市民的な体制も共和的であること」「国際法は自由な国家の連合に基づくべきこと」「世界市民法は普遍的な歓待の条件に制限されるべきこと」です。これらの「確定条項」では、国家の内外において、国家が自由に基づく世界市民法的な社会が構築されなければならないという点にポイントがあります。いわば、「完全な市民社会」の創出です。

さらに「永遠平和」の実現を保証するものとして、「自然の意図」と「秘密条項」が補足的な「追加条項」として与えられ、とくに「商業の精神」が「自然の意図」として平和との関連で積極的に評価されている点が見逃せません——のちに議論する点です——。そのほか、「永遠平和」への倫理のあり方として「道徳と政治の一致」を説いた「付録」が加えられています。

こうしたカントの永遠平和論は、一見して分かりますように、国家論を中心とした「実践理論」です。国家の戦争との関連で位置づけられた「永遠平和」の問題が、その国家の対立を揚棄するものであってみれば、正当な立論といえます。国家対立の揚棄が根本的に倫理の問題としてあり、「市民社会」の自由、「国家の連合」を問うことは「永遠平和」を実現していく合理的な視座だと思うからです。ただ、「永遠平和」の理論は、カントが生きた時期——国家の植民地主義が先導した資本主義の形成期⁴——とは異なります。産業資本主義が成熟した今日の世界にあっては、近代社会全体の問題として理論構築されなければならないように思います。とりわけ「商業の精神」——資本主義市場経済において——は、平和というより「戦争原因」ともなっており、戦争の本質的な側面に位置しています。もともと、「市民の平和」は、国家領域だけでなく、社会の構造全体とかわかっており、「商業」においても「平和の問題」が問われなくてはならない問題性があるのです。平和に向かう「商業の精神」は、その点を踏まえて、はじめて語りうるものです。

さらに、目を移し、以下の点にそって、カントの「永遠平和」論の方法をみていきます。

- ①「道徳と政治の一致」
- ②「国家の連合」の創出
- ③「完全なる市民社会の実現」

まず第一に、「道徳と政治の一致」という点です。

すでに指摘しましたように、カントの「永遠平和」論の大前提にあるのは「道徳」（倫理）です。「政治は道徳の前に屈しなければならない。しかしそのことによってこそ、政治が輝きつづけることができる状態にまで、たとえゆっくりとではあっても、進歩することを希望することができる」⁵とカントは考えています。しかも、これは、形而上学的な価値観として語ろうとするものではなく、「自然としての人間」から捉えられた「普遍史」において提起するものです。「自然としての人間」からみれば、人間は、「意志の自由」をもった個人として存在し、他者を「手段」とみたり、「目的」としたりする「生き物」といえます。カントは、前者を「非社会的社会性」、後者を「社会的社会性」と捉えています。歴史的には、社会が構成され、その構成された社会の歴史的特質によって、どちらが人間性の優位性となるかが規定されてきます。近代社会では、あらゆる点で他者を「手段化」していく点にその特徴があります。

カントは、人間の普遍的な特性から、戦争を捉え、また平和を捉えようとしていました。戦争は、国益を優先して他国を支配（手段化）します。他方、「平和」は、他国を手段のみならず目的とみなしていく点にうまれてきます。さらに「永遠平和」は、他者の目的化をつねに優位させた世界にあります。この平和の関係は、国家の特殊な道徳ではなく、「世界市民」の道徳に基づくものであり、そしてその道徳が世界市民的な法（政治）世界を実現させていくものになります。「世界市民」の道徳が、「永遠平和」の目的になり、また価値合理的な手段ともなっていくのです。「永遠平和」が「無限に近い将来のこと」だとはいえ、その「目標」は、あくまでも「実現すべき課題」にあるとみなされ、「永遠平和」は、世界市民の「実践」と結びつけられています。したがって、「世界市民」の道徳は、「永遠平和」へのプロセスを捉えていく本質的な視座ともなっているのです。

第二に、「永遠平和」は、「国家の連合」の創出によって実現するという点です。

国家間の関係にあって、近代国家が自分の権利を追求する方法は、国際的な裁判所に訴える形をとることはなく、戦争によらざるをえない。この「戦争状態」にあって、仮に平和条約ができたとしても、つねに新たな戦争を引き起こしてしまうのも国家の本性としてあります。したがって、「戦争状態」をなくしていくためには、戦争ではなく「法」によって、互

いの自由を保証していく「国家の連合」を実現するしかない。それによって「永遠平和」への前進が可能だとカントは主張するのです。

和平条約は一つの戦争を終結させようとするだけだが、平和連盟はすべての戦争を永遠に終わらせようとするのである。この平和連盟は、国家権力のような権力を獲得しようとするものではなく、ある同家とへその同家と連盟したそのほかの国家の自由を維持し、保証することを目指すものである。⁶

このようにカントは、「国家の自由を維持し、保証する」点に立脚する〔平和連盟〕（＝「国家の連合」）において、「戦争状態」から抜けだす現実的な可能性をみいだします。もちろん、すべての加盟国の「主権平等の原則」（国連憲章第2条第1項）に基礎をおく現在の国連をみると、形式上は、「国家の連合」のもとにあるように見えます。しかし、実質上、世界の平和と安全の維持に主要な責任を負った「安全保障理事会」など、アメリカなど大国の政治力により「主権平等の原則」が歪められる状況にあり、「永遠平和」への希望を裏切る現実もあります⁷。それでもなお、この「国家の連合」という形式自体は、やはり「国家の自由を維持し、保証する」連合への一步としてあり、「永遠平和」への条件とみなしていくべきなのです。今日において問題なのは、その「連合」の内容であり、その改革ということになります。したがって、「永遠平和」は、こうした改革を進めていく実践的な視点ともなるのです。

ところで、永遠平和への「国家の連合」は、それ自体が「実現すべき課題」です。カントによれば、「永遠平和」につながるこの「国家の連合」は、「完全なる市民社会」を条件として実現できるものです。したがって、「完全なる市民社会の実現」という点が、第三のポイントとして重要になってきます。

カントは、「国家の連合」には、この「市民的な社会的連合」がその条件としてあると考えます。

そもそも国民のあいだには市民的な社会的連合があって権利を保証し、国家のあいだでは国家連合が権利を保証するはずである。しかしこうした自由な国家連合が存在しないのならば、どのようにして自国の権利を信頼できる形で基礎づけることができるのだろうか。だから国際法という概念にまだ考察すべき点が残されているとすれば、それは理性がこの概念に国家連合の概念を結びつけざるをえないというところにある。⁸

カントは、「国民」のあいだに形成されるこうした「市民的な社会的連合」があって「国家の権利」が保証され、またそれを条件として「国家の連合」が存在すると考えるのです。また、「市民的な社会的連合」は、共和的な国家体制として捉えられ、それが「完全な市民社会」ともみなされています。共和制国家は、現在、多くの国民国家の政治体制と同じものみえるのですが、カントのいう「国家連合」の条件を形づくるのは、倫理的な観点から捉えられた「理念的な共和制」であり、実のところ、共和体制の現状改革も、「実現すべき課題」となっています。

共和的な体制を構成する条件が三つある。第一は、各人が社会の成員として、自由であるという原理が守られること、第二は、社会のすべての成員が臣民として、唯一で共同の法に従属するという原則が守られること、第三は、社会のすべての成員が国家の市民として、平等であるという法則が守られることである。この共和的な体制こそが、最初の契約の理念から生まれたものであり、民族のすべての正当な立法の基礎となるもの

である。だから共和的な体制は、あらゆる種類の市民的な体制の根源的な土台となるものである。⁹

現在の共和制的な体制は、階級差別・性差別・人種差別といった様々な社会的差別をふくんでおり、とても「自由であるという原理」に基づいているとは言えません。したがって、カントが描いた「共和的な体制」も、やはり「実現すべき課題」としてあることになります。「永遠平和」という目的をはじめとして、その実現条件の一つひとつが「実現すべき課題」としてあるのです。ということは、「永遠平和」への道は、すべて実践的な過程にあるということになります。

ところで、カントの「永遠平和」論は、あくまでも国家論の領域で捉えられています。社会の他の領域、とりわけ商品経済やその社会生活みると、他者の「手段化」で満ちています。戦争に通じていく「非社会的社会性」が支配しているのです。だとすれば、政治的な「完全な市民社会」の実現だけでは、「実現すべき課題」は完結しないことになります。カントの「永遠平和」論が「理想論」といわれてしまうのは、実は、この点が欠けているからではないかとも思えます。カントのいう「商業の精神」論をあらためて検討する必要があるようです。

2 「非社会的社会性」と資本主義

カントの永遠平和論は、すでに「世界市民という視点からみた普遍史の理念」（1784年）において自然史的な歴史観が提示され、語られていました。その視座は、個人の経験に根差した見地ではなく、またアリやミツバチの「本能」とは異なっているものの自然的人間の特性にそって捉えられたものです。地上において唯一の理性的な被造物である人間は、自然的な特性としてある個人の「意志の自由」によって、「動物としてのありかたを定める生物学的な配置に含まれないすべてのものをみずから作りだす」¹⁰とみたのです。

形而上学の観点からは人間の意志の自由の概念について、さまざまな理論を構築することができる。しかし意志が現象として示される人間の行動は、ほかのすべての自然の出来事と同じように、一般的な自然法則によって定められている。歴史とは、こうした意志の現象としての人間の行動についての物語である。だから行動の原因が深いところに隠されているとしても、歴史は次のことを示すものと期待できる。人間の意志の自由の働きを全体として眺めてみると、自由が規則的に発展していることを確認できるのである。また個々の主体については複雑で規則がないようにみえる場合にも、人類全体として眺めてみると、人間の根本的な素質であるこの自由というものが、緩慢ではありながらつねに確実に発達していることを認識できるのである。¹¹

このように自然的人間が「意志の自由」をもつことから、「人間の意志の自由の働きを全体として眺めてみると、自由が規則的に発展していることを確認できる」のであり、「歴史とは、こうした意志の現象としての人間の行動についての物語である」とするのです。そしてまた、この物語の先にあるものこそ、「内的に完全な国家体制を樹立する」ことだと考えるのです。

人類の歴史の全体は、自然の隠された計画が実現されるプロセスとみることができる。自然が計画しているのは、内的に完全な国家体制を樹立することであり、しかもこの目

的のために外的にも完全な国家体制を樹立し、これを人間のすべての素質が完全に展開される唯一の状態とすることである。¹²

まさに「内的・外的に完全な国家体制」が樹立される地点こそが、「永遠平和」の世界なのです。しかし、「自然の隠された計画」には「自然の狡知」も潜んでいます。

自然としての人間は、平和を「自然状態」とする人格だけをもつわけではありません。他面で、人間は、他者を手段化する「非社会的社会性」という人格をもっているとカントは、みるのです。人間の「意志の自由」は、そうした他者の自由を手段化し他者の自律的な自由を抑圧する人格をもっている。したがって、人間は「非社会的社会性」と「社会的社会性」の対立を備えた存在であり、そうであるがゆえに、かえって「人間の意志の自由」が発展してきたとカントは語るのです。そしてまた、戦争を「非社会的社会性」で語り、また平和を「社会的社会性」で語っていたのです。

すでにみた、他者の人格を手段として使用する同時に他者の人格を目的として使用せよ、というカントの「実践的な命法」は、哲学的な観点から自由の歴史を展望する「原理」でもありました。しかし、カントにあって、この原理は、すぐれて「世界市民法」的な観点から捉えるものです。戦争は国家間の対立にあるが、平和は「国家の連合」にあるとみたのです。しかしその両者は、国家次元の問題ではなく、社会構造のなかで概念化され、捉えられるものではなかったかという疑問が湧きます。とりわけ、「商業の精神」をうむ商品経済では、市場の交換関係にみるように、他者を目的ではなく、手段化するところに本質があります。

商品交換についてカール・マルクスは、「商品交換は、共同体の果てるところで、共同体が他の共同体またはその成員と接触する点で、始まる。しかし、物がひとたび対外的共同生活で商品になれば、それは反作用的に内部的共同生活でも商品になる」¹³と捉えていました。この商品交換が、人間社会の経済を構成していくにつれ、他者を「手段化」する関係が拡張され、普遍化していくことになります。マルクスは、「流通または商品交換の部面」から「自由、平等、所有、そしてベンサム」を剔出し、「自利」の側からその手段性を明らかにしています。

「労働力の売買が、その限界のなかで行なわれる流通または商品交換の部面は、じっさい、天賦の人権のほんとうの楽園だった。ここで支配しているのは、ただ、自由、平等、所有、そしてベンサムである。自由！なぜならば、ある一つの商品たとえば労働力の買い手も売り手も、ただ彼らの自由な意志によって規定されているだけだから。彼らは、自由な、法的に対等な人として契約する。契約は、彼らの意志がそれにおいて一つの共通な法的表現を与えられる最終結果である。平等！なぜならば、彼らは、ただ商品所持者として互いに関係し合い、等価物と等価物とを交換するのだから。所有！なぜならば、どちらもただ自分のものを処分するだけだから。ベンサム！なぜならば、両者のどちらにとっても、かかわるところはただ自分のことだけだから。彼らをいっしょにして一つ関係のなかに置くただ一つの力は、彼らの自利の、彼らの個別的利益の、彼らの私的利害の力だけである。そして、このように各人がただ自分のことだけを考え、だれも他人のことは考えないからこそ、みな、事物の予定調和の結果として、またはまったく抜けめのない摂理のおかげで、ただ彼らの相互の利益の、公益の、全体の利益の、事業をなしとげるのである。」¹⁴

このように、「彼らをいっしょにして一つ関係のなかに置くただ一つの力は、彼らの自利の、彼らの個別的利益の、彼らの私的利害の力だけ」なのです。ですので、この「部面」で取引にいそしむ「商業」は、彼らの「自利」に基づいており、取引の相手たる「他者」は

「自利」の手段でしかない。労働力までも商品化する資本主義にあつては、こうした交換から産業資本が登場し、利潤追求をめざして企業活動（資本蓄積）を展開していきます。そしてまた、この産業資本主義の拡大が社会の内外に広げ、グローバルな世界市場（自利経済）を作りだしてきたのです。いまや国家の戦争までも「ディール」（取引）とみなすほどに、資本主義は「他者の手段化」に満ち満ちています。ですので、経済的な対立・緊張も、必然的に高まり、政治的な国際調停をもたらすことにもなります。商品経済、そして「商業」は、「非社交的社会性」を本性としており、その「精神」は、平和の「保証」というより、他国を手段化する「狡猾さ」を胚胎させているのです。

グローバルな世界市場の主役となる商品、貨幣、資本（企業）は、その本性からすれば、普遍的な存在だと見なされます。この限りでは、それらは、物神的な「自律的経済システム」を構成する物象であるかのようです。しかし、それらの存在形態は、つねに国籍に彩られて実在しています。例えば、Made in Japan は、商品であれ貨幣であれ、国境を超え、どこにでも付いて回ります。「多国籍企業」も「現住所」は多国籍だとしても、「本籍」は一つです。この「国籍」が固着していくのも、納税と引き換えに国家の保護が得られるからです。ですので、輸出先で商品がボイコットされたり、壊されたり、また盗まれたりすれば、当然ながら輸出先の法によって裁かれることになります。が、それだけで済みません。輸出先の政府によって不利・不当な制限、損失、差別が生みだされれば、外交問題となり、輸出国の国家の政治介入が避けられません。さらに、外交的な調整・解決できなければ、当然、それぞれ国益が衝突しあって、軍事的な国家対立が発生し、戦争に至ることになります。国家間の関係は、自国の法の適用外にあり、いわば「例外状況」にあることによって、戦争が「国益」（自利）のための手段として利用されてしまうのです。近代の国民国家が常備軍を用意するのも、こうした国家間が「無法地帯」があるからです。

ところで、国民国家がつねに戦争状態の体制にあるとはいえ、実際に戦争が必然化するのには「国家の論理」ばかりとはいえません。戦争の前に国家には、「国富」がなければならぬ。したがって、国家は「国民経済」を組織・発展させる諸要因を積極的に創出していくことになります。通貨の統一、交通・通信の整備、教育制度など、経済活動・社会生活の基盤を形成していくのです。

他面、国家間の関係では、もっぱら「世界市場」に支配されながらも、つねに政治的な「国際関係」が伴ってきます。この点を明らかにしたのが、I. ウォーラーステインです¹⁵。彼は、資本主義の「世界システム」として、ヘゲモニー国を中心とした「国際関係」が形成されることを解明しました。

ウォーラーステインによれば、ヘゲモニーとは、「特定の中核国家の生産効率がきわめて高くなり、その国の生産物が、おおむね他の中核諸国においても競争力を持ちうるような状態のことであり、その結果、世界市場をもっとも自由な状態にしておくことで、その国がもっとも大きな利益を享受できるような状態」¹⁶だとされています。経済競争力をもった国家が優位に立ち、自らに有利な「世界システム」（自由主義）を形成してきたとみるのです。また、この点から、資本主義の生産力のリニアな発展が、繊維業、製造業、耐久消費財にあったことから、17 世紀中葉はオランダ、19 世紀中葉はイギリス、そして第二次世界大戦後にはアメリカが、「ヘゲモニー国家」として君臨してきたとみるのです。

しかし、このヘゲモニーは、つねに政治的な緊張関係を含んでいます。「この生産力の優位を活用するためには、こうした国家は強力でなければならない。国内でも国外でも生産要素の自由な流通を妨げるような政治的障壁を排し、それができないまでも、その障壁を低くできなければならないからである。いったん経済面で支配権を確立した勢力は、ある種の知的、文化的推進力、運動、イデオロギーなどを奨励することが自分たちの役にたつ、と考えるようにもなる」¹⁷ からです。ヘゲモニー国家の登場は、それゆえに對外政策において「自

由主義」を特徴としていくわけですが、それはあくまでも経済競争力の優位性に起因しています。しかし、一方で、ヘゲモニー国の発展がその優位性を爛熟——資本（生産→商業→金融）の過剰——させ、他方で、他の諸国が新たな競争力を身につけてきます。こうして、ヘゲモニーの交代は避けられなくなるのです。

ヘゲモニーの交代の変化を、ウォーラーステインは、次のように述べています。

「ヘゲモニーを握った強国が圧倒的に優位に立つに至った時代は、好んで国内に目を向けた時代であったといえよう。市場で階級的利益を追求しようとした人びとは、前の時代から残存している国内の政治的制約を一掃することを望んだからである。これに対して、ヘゲモニーが衰退していく時代は、国家間の関係に目が向きがちな時代であった。というのは、この場合、市場で階級的な利益を追求しようとした人びとは、前の時代から持ち越された国家間の政治的制約を払拭したいと思ったからである。」¹⁸

こうして、ヘゲモニーの交代期は、大国において帝国主義的な政策が特徴となり、世界的な政治対立・戦争を生んでいくことになります。20世紀の世界大戦も、そしてまた進行しつつある21世紀の「世界大戦」も、資本過剰の世界システムがもたらした必然的な結果であったのです。したがって、「非社会的社会性」を特徴とする資本主義的商品経済は、必然的に戦争をもたらす社会構造とみなすべきなのです。この点を無視しては、「永遠平和」は永久に実現できません。逆に言えば、「永遠平和」の実現にとっては、この領域にこそ大きな「実現すべき課題」をみるべきなのです。実践的な「永遠平和」論は、国家論に留まることなく、実践的な社会理論の構築をめざすべきでしょう。

（注）

1 カントの三批判書は以下のものです。

- ・『純粋理性批判』熊野純彦訳、作品社、2012年
- ・『実践理性批判』熊野純彦訳、作品社、2013年
- ・『判断力批判』熊野純彦訳、作品社、2015年

2 カント『永遠平和のために／啓蒙とは何か』中山元訳、光文社文庫、2006年。

3 カント『道徳形而上学の基礎づけ』中山元訳、光文社文庫、2012年、136頁。

4 カントが生きた時代の「経済的発展」はマニファクチャー段階にあり、いまだ社会構造における位置も小さかった。しかも、「産業資本」というより「商業資本」が優位していたといえます。

5 カント『永遠平和のために／啓蒙とは何か』中山元訳、光文社文庫、2006年、239頁。

6 カント、同上（「永遠平和のために」）、180頁。

7 この点の解説には、第2章で取り上げるウォーラーステインの「世界システム」論が参考になります。

8 カント、同上（「永遠平和のために」）、182頁。

9 カント、同上（「永遠平和のために」）、165頁。

10 カント、同上（「世界市民という視点からみた普遍史の理念」）、182頁。

11 カント、『永遠平和のために／啓蒙とは何か』（「世界市民という視点からみた普遍史の理念」）、32頁。

12 カント、同上、55～56頁。

13 K. マルクス、マルクス・エンゲルス全集・第23巻『資本論Ⅰa』大月書店、1965年、118頁。

- 14 K. マルクス、同上、230～231 頁。
- 15 I. ウォーラーステインの主な著書を挙げておきます。
- ・『近代世界システム 1600-1750——重商主義と「ヨーロッパ世界経済」の凝集』川北稔訳、名古屋大学出版会、1993 年。
 - ・『史的システムとしての資本主義』川北稔訳、岩波書店、1985 年／岩波文庫、2022 年。
 - ・『世界経済の政治学——国家・運動・文明』田中治男・伊豫谷登士翁・内藤俊雄訳、同文館出版、1991 年。
 - ・『ユートピスティクス——21 世紀の歴史的選択』松岡利道訳、藤原書店、1999 年。
 - ・『入門・世界システム分析』山下範久訳、藤原書店、2006 年。
- 16 I. ウォーラーステイン『近代世界システムⅡ』川北稔、名古屋大学出版会、2013 年、45 頁。
- 17 I. ウォーラーステイン、同上、45 頁。
- 18 I. ウォーラーステイン、同上、73 頁。

(なかむら きょういち)

